

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄						備考		
計画の区分	研究科の専攻の設置（国際連携専攻）								
フリガナ設置者	コリツタ ^イ カ ^ク ホクジン ^{キョウシヨウダ^イカ^ク} 国立大学法人 九州大学						【連携外国大学の設置者】 大韓民国 釜山大学校		
フリガナ大学の名称	キョウシヨウダ ^イ カ ^ク ダ ^イ クイン 九州大学大学院（Graduate School, Kyushu University）						【連携外国大学の名称】 Pusan National University （부산대학교）		
大学本部の位置	福岡県福岡市西区元岡744						【連携外国大学の本部の位置】 2, Busandaehak-ro 63beon-gil, Geumjeong-gu, Busan, 46241, Korea		
大学の目的	九州大学は、教育基本法（平成18年度法律第120号）の精神に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。								
新設学部等の目的	<p>都市・建築は、資源・エネルギー需要の増大、都市温暖化、大気汚染といった環境問題の根源となっている。特に、アジアは深刻な都市・建築環境問題を抱えており、アジアの持続的な発展がなければ世界の持続性は確保できない。しかも、アジアは歴史・文化に基づく地域社会固有の問題を有するため、“Think globally, act locally”を念頭に国際基準に準拠したローカルな実践が要求される。</p> <p>そこで、九州大学と釜山大学校の間で環境教育のための国際協働教育プログラムを確立し、国際連携専攻を設置する。本国際連携専攻は、生活の質を向上し、かつ持続的な都市・建築を創り上げるため、自身が専門とする都市・建築分野はもとより、周辺領域まで幅広く俯瞰し、生活の実態や社会・文化などの背景を認識しながら環境保全に関する広範な技術や方策を理解して、それらを適切に総合化できる「都市・建築環境問題を解決するための施策・実践に向けて俯瞰力、実践力、国際力、発信力を兼ねた高度専門人材」の育成を目的とする。</p>								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	【連携外国大学の組織の名称及び所在地】 College of Engineering(공과대학) 2, Busandaehak-ro 63beon-gil, Geumjeong-gu, Busan, 46241, Korea <>内の数字は、人間環境学府全体の入学定員等
	人間環境学府 （Graduate School of Human-Environment Studies） 九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻 （Kyushu-Pusan International Joint Department of Architecture and Built Environment） 計	年	人 2 <40>	年次 人 — —	人 6 <120>	博士（工学） （Doctor of Philosophy）	2024年4月 第1年次	福岡県福岡市西区元岡744	
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）	該当なし								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数		10単位	
		講義	演習	実験・実習	計				
	九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻	0科目	4科目	3科目	7科目				

教員組織の概要	学部等の名称	専任教員等						兼任教員等
		教授	准教授	講師	助教	計	助手	
新設分	人間環境学府九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻	人 3 (3)	人 3 (3)	人 0 (0)	人 2 (2)	人 8 (8)	人 0 (0)	人 17 (17)
	計	3 (3)	3 (3)	0 (0)	2 (2)	8 (8)	0 (0)	17 (17)
既設分	人文学府							
	人文基礎専攻 修士課程	8 (8)	8 (8)	2 (2)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	11 (11)
	人文基礎専攻 博士後期課程	8 (8)	8 (8)	2 (2)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	0 (0)
	歴史空間論専攻 修士課程	4 (4)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	19 (19)
	歴史空間論専攻 博士後期課程	4 (4)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	0 (0)
	言語・文学専攻 修士課程	8 (8)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	15 (15)
	言語・文学専攻 博士後期課程	9 (9)	6 (6)	1 (1)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	0 (0)
	地球社会統合科学府							
	地球社会統合科学専攻 修士課程	25 (25)	25 (25)	8 (8)	4 (4)	62 (62)	0 (0)	8 (8)
	地球社会統合科学専攻 博士後期課程	26 (26)	24 (24)	8 (8)	0 (0)	58 (58)	0 (0)	5 (5)
	人間環境学府							
	都市共生デザイン専攻 修士課程	4 (4)	3 (3)	0 (0)	2 (2)	9 (9)	0 (0)	15 (15)
	都市共生デザイン専攻 博士後期課程	4 (4)	3 (3)	0 (0)	2 (2)	9 (9)	0 (0)	1 (1)
	人間共生システム専攻 修士課程	4 (4)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	4 (4)
	人間共生システム専攻 博士後期課程	7 (7)	6 (6)	2 (2)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (0)
	行動システム専攻 修士課程	4 (4)	10 (10)	2 (2)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	3 (3)
	行動システム専攻 博士後期課程	5 (5)	10 (10)	1 (1)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	0 (0)
	教育システム専攻 修士課程	12 (12)	10 (10)	1 (1)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	1 (1)
	教育システム専攻 博士後期課程	9 (9)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	0 (0)
	空間システム専攻 修士課程	6 (6)	6 (6)	0 (0)	4 (4)	16 (16)	0 (0)	14 (14)
	空間システム専攻 博士後期課程	6 (6)	6 (6)	0 (0)	4 (4)	16 (16)	0 (0)	0 (0)
	実践臨床心理学専攻 専門職学位課程	4 (4)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	5 (5)
	法学府							
	法政理論専攻 修士課程	25 (25)	17 (17)	0 (0)	0 (0)	42 (42)	0 (0)	22 (22)
	法政理論専攻 博士後期課程	34 (34)	18 (18)	0 (0)	0 (0)	52 (52)	0 (0)	4 (4)
	法務学府							
	実務法学専攻 専門職学位課程	12 (12)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	1 (1)	44 (44)
	経済学府							
	経済工学専攻 修士課程	8 (8)	10 (10)	2 (2)	0 (0)	20 (20)	0 (0)	3 (3)
	経済工学専攻 博士後期課程	8 (8)	10 (10)	2 (2)	0 (0)	20 (20)	0 (0)	3 (3)
	経済システム専攻 修士課程	11 (11)	8 (8)	3 (3)	0 (0)	22 (22)	0 (0)	5 (5)
	経済システム専攻 博士後期課程	12 (12)	9 (9)	3 (3)	0 (0)	24 (24)	0 (0)	4 (4)
産業マネジメント専攻 専門職学位課程	9 (9)	3 (3)	1 (1)	2 (2)	15 (15)	0 (0)	8 (8)	
理学府								
物理学専攻 修士課程	14 (14)	15 (15)	1 (1)	12 (12)	42 (42)	0 (0)	6 (6)	
物理学専攻 博士後期課程	14 (14)	15 (15)	1 (1)	12 (12)	42 (42)	0 (0)	0 (0)	
化学専攻 修士課程	17	17	2	14	50	0	8	

【連携外国大学との調整等を行う専任教員】

人数：1名
職位：准教授
所属：九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻

化学専攻 博士後期課程	(17)	(17)	(2)	(14)	(50)	(0)	(8)
地球惑星科学専攻 修士課程	12 (12)	15 (15)	0 (0)	9 (9)	36 (36)	0 (0)	7 (7)
地球惑星科学専攻 博士後期課程	12 (12)	15 (15)	0 (0)	9 (9)	36 (36)	0 (0)	0 (0)
数理学府							
数理学専攻 修士課程	31 (31)	24 (24)	0 (0)	17 (17)	72 (72)	0 (0)	17 (17)
数理学専攻 博士後期課程	31 (31)	23 (23)	0 (0)	17 (17)	71 (71)	0 (0)	0 (0)
システム生命科学府							
システム生命科学専攻 博士課程	30 (30)	21 (21)	5 (5)	26 (26)	82 (82)	0 (0)	20 (20)
医学系学府							
医学専攻 博士課程	45 (45)	33 (33)	7 (7)	10 (10)	95 (95)	0 (0)	3 (3)
医科学専攻 修士課程	43 (43)	36 (36)	7 (7)	9 (9)	95 (95)	0 (0)	2 (2)
保健学専攻 修士課程	15 (15)	6 (6)	9 (9)	4 (4)	34 (34)	0 (0)	51 (51)
保健学専攻 博士後期課程	14 (14)	5 (5)	2 (2)	0 (0)	21 (21)	0 (0)	0 (0)
医療経営・管理学専攻 専門職学位課程	12 (12)	3 (3)	0 (0)	2 (2)	17 (17)	0 (0)	4 (4)
歯学府							
歯学専攻 博士課程	18 (18)	11 (11)	15 (15)	38 (38)	82 (82)	0 (0)	30 (30)
口腔科学専攻 修士課程	18 (18)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	0 (0)
薬学府							
創薬科学専攻 修士課程	15 (15)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	16 (16)
創薬科学専攻 博士後期課程	6 (6)	2 (2)	0 (0)	5 (5)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
臨床薬学専攻 博士課程	9 (9)	5 (5)	1 (1)	4 (4)	19 (19)	0 (0)	0 (0)
工学府							
材料工学専攻 修士課程	12 (12)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	3 (3)
材料工学専攻 博士後期課程	12 (12)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	15 (15)
応用化学専攻 修士課程	16 (16)	19 (19)	0 (0)	8 (8)	43 (43)	0 (0)	7 (7)
応用化学専攻 博士後期課程	15 (15)	17 (17)	0 (0)	8 (8)	40 (40)	0 (0)	17 (17)
化学工学専攻 修士課程	8 (8)	5 (5)	0 (0)	3 (3)	16 (16)	0 (0)	4 (4)
化学工学専攻 博士後期課程	7 (7)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	7 (7)
機械工学専攻 修士課程	19 (19)	13 (13)	0 (0)	16 (16)	48 (48)	0 (0)	9 (9)
機械工学専攻 博士後期課程	17 (17)	13 (13)	0 (0)	15 (15)	45 (45)	0 (0)	7 (7)
水素エネルギーシステム専攻 修士課程	7 (7)	3 (3)	0 (0)	3 (3)	13 (13)	0 (0)	18 (18)
水素エネルギーシステム専攻 博士後期課程	7 (7)	3 (3)	0 (0)	3 (3)	13 (13)	0 (0)	23 (23)
航空宇宙工学専攻 修士課程	7 (7)	4 (4)	0 (0)	9 (9)	20 (20)	0 (0)	9 (9)
航空宇宙工学専攻 博士後期課程	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	7 (7)
量子物理工学専攻 修士課程	9 (9)	8 (8)	0 (0)	10 (10)	27 (27)	0 (0)	11 (11)
量子物理工学専攻 博士後期課程	9 (9)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	9 (9)
船舶海洋工学専攻 修士課程	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	2 (2)
船舶海洋工学専攻 博士後期課程	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	7 (7)
地球資源システム工学専攻 修士課程	4 (4)	4 (4)	0 (0)	5 (5)	13 (13)	0 (0)	4 (4)

地球資源システム工学専攻 博士後期課程	7 (7)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	7 (7)
共同資源工学専攻 修士課程	3 (3)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	4 (4)
土木工学専攻 修士課程	15 (15)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	24 (24)	0 (0)	3 (3)
土木工学専攻 博士後期課程	15 (15)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	7 (7)
芸術工学府							
芸術工学専攻 修士課程	23 (23)	38 (38)	2 (2)	18 (18)	81 (81)	0 (0)	29 (29)
芸術工学専攻 博士後期課程	24 (24)	38 (38)	2 (2)	14 (14)	78 (78)	0 (0)	6 (6)
システム情報科学府							
情報理工学専攻 修士課程	22 (22)	25 (25)	0 (0)	16 (16)	63 (63)	0 (0)	21 (21)
情報理工学専攻 博士後期課程	20 (20)	25 (25)	0 (0)	16 (16)	61 (61)	0 (0)	0 (0)
電気電子工学専攻 修士課程	18 (18)	15 (15)	0 (0)	15 (15)	48 (48)	0 (0)	22 (22)
電気電子工学専攻 博士後期課程	17 (17)	14 (14)	0 (0)	15 (15)	46 (46)	0 (0)	0 (0)
総合理工学府							
総合理工学専攻 修士課程	46 (46)	48 (48)	0 (0)	34 (34)	128 (128)	0 (0)	12 (12)
総合理工学専攻 博士後期課程	46 (46)	48 (48)	0 (0)	34 (34)	128 (128)	0 (0)	5 (5)
生物資源環境科学府							
資源生物科学専攻 修士課程	18 (18)	24 (24)	0 (0)	15 (15)	57 (57)	0 (0)	0 (0)
資源生物科学専攻 博士後期課程	18 (18)	22 (22)	0 (0)	15 (15)	55 (55)	0 (0)	0 (0)
環境農学専攻 修士課程	16 (16)	19 (19)	0 (0)	15 (15)	50 (50)	0 (0)	0 (0)
環境農学専攻 博士後期課程	16 (16)	18 (18)	0 (0)	15 (15)	49 (49)	0 (0)	0 (0)
農業資源経済学専攻 修士課程	3 (3)	4 (4)	0 (0)	3 (3)	10 (10)	0 (0)	0 (0)
農業資源経済学専攻 博士後期課程	3 (3)	4 (4)	0 (0)	3 (3)	10 (10)	0 (0)	0 (0)
生命機能科学専攻 修士課程	17 (17)	16 (16)	1 (1)	16 (16)	50 (50)	0 (0)	0 (0)
生命機能科学専攻 博士後期課程	16 (16)	14 (14)	0 (0)	13 (13)	43 (43)	0 (0)	3 (3)
統合新領域学府							
ユーザー感性スタディーズ専攻 修士課程	5 (5)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	8 (8)	0 (0)	20 (20)
ユーザー感性スタディーズ専攻 博士後期課程	3 (3)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	6 (6)	0 (0)	0 (0)
オートモーティブサイエンス専攻 修士課程	10 (10)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	48 (48)
オートモーティブサイエンス専攻 博士後期課程	11 (11)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	20 (20)	0 (0)	6 (6)
ライブラリーサイエンス専攻 修士課程	5 (5)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	11 (11)
ライブラリーサイエンス専攻 博士後期課程	4 (4)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	0 (0)
マス・フォア・イノベーション連係学府							
博士前期課程	26 (26)	16 (16)	1 (1)	4 (4)	47 (47)	0 (0)	125 (125)
博士後期課程	25 (25)	16 (16)	1 (1)	4 (4)	46 (46)	0 (0)	121 (121)
計	1,271 (1,271)	1,093 (1,093)	105 (105)	567 (567)	3,036 (3,036)	1 (1)	967 (967)
合計	1,274 (1,274)	1,096 (1,096)	105 (105)	569 (569)	3,044 (3,044)	1 (1)	984 (984)

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計					
	事 務 職 員		1,182 (1,182)	0 (0)	1,182 (1,182)					
	技 術 職 員		2,060 (2,060)	0 (0)	2,060 (2,060)					
	図 書 館 専 門 職 員		66 (66)	0 (0)	66 (66)					
	そ の 他 の 職 員		33 (33)	0 (0)	33 (33)					
計		3,341 (3,341)	0 (0)	3,341 (3,341)						
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計		申請大学全体			
	校 舎 敷 地	2,273,413㎡	0㎡	0㎡	2,273,413㎡					
	運 動 場 用 地	196,820㎡	0㎡	0㎡	196,820㎡					
	小 計	2,470,233㎡	0㎡	0㎡	2,470,233㎡					
	そ の 他	72,838,349㎡	0㎡	0㎡	72,838,349㎡					
合 計		75,308,582㎡	0㎡	0㎡	75,308,582㎡					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計					
		650,189㎡ (650,189㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)	650,189㎡ (650,189㎡)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設					
	347室	363室	115室	15室 (補助職員-人)	4室 (補助職員-人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数						
		人間環境学府九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻		8 室						
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	学 府 単 位 での 特 定 不 能 な た め、 申 請 大 学 全 体 の 数		
	大学全体	4,220,435 〔1,808,991〕 (4,220,435 〔1,808,991〕)	119,895 〔75,582〕 (119,895 〔75,582〕)	43,119 〔41,593〕 (43,119 〔41,593〕)	8,324 (8,324)	76 (76)	7,434,882 (7,434,882)			
	計	4,220,435 〔1,808,991〕 (4,220,435 〔1,808,991〕)	119,895 〔75,582〕 (119,895 〔75,582〕)	43,119 〔41,593〕 (43,119 〔41,593〕)	8,324 (8,324)	76 (76)	7,434,882 (7,434,882)			
図 書 館		面 積		閱 覧 座 席 数	収 納 可 能 冊 数		申請大学全体			
		46,365㎡		3,211	5,395,250					
体 育 館		面 積		体 育 館 以 外 の ス ポ ー ツ 施 設 の 概 要						
		12,019㎡		野 球 場 1 面 陸 上 競 技 場 1 面						
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分	開 設 前 年 度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次	
		教員1人当り研究費等	-	-	-	-	-	-	-	
		共同研究費等	-	-	-	-	-	-	-	
		図書購入費	-	-	-	-	-	-	-	
	設備購入費	-	-	-	-	-	-	-		
	学生1人当り納付金	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次			
		- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円			
学 生 納 付 金 以 外 の 維 持 方 法 の 概 要		-								

既設大学等の状況	大学の名称		九州大学 (Kyushu University)						所在地		
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度			
	【学部】 共創学部 共創学科	年	人	年次人	人	学士(学術)	倍	平成30年度	福岡県福岡市 西区元岡744	令和5年度編入学定員減 (△10)	
	文学部 人文学科	4	105	—	420	学士(文学)	1.04	平成12年度	同上		
	教育学部	4	151	—	604	学士(教育学)	1.08	昭和24年度	同上		
	法学部	4	46	—	184	学士(法学)	1.10	昭和24年度	同上		
	経済学部 経済・経営学科	4	189	—	756	学士(経済学)	1.06	昭和24年度	同上		
	経済工学部 経済工学科	4	141	3年次	574	—	1.05	平成12年度	同上		
	理学部 物理学科	4	85	—	360	—	1.08	昭和52年度	同上		
	化学科	4	55	—	220	—	1.13	昭和24年度	同上		
	地球惑星科学科	4	62	—	248	—	1.04	昭和24年度	同上		
	数学科	4	45	3年次	180	—	1.11	平成2年度	同上		
	生物学科	4	50	5	210	—	1.11	昭和24年度	同上		
	医学部 医学科	6	46	—	184	—	1.05	昭和24年度	同上	令和2年度入学定員変更(△1) 令和5年度入学定員変更(△5)	
	生命科学科	4	110	—	657	学士(医学)	1.03 1.04	昭和24年度	福岡県福岡市東区 馬出3丁目1番1号		
	保健学科	4	12	—	48	学士(生命医科学)	1.15	平成19年度	同上		
	歯学部 歯学科	6	134	—	536	学士(保健学) 学士(看護学)	1.01	平成14年度	同上		
	薬学部 創薬科学科	4	53	—	318	学士(歯学)	0.99	昭和42年度	同上	令和5年度編入学定員増(20)	
	臨床薬学科	6	49	—	196	学士(薬学)	1.03	平成18年度	同上		
	工学部 電気情報工学科	4	30	—	180	学士(創薬科学)	1.06	平成18年度	同上		
	材料工学科	4	153	—	459	学士(工学)	1.03	1.04	令和3年度		福岡県福岡市 西区元岡744
	応用化学科	4	53	—	159	—	1.03	1.03	令和3年度		同上
	化学工学科	4	72	—	216	—	1.09	1.09	令和3年度		同上
	融合基礎工学科	4	38	3年次	114	—	0.99	0.99	令和3年度		同上
	機械工学科	4	57	20	191	—	0.99	0.99	令和3年度		同上
	航空宇宙工学科	4	135	—	405	—	1.04	1.04	令和3年度		同上
	量子物理工学科	4	29	—	87	—	1.06	1.06	令和3年度		同上
	船舶海洋工学科	4	38	—	114	—	0.98	0.98	令和3年度		同上
	地球資源システム工学科	4	34	—	102	—	0.94	0.94	令和3年度		同上
	土木工学科	4	34	—	102	—	0.97	0.97	令和3年度		同上
	建築学科	4	77	—	231	—	1.08	1.08	令和3年度		同上
	建築学科	4	58	—	174	—	1.03	1.03	令和3年度		同上
	電気情報工学科	4	—	—	—	—	—	—	昭和29年度	令和3年度より学生募集停止	
	物質科学工学科	4	—	—	—	—	—	—	平成8年度	令和3年度より学生募集停止	
	地球環境工学科	4	—	—	—	—	—	—	平成9年度	令和3年度より学生募集停止	
	エネルギー科学科	4	—	—	—	—	—	—	平成10年度	令和3年度より学生募集停止	
	機械航空工学科	4	—	—	—	—	—	—	平成10年度	令和3年度より学生募集停止	
	芸術工学科	4	—	—	—	—	—	—	平成11年度	令和3年度より学生募集停止	
	芸術工学科	4	187	—	748	学士(芸術工学)	1.07	令和2年度	福岡県福岡市南区 塩原4丁目9番1号		
	農学部 生物資源環境学科	4	226	—	904	学士(農学)	1.06	平成10年度	福岡県福岡市 西区元岡744		

【大学院】 人文科学府 人文基礎専攻 修士課程 博士後期課程 歴史空間論専攻 修士課程 博士後期課程 言語・文学専攻 修士課程 博士後期課程			—		修士(文学) 博士(文学)		平成12年度	福岡県福岡市 西区元岡744
地球社会統合科学府 地球社会統合科学専攻 修士課程 博士後期課程			—		修士(学術) 修士(理学) 博士(学術) 博士(理学)		平成26年度	同上
人間環境学府 都市共生デザイン専攻 修士課程 博士後期課程 人間共生システム専攻 修士課程 博士後期課程 行動システム専攻 修士課程 博士後期課程 教育システム専攻 修士課程 博士後期課程 空間システム専攻 修士課程 博士後期課程 実践臨床心理学専攻 専門職学位課程			—		修士(人間環境学) 修士(文学) 修士(教育学) 修士(心理学) 修士(工学) 博士(人間環境学) 博士(文学) 博士(教育学) 博士(心理学) 博士(工学) 臨床心理修士(専門職)		平成12年度 平成12年度 平成12年度 平成12年度 平成17年度 平成12年度 平成17年度	同上
法学府 法政理論専攻 修士課程 博士後期課程			—		修士(法学) 博士(法学)		平成22年度	同上
法務学府 実務法学専攻 専門職学位課程			—		法務博士(専門職)		平成16年度	福岡県福岡市 中央区六本松4-2-1
経済学府 経済工学専攻 修士課程 (マス・フォア・イノベーション関係学府の内数とする入学定員数) 博士後期課程 (マス・フォア・イノベーション関係学府の内数とする入学定員数) 経済システム専攻 修士課程 博士後期課程 産業マネジメント専攻 専門職学位課程			—		修士(経済学) 博士(経済学) 経営修士(専門職)		平成12年度 平成15年度 平成15年度	福岡県福岡市 西区元岡744
理学府 物理学専攻 修士課程 博士後期課程 化学専攻 修士課程 博士後期課程 地球惑星科学専攻 修士課程 博士後期課程			—		修士(理学) 博士(理学)		平成20年度 平成20年度 平成12年度	同上

数理学府 数理学専攻 修士課程 (マス・フォア・イノベーション連係学府の内数とする 入学定員数) 博士後期課程 (マス・フォア・イノベーション連係学府の内数とする 入学定員数)	2 3	54 20	— 【8】 【9】	108 【16】 60 【27】	修士(数理学) 修士(技術数理学) 博士(数理学) 博士(機能数理学)	1.04 0.97	平成12年度	同上
システム生命科学府 システム生命科学専攻 博士課程	5	54	—	270	修士(システム生命科学) 修士(理学) 修士(工学) 修士(情報科学) 博士(システム生命科学) 博士(理学) 博士(工学) 博士(情報科学)	0.91	平成15年度	同上
医学系学府 医学専攻 博士課程 医科学専攻 修士課程 保健学専攻 修士課程 博士後期課程 医療経営・管理学専攻 専門職学位課程	4 2 2 3 2	107 20 27 10 20	—	428 40 54 30 40	博士(医学) 修士(医科学) 修士(看護学) 修士(保健学) 博士(看護学) 博士(保健学) 医療経営・管理学 修士(専門職)	1.18 0.79 1.09 1.11 1.06	平成20年度 平成15年度 平成19年度 平成21年度 平成13年度	福岡県福岡市東区 馬出3丁目1番1号
歯学府 歯学専攻 博士課程 口腔科学専攻 修士課程	4 2	43 6	—	172 6	博士(歯学) 博士(臨床歯学) 博士(学術) 修士(口腔科学)	0.95 0.78	平成12年度 令和5年度	同上
薬学府 創薬科学専攻 修士課程 博士後期課程 臨床薬学専攻 博士課程	2 3 4	55 12 5	—	110 36 20	修士(創薬科学) 博士(創薬科学) 博士(臨床薬学)	0.94 1.89 0.70	平成22年度 平成24年度 平成24年度	同上
工学府 材料工学専攻 修士課程 博士後期課程 応用化学専攻 修士課程 博士後期課程 化学工学専攻 修士課程 博士後期課程 機械工学専攻 修士課程 博士後期課程 水素エネルギーシステム専攻 修士課程 博士後期課程 航空宇宙工学専攻 修士課程 博士後期課程 量子物理学専攻 修士課程 博士後期課程 船舶海洋工学専攻 修士課程 博士後期課程 地球資源システム工学専攻 修士課程 博士後期課程	2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3	43 10 68 18 30 8 73 16 35 9 30 10 25 8 20 8	—	86 30 136 54 60 24 146 48 70 27 60 30 50 24 40 24	修士(工学) 博士(工学)	1.01 0.77 1.17 1.20 1.10 0.79 1.34 0.90 1.13 0.70 1.27 0.67 1.10 0.50 1.14 0.75 1.35 1.74	令和3年度 令和3年度 令和3年度 平成22年度 平成22年度 平成12年度 令和3年度 令和3年度 平成12年度	福岡県福岡市 西区元岡744

共同資源工学専攻						平成29年度		
修士課程	2	10		20	1.75			
土木工学専攻						令和3年度		
修士課程	2	52		104	1.39			
博士後期課程	3	16		48	1.22			
芸術工学府			—					
芸術工学専攻						令和4年度	福岡県福岡市南区 塩原4丁目9番1号	
修士課程	2	120		240	1.24			
博士後期課程	3	30		60	0.53			
芸術工学専攻						平成15年度		令和4年度より学生募集停止
修士課程	2	—		—	—			令和4年度より学生募集停止
博士後期課程	3	—		—	—			
デザインストラテジー専攻						平成18年度		令和4年度より学生募集停止
修士課程	2	—		—	—			令和4年度より学生募集停止
博士後期課程	3	—		—	—	平成20年度		
システム情報科学府			—					
情報理工学専攻						令和3年度	福岡県福岡市 西区元岡744	
修士課程	2	105		210	1.18			
(マス・フォア・イノベーション 連携学府の内数とする 入学定員数)		【2】		【4】				
博士後期課程	3	29		87	0.91			
(マス・フォア・イノベーション 連携学府の内数とする 入学定員数)		【3】		【9】				
電気電子工学専攻						令和3年度		
修士課程	2	65		130	1.34			
(マス・フォア・イノベーション 連携学府の内数とする 入学定員数)		【1】		【2】				
博士後期課程	3	16		48	0.91			
(マス・フォア・イノベーション 連携学府の内数とする 入学定員数)		【1】		【3】				
総合理工学府			—					
総合理工学専攻						令和3年度	福岡県春日市 春日公園6丁目1番地	
修士課程	2	172		344	1.28			
博士後期課程	3	62		186	0.84			
生物資源環境科学府			—					
資源生物科学専攻						平成22年度	福岡県福岡市 西区元岡744	
修士課程	2	66		132	1.23			
博士後期課程	3	26		78	0.76			
環境農学専攻						平成22年度		
修士課程	2	66		132	0.91			
博士後期課程	3	21		63	0.70			
農業資源経済学専攻						平成22年度		
修士課程	2	13		26	0.65			
博士後期課程	3	5		15	0.75			
生命機能科学専攻						平成22年度		
修士課程	2	99		198	1.06			
博士後期課程	3	25		75	0.81			
統合新領域学府			—				同上	
ユーザー感性 スタディーズ専攻								令和5年度名称 変更
修士課程	2	10		40	0.99	平成21年度		令和5年度入学定 員減 (△20名)
博士後期課程	3	3		11	0.56	平成23年度		令和5年度入学定 員減 (△1名)
オートモーティブ サイエンス専攻						平成21年度		
修士課程	2	21		42	1.05			
博士後期課程	3	7		21	0.95			
ライブラリー サイエンス専攻								
修士課程	2	10		20	0.39	平成23年度		
博士後期課程	3	3		9	0.84	平成25年度		

マス・フォア・イノベーション 連係学府 博士前期課程	2	【12】	—	【24】	修士(数理学) 修士(技術数理学) 修士(情報科学) 修士(理学) 修士(工学) 修士(学術) 修士(経済学) 博士(数理学) 博士(機能数理学)	—	令和4年度	同上
博士後期課程	3	【14】	—	【42】	博士(情報科学) 博士(理学) 博士(工学) 博士(学術) 博士(経済学)	—		

附属施設の概要	<p>○附属病院 名称：九州大学病院 目的：患者の診療を通じて医学、歯学の教育と研究を行うこと。 所在地：福岡市東区馬出3-1-1 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地面積311,239㎡ (病院地区：九州大学病院、医学部、歯学部、薬学部、生体防御医学研究所) 校舎等敷地82,565㎡(九州大学病院) 病床数1,267床、診療科37科</p> <p>○農場 名称：九州大学農学部附属農場 目的：農学に関する教育と研究を行うこと。 所在地：(農学部附属農場)福岡県福岡市西区元岡744番地 (高原農業実験実習場)大分県竹田市久住町久住字4045-4 設置年月：大正10年4月 規模等：土地面積196,533㎡(高原農業実験実習場を含む。)</p> <p>○演習林 名称：九州大学農学部附属演習林 目的：林学及び林産学に関する教育と研究を行うこと。 所在地：(福岡演習林)福岡県糟屋郡篠栗町津波黒394 (宮崎演習林)宮崎県東臼杵郡椎葉村大河内949 (北海道演習林)北海道足寄郡足寄町北五条1-85 (早良実習場)福岡県福岡市西区生の松原1-23-2 設置年月：大正11年5月 規模等：土地面積(全演習林の合計)71,254,207㎡</p> <p>○薬草園 ・名称：九州大学大学院薬学府附属薬用植物園 ・目的：薬学に関する教育と研究を行うこと。 ・所在地：福岡県福岡市東区馬出3-1-1(九州大学馬出地区内) ・設置年月日：昭和49年4月設置 ・敷地：2,400㎡</p>
---------	--

国立大学法人九州大学 設置申請等に関する組織の移行表

令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
九州大学				九州大学				
共創学部				共創学部				
共創学科	105	—	420	共創学科	105	—	420	
文学部				文学部				
人文学科	151	—	604	人文学科	151	—	604	
教育学部	46	—	184	教育学部	46	—	184	
法学部	189	—	756	法学部	189	—	756	
経済学部		3年次		経済学部		3年次		
経済・経営学科	141	—	564	経済・経営学科	141	—	564	
経済工学科	85	10	360	経済工学科	85	10	360	
理学部				理学部				
物理学科	55	—	220	物理学科	55	—	220	
化学科	62	—	248	化学科	62	—	248	
地球惑星科学科	45	3年次	180	地球惑星科学科	45	3年次	180	
数学科	50	5	210	数学科	50	5	210	
生物科学科	46	—	184	生物科学科	46	—	184	
医学部				医学部				
医学科	105	—	630	医学科	105	—	630	
生命科学科	12	—	48	生命科学科	12	—	48	
保健学科	134	—	536	保健学科	134	—	536	
歯学部				歯学部				
歯学科	53	—	318	歯学科	53	—	318	
薬学部				薬学部				
創薬科学科	49	—	196	創薬科学科	49	—	196	
臨床薬学科	30	—	180	臨床薬学科	30	—	180	
工学部				工学部				
電気情報工学科	153	—	612	電気情報工学科	153	—	612	
材料工学科	53	—	212	材料工学科	53	—	212	
応用化学科	72	—	288	応用化学科	72	—	288	
化学工学科	38	—	152	化学工学科	38	—	152	
融合基礎工学科	57	20	268	融合基礎工学科	57	20	268	
機械工学科	135	—	540	機械工学科	135	—	540	
航空宇宙工学科	29	—	116	航空宇宙工学科	29	—	116	
量子物理工学科	38	—	152	量子物理工学科	38	—	152	
船舶海洋工学科	34	—	136	船舶海洋工学科	34	—	136	
地球資源システム工学科	34	—	136	地球資源システム工学科	34	—	136	
土木工学科	77	—	308	土木工学科	77	—	308	
建築学科	58	—	232	建築学科	58	—	232	
芸術工学部				芸術工学部				
芸術工学科	187	—	748	芸術工学科	187	—	748	
農学部				農学部				
生物資源環境学科	226	—	904	生物資源環境学科	226	—	904	
計	2,549	35	10,642	計	2,549	35	10,642	

【大学院】

人文科学府

人文基礎専攻

修士課程 16 — 32

博士後期課程 7 — 21

歴史空間論専攻

修士課程 20 — 40

博士後期課程 9 — 27

言語・文学専攻

修士課程 20 — 40

博士後期課程 9 — 27

地球社会統合科学府

地球社会統合科学専攻

修士課程 60 — 120

博士後期課程 35 — 105

人間環境学府

都市共生デザイン専攻

修士課程 20 — 40

博士後期課程 5 — 15

人間共生システム専攻

修士課程 11 — 22

博士後期課程 9 — 27

行動システム専攻

修士課程 17 — 34

博士後期課程 10 — 30

教育システム専攻

修士課程 19 — 38

博士後期課程 9 — 27

空間システム専攻

修士課程 28 — 56

博士後期課程 7 — 21

実践臨床心理学専攻

専門職学位課程 30 — 60

法学府

法政理論専攻

修士課程 72 — 134

博士後期課程 17 — 51

法務学府

実務法学専攻

専門職学位課程 45 — 135

経済学府

経済工学専攻

修士課程 20 — 40

(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数) (1) (2)

博士後期課程 10 — 30

(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数) (1) (3)

経済システム専攻

修士課程 27 — 54

博士後期課程 14 — 42

産業マネジメント専攻

専門職学位課程 45 — 90

理学府

物理学専攻

修士課程 41 — 82

博士後期課程 14 — 42

化学専攻

修士課程 62 — 124

博士後期課程 19 — 57

地球惑星科学専攻

修士課程 41 — 82

博士後期課程 14 — 42

数理学府

数理学専攻

修士課程 54 — 108

(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数) (8) (16)

博士後期課程 20 — 60

(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数) (9) (27)

システム生命科学府

システム生命科学専攻

博士課程 54 — 270

医学系学府

医学専攻

博士課程 107 — 428

医科学専攻

修士課程 20 — 40

【大学院】

人文科学府

人文基礎専攻

修士課程 16 — 32

博士後期課程 7 — 21

歴史空間論専攻

修士課程 20 — 40

博士後期課程 9 — 27

言語・文学専攻

修士課程 20 — 40

博士後期課程 9 — 27

地球社会統合科学府

地球社会統合科学専攻

修士課程 60 — 120

博士後期課程 35 — 105

人間環境学府

都市共生デザイン専攻

修士課程 20 — 40

博士後期課程 4 — 12

人間共生システム専攻

修士課程 11 — 22

博士後期課程 9 — 27

行動システム専攻

修士課程 17 — 34

博士後期課程 10 — 30

教育システム専攻

修士課程 19 — 38

博士後期課程 9 — 27

空間システム専攻

修士課程 28 — 56

博士後期課程 6 — 18

九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻

博士後期課程 2 — 6 設置届出(専攻)

実践臨床心理学専攻

専門職学位課程 30 — 60

法学府

法政理論専攻

修士課程 72 — 134

博士後期課程 17 — 51

法務学府

実務法学専攻

専門職学位課程 45 — 135

経済学府

経済工学専攻

修士課程 20 — 40

(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数) (1) (2)

博士後期課程 10 — 30

(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数) (1) (3)

経済システム専攻

修士課程 27 — 54

博士後期課程 14 — 42

産業マネジメント専攻

専門職学位課程 45 — 90

理学府

物理学専攻

修士課程 41 — 82

博士後期課程 14 — 42

化学専攻

修士課程 62 — 124

博士後期課程 19 — 57

地球惑星科学専攻

修士課程 41 — 82

博士後期課程 14 — 42

数理学府

数理学専攻

修士課程 54 — 108

(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数) (8) (16)

博士後期課程 20 — 60

(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数) (9) (27)

システム生命科学府

システム生命科学専攻

博士課程 54 — 270

医学系学府

医学専攻

博士課程 107 — 428

医科学専攻

修士課程 20 — 40

保健学専攻				保健学専攻			
修士課程	27	—	54	修士課程	27	—	54
博士後期課程	10	—	30	博士後期課程	10	—	30
医療経営・管理学専攻				医療経営・管理学専攻			
専門職学位課程	20	—	40	専門職学位課程	20	—	40
歯学府				歯学府			
口腔科学専攻				口腔科学専攻			
修士課程	6	—	12	修士課程	6	—	12
歯学専攻				歯学専攻			
博士課程	43	—	172	博士課程	43	—	172
薬学府				薬学府			
創薬科学専攻				創薬科学専攻			
修士課程	55	—	110	修士課程	55	—	110
博士後期課程	12	—	36	博士後期課程	12	—	36
臨床薬学専攻				臨床薬学専攻			
博士課程	5	—	20	博士課程	5	—	20
工学府				工学府			
材料工学専攻				材料工学専攻			
修士課程	43	—	86	修士課程	43	—	86
博士後期課程	10	—	30	博士後期課程	10	—	30
応用化学専攻				応用化学専攻			
修士課程	68	—	136	修士課程	68	—	136
博士後期課程	18	—	54	博士後期課程	18	—	54
化学工学専攻				化学工学専攻			
修士課程	30	—	60	修士課程	30	—	60
博士後期課程	8	—	24	博士後期課程	8	—	24
機械工学専攻				機械工学専攻			
修士課程	73	—	146	修士課程	73	—	146
博士後期課程	16	—	48	博士後期課程	16	—	48
水素エネルギーシステム専攻				水素エネルギーシステム専攻			
修士課程	35	—	70	修士課程	35	—	70
博士後期課程	9	—	27	博士後期課程	9	—	27
航空宇宙工学専攻				航空宇宙工学専攻			
修士課程	30	—	60	修士課程	30	—	60
博士後期課程	10	—	30	博士後期課程	10	—	30
量子物理学専攻				量子物理学専攻			
修士課程	30	—	60	修士課程	30	—	60
博士後期課程	10	—	30	博士後期課程	10	—	30
船舶海洋工学専攻				船舶海洋工学専攻			
修士課程	25	—	50	修士課程	25	—	50
博士後期課程	8	—	24	博士後期課程	8	—	24
地球資源システム工学専攻				地球資源システム工学専攻			
修士課程	20	—	40	修士課程	20	—	40
博士後期課程	8	—	24	博士後期課程	8	—	24
共同資源工学専攻				共同資源工学専攻			
修士課程	10	—	20	修士課程	10	—	20
土木工学専攻				土木工学専攻			
修士課程	52	—	104	修士課程	52	—	104
博士後期課程	16	—	48	博士後期課程	16	—	48
芸術工学府				芸術工学府			
芸術工学専攻				芸術工学専攻			
修士課程	120	—	240	修士課程	120	—	240
博士後期課程	30	—	90	博士後期課程	30	—	90
システム情報科学府				システム情報科学府			
情報理工学専攻				情報理工学専攻			
修士課程	105	—	210	修士課程	105	—	210
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(2)		(4)	(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(2)		(4)
博士後期課程	29	—	87	博士後期課程	29	—	87
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(3)		(9)	(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(3)		(9)
電気電子工学専攻				電気電子工学専攻			
修士課程	65	—	130	修士課程	65	—	130
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(1)		(2)	(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(1)		(2)
博士後期課程	16	—	48	博士後期課程	16	—	48
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(1)		(3)	(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(1)		(3)
総合理工学府				総合理工学府			
総合理工学専攻				総合理工学専攻			
修士課程	172	—	344	修士課程	172	—	344
博士後期課程	62	—	186	博士後期課程	62	—	186
生物資源環境科学府				生物資源環境科学府			
資源生物科学専攻				資源生物科学専攻			
修士課程	66	—	132	修士課程	66	—	132
博士後期課程	26	—	78	博士後期課程	26	—	78
環境農学専攻				環境農学専攻			
修士課程	66	—	132	修士課程	66	—	132
博士後期課程	21	—	63	博士後期課程	21	—	63
農業資源経済学専攻				農業資源経済学専攻			
修士課程	13	—	26	修士課程	13	—	26
博士後期課程	5	—	15	博士後期課程	5	—	15
生命機能科学専攻				生命機能科学専攻			
修士課程	99	—	198	修士課程	99	—	198
博士後期課程	25	—	75	博士後期課程	25	—	75

統合新領域学府			
ユーザー感性スタディーズ専攻			
修士課程	10	—	20
博士後期課程	3	—	9
オートモーティブサイエンス専攻			
修士課程	21	—	42
博士後期課程	7	—	21
ライブラリーサイエンス専攻			
修士課程	10	—	20
博士後期課程	3	—	9
マス・フオア・イノベーション			
連係学府			
博士前期課程	<12>	—	<24>
博士後期課程	<14>	—	<42>
<hr/>			
計	2,718	—	6,513
	<26>	—	<66>

統合新領域学府			
ユーザー感性スタディーズ専攻			
修士課程	10	—	20
博士後期課程	3	—	9
オートモーティブサイエンス専攻			
修士課程	21	—	42
博士後期課程	7	—	21
ライブラリーサイエンス専攻			
修士課程	10	—	20
博士後期課程	3	—	9
マス・フオア・イノベーション			
連係学府			
博士前期課程	<12>	—	<24>
博士後期課程	<14>	—	<42>
<hr/>			
計	2,718	—	6,513
	<26>	—	<66>

※ < >は、研究科等連係課程実施基本組織の定員数であり、各連係協力学府の定員の内数

設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況

届出時における状況					新設学部等における状況						
学部等の名称	授与する学位等		異動先	専任教員		学部等の名称	授与する学位等		異動元	専任教員	
	学位又は称号	学位又は学科の分野		助教以上	うち教授		学位又は称号	学位又は学科の分野		助教以上	うち教授
大学院人間環境学府 都市共生デザイン専攻(D)	博士(工学) 博士(人間環境学)	工学関係	人間環境学府九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻(D)	3	1	大学院人間環境学府 九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻(D)	博士(工学)	工学関係	人間環境学府都市共生デザイン専攻	3	1
			人間環境学府都市共生デザイン専攻	6	3				人間環境学府空間システム専攻	5	2
			その他	1	1						
			退職	1	0						
			計	11	5			計	8	3	
大学院人間環境学府 空間システム専攻(D)	博士(工学) 博士(人間環境学)	工学関係	人間環境学府九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻(D)	5	2	大学院人間環境学府 都市共生デザイン専攻(D)	博士(工学) 博士(人間環境学)	工学関係	人間環境学府都市共生デザイン専攻	6	3
			人間環境学府空間システム専攻	12	4				新規採用	1	0
			計	17	6			計	7	3	
						大学院人間環境学府 空間システム専攻(D)	博士(工学) 博士(人間環境学)	工学関係	人間環境学府空間システム専攻	12	4
			計						計	12	4
			計								

基礎となる学部等の改編状況

開設又は 改編時期	改編内容等	学位又は 学科の分野	手続きの区分
平成10年4月	大学院人間環境学研究科 都市共生デザイン専攻	博士(工学) 又は 博士(人間環境学)	設置認可(研究科)
平成10年4月	大学院人間環境学研究科 空間システム専攻	博士(工学) 又は 博士(人間環境学)	設置認可(研究科)
平成12年4月	学府・研究院制度創設により大学院人間環境研究科が大学院人間環境学府となる	-	-

教育課程等の概要（国際連携学科等）

（人間環境学府九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻）

科目区分	授業科目の名称	共同開設科目	配当年次	開設大学	単位数			授業形態			教員等の配置										備考		
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	申請大学					連携外国大学							
											教授	准教授	講師	助教	助手	小計	教授に相当する教員	准教授に相当する教員	講師に相当する教員	助教に相当する教員		助手に相当する教員	小計
専門基礎科目	Research Planning I		1前・後	九州大学	1				○		3	3		2		8						8	兼17
	Research Planning II		1後・2前	釜山大学校	1				○							8	1		3			12	12
	Research Methodology I		1前・後	九州大学	1				○		3	3		2		8						8	兼17
	Research Methodology II		1後・2前	釜山大学校	1				○							8	1		3			12	12
	小計（4科目）		—		4				—		3	3	0	2	0	8	8	1		3		12	20
専門応用科目	Doctoral Thesis Research I	○	2後	九州大学・釜山大学校	2				○		3	3				6	7	1		2		10	16
	Doctoral Thesis Research II	○	3前	九州大学・釜山大学校	2				○		3	3				6	7	1		2		10	16
	Doctoral Thesis Research III	○	3後	九州大学・釜山大学校	2				○		3	3				6	7	1		2		10	16
	小計（3科目）		—		6				—		3	3	0	0	0	6	7	1	0	2	0	10	16
合計（7科目）					10				—		3	3	0	2	0	8	8	1	0	3	0	12	20
学位又は称号	博士（工学）				学位又は学科の分野					工学関係													
卒業要件及び履修方法					開設大学等					開設単位数（必修）		授業期間等											
【修了要件】 本専攻に原則として3年以上在籍し、以下に示す履修方法に従って10単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。					九州大学					2（2）		1学年の学期区分					2学期						
					釜山大学校					2（2）		1学期の授業期間					15週						
					共同開設科目					6（6）		1時限の授業時間					90分						
【履修方法】 博士後期課程・前半における「Research Planning I・II」と「Research Methodology I・II」（各1単位、合計4単位）、及び博士後期課程・後半における研究グループにより Semester（半期6ヶ月）毎に評価される「Doctoral Thesis Research I～III」（半期毎に2単位、合計6単位）の総計10単位を修得する。																							

教育課程等の概要（国際連携学科等）

（人間環境学府九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻）（九州大学）

科目区分	授業科目の名称	共同開設科目	配当年次	開設大学	単位数			授業形態			教員等の配置										備考			
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	申請大学					連携外国大学								
											教授	准教授	講師	助教	助手	小計	教授に相当する教員	准教授に相当する教員	講師に相当する教員	助教に相当する教員		助手に相当する教員	小計	合計
科目基礎	Research Planning I		1前・後	九州大学	1				○		3	3		2		8							8	兼17
	Research Methodology I		1前・後	九州大学	1				○		3	3		2		8							8	兼17
	小計（2科目）		—		2				—		3	3	0	2	0	8							8	
専門応用科目	Doctoral Thesis Research I	○	2後	九州大学・釜山大学校	2				○		3	3				6	7	1		2		10	16	
	Doctoral Thesis Research II	○	3前	九州大学・釜山大学校	2				○		3	3				6	7	1		2		10	16	
	Doctoral Thesis Research III	○	3後	九州大学・釜山大学校	2				○		3	3				6	7	1		2		10	16	
	小計（3科目）		—		6				—		3	3	0	0	0	6	7	1	0	2	0	10	16	
合計（5科目）					8				—		3	3	0	2	0	8	7	1	0	2	0	10	18	
学位又は称号	博士（工学）				学位又は学科の分野					工学関係														
卒業要件及び履修方法					開設大学等					開設単位数（必修）		授業期間等												
【修了要件】 本専攻に原則として3年以上在籍し、以下に示す履修方法に従って10単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。 【履修方法】 博士後期課程・前半における「Research Planning I・II」と「Research Methodology I・II」（各1単位、合計4単位）、及び博士後期課程・後半における研究グループによりセメスター（半期6ヶ月）毎に評価される「Doctoral Thesis Research I～III」（半期毎に2単位、合計6単位）の総計10単位を修得する。	九州大学					2（2）		1学年の学期区分					2学期											
	共同開設科目					6（6）		1学期の授業期間					15週											
								1時限の授業時間					90分											

教育課程等の概要（国際連携学科等）

（人間環境学府九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻）（釜山大学校）

科目区分	授業科目の名称	共同開設科目	配当年次	開設大学	単位数			授業形態			教員等の配置										備考			
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	申請大学					連携外国大学								
											教授	准教授	講師	助教	助手	小計	教授に相当する教員	准教授に相当する教員	講師に相当する教員	助教に相当する教員		助手に相当する教員	小計	合計
科専門基礎	Research Planning II		1後・2前	釜山大学校	1				○								8	1		3		12	12	
	Research Methodology II		1後・2前	釜山大学校	1				○								8	1		3		12	12	
	小計（2科目）		—		2				—								8	1		3		12	12	
合計（2科目）					2				—								8	1		3		12	12	
学位又は称号		博士（工学）			学位又は学科の分野			工学関係																
卒業要件及び履修方法					開設大学等			開設単位数（必修）		授業期間等														
【修了要件】 本専攻に原則として3年以上在籍し、以下に示す履修方法に従って10単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。 【履修方法】 博士後期課程・前半における「Research Planning I・II」と「Research Methodology I・II」（各1単位、合計4単位）、及び博士後期課程・後半における研究グループによりセメスター（半期6ヶ月）毎に評価される「Doctoral Thesis Research I～III」（半期毎に2単位、合計6単位）の総計10単位を修得する。					釜山大学校			2（2）		1学年の学期区分					2学期									
					共同開設科目			—		1学期の授業期間					15週									
										1時限の授業時間					90分									

教育課程等の概要														
(人間環境学府 都市共生デザイン専攻 (博士後期))														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
博士共通	学際研究論	1～3通		2		○				1				
	学際連携研究法	1～3通		1		○				1				
	小計 (2科目)	—		3		—				2				
博士論文	博士論文指導演習	1～3通	6				○		5	5				
	小計 (1科目)	—	6			—			5	5				
講究科目	災害情報管理学講究	1～3通		4				○		1				
	都市計画学講究	1～3通		4				○	1					
	都市設計学講究	1～3通		4				○	1					
	実践発達心理学講究	1～3通		4				○	1					
	都市環境リスク学講究	1～3通		4				○	1					
	公共空間計画学講究	1～3通		4				○	1					
	地域再生デザイン学講究	1～3通		4				○		1				
	ハビタット工学講究	1～3通		4				○		1				
	都市空間論講究	1～3通		4				○		1				
	コミュニティ心理学講究	1～3通		4				○		1				
小計 (10科目)	—		40			—			5	5				
合計 (13科目)			—	6	43		—		10	12				
学位又は称号	博士 (工学) 又は 博士 (人間環境学)		学位又は学科の分野			工学関係								
卒業要件及び履修方法								授業期間等						
【修了要件】 博士後期課程に3年以上在学し、以下に示す履修方法に従って10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。 【履修方法】 当該専攻に係る授業科目について必修科目6単位、当該専攻又は他の専攻に係る授業科目について選択科目4単位以上計10単位以上を修得しなければならない。								1学年の学期区分			2学期			
								1学期の授業期間			15週			
								1時限の授業時間			90分			

教育課程等の概要

(人間環境学府 空間システム専攻(博士後期))

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
博士共通	学際研究論	1~3通		2		○				1					
	学際連携研究法	1~3通		1		○				1					
	小計(2科目)	—		3		—				2					
博士論文	博士論文指導演習	1~3通	6				○		6	5					
	小計(1科目)	—	6			—			6	5					
講究科目	建築意匠論講究	1~3通		4				○	1						
	建築史学講究	1~3通		4				○	1						
	建築照明学講究	1~3通		4				○		1					
	建築生産学講究	1~3通		4				○	1						
	建築材料学講究	1~3通		4				○		1					
	建築構造力学講究	1~3通		4				○		1					
	健康建築環境学講究	1~3通		4				○	1						
	持続建築エネルギー学講究	1~3通		4				○	1						
	循環建築構造学講究	1~3通		4				○	1						
	持続型耐震構造学講究	1~3通		4				○		1					
	持続居住計画学講究	1~3通		4				○		1					
小計(11科目)	—		44			—			6	5					
合計(14科目)			—	6	47		—		12	12					
学位又は称号	博士(工学) 又は 博士(人間環境学)		学位又は学科の分野				工学関係								
卒業要件及び履修方法							授業期間等								
【修了要件】 博士後期課程に3年以上在学し、以下に示す履修方法に従って10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。 【履修方法】 当該専攻に係る授業科目について必修科目6単位、当該専攻又は他の専攻に係る授業科目について選択科目4単位以上計10単位以上を修得しなければならない。							1学年の学期区分		2学期						
							1学期の授業期間		15週						
							1時限の授業時間		90分						

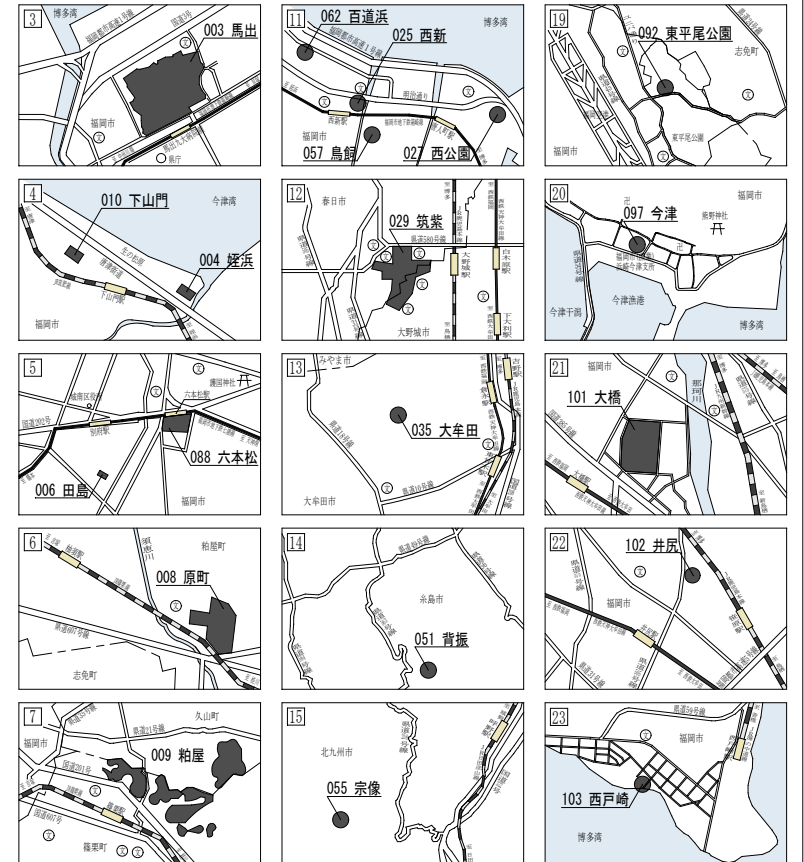
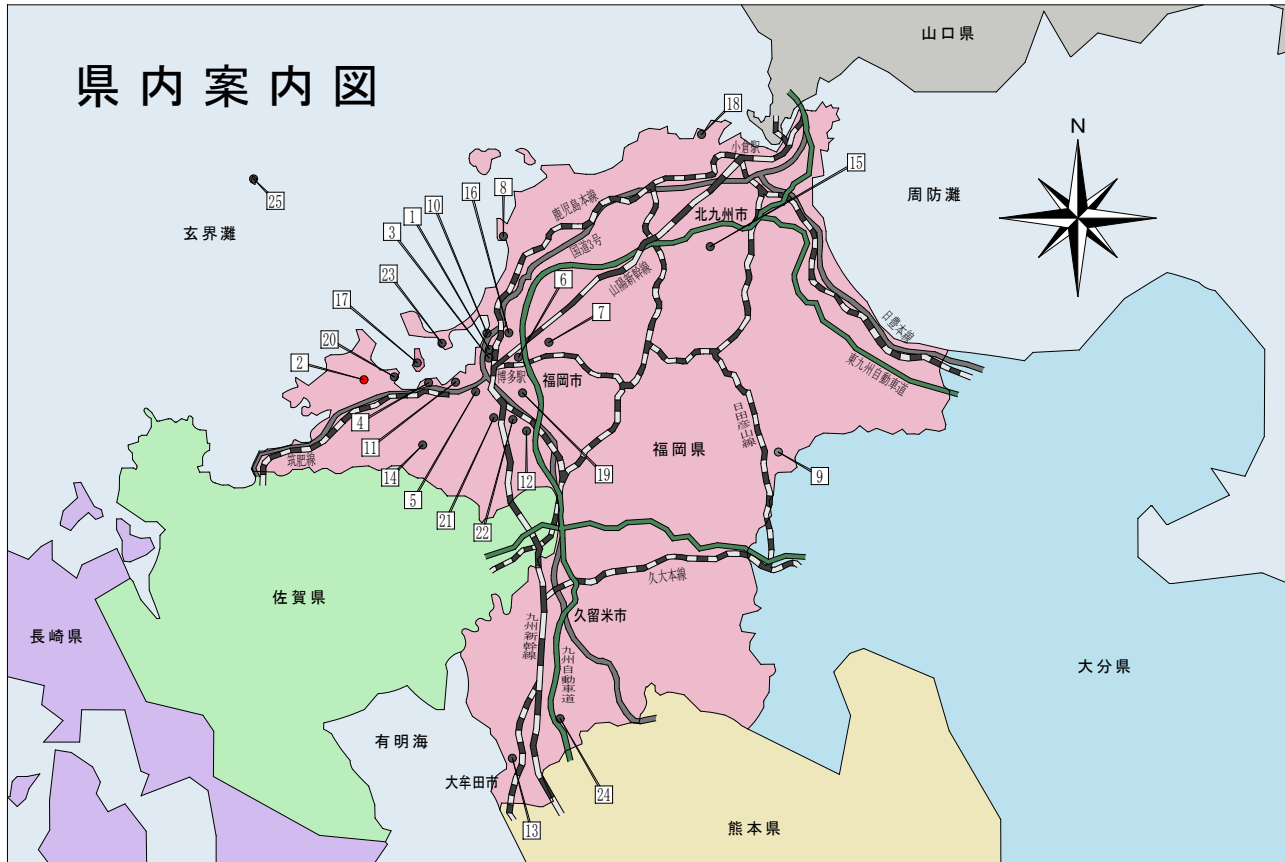
教育課程等の概要														
(人間環境学府 持続都市建築システム学国際コース(博士後期))(母体は都市共生デザイン専攻及び空間システム専攻)														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
演習士 科論文	Doctoral Thesis Research	1~3通	6				○		11	10				
	小計(1科目)	—	6				—		11	10				
講 究 科 目	Doctoral Studies in Habitat Engineering	1~3通		4				○		1				
	Doctoral Studies in City Planning	1~3通		4				○	1					
	Doctoral Studies in Disaster Information Management	1~3通		4				○		1				
	Doctoral Studies in Urban Design	1~3通		4				○	1					
	Doctoral Studies in Urban Environment Risk Systems	1~3通		4				○	1					
	Doctoral Studies in Sustainable Residential Planning	1~3通		4				○		1				
	Doctoral Studies in Healthy Built Environment	1~3通		4				○	1					
	Doctoral Studies in Sustainable Building Energy Systems	1~3通		4				○	1					
	Doctoral Studies in Sustainable Earthquake Resistant Structure	1~3通		4				○		1				
	Doctoral Studies in Sustainable Building Structure	1~3通		4				○	1					
	Doctoral Studies in Architectural History	1~3通		4				○	1					
	Doctoral Studies in Architectural Design Theory	1~3通		4				○	1					
	Doctoral Studies in Architectural Lighting	1~3通		4				○		1				
	Doctoral Studies in Building Construction	1~3通		4				○	1					
	Doctoral Studies in Construction Materials	1~3通		4				○		1				
	Doctoral Studies in Structural Mechanics	1~3通		4				○		1				
	Doctoral Studies in Practice Design and Developmental Psychology	1~3通		4				○	1					
	Doctoral Studies in Public Space Planning	1~3通		4				○	1					
	Doctoral Studies in Regional Regeneration Design	1~3通		4				○		1				
	Doctoral Studies in Urban Space Theory	1~3通		4				○		1				
	Doctoral Studies in Community Psychology	1~3通		4				○		1				
小計(21科目)	—		84				—		11	10				
合計(22科目)		—	6	84			—		22	20				

学位又は称号	博士（工学） 又は 博士（人間環境学）	学位又は学科の分野	工学関係	
卒業要件及び履修方法			授業期間等	
【修了要件】 博士後期課程に3年以上在学し、以下に示す履修方法に従って10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。 【履修方法】 当該コースに係る授業科目について必修科目6単位、当該コースに係る選択科目又は他のコース若しくは他の専攻に係る選択科目について4単位以上計10単位以上を修得しなければならない。			1学年の学期区分	2学期
			1学期の授業期間	15週
			1時限の授業時間	90分

授業科目の概要（国際連携学科等）				
（人間環境学府 九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻）				
科目区分	開設大学	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門基礎科目	九州大学	Research Planning I	将来のあるべき都市・建築像を想定し、それに向けた新しい研究分野を開拓する研究課題の企画力を養うこと目的とする科目である。九州大学における複数の研究グループにてディスカッションに参加し、社会的背景の異なる問題を扱うグループを横断的に知る機会を設けている。	主大学の開講
	釜山大学校	Research Planning II	Research Planning I と同様、将来のあるべき都市・建築像を想定し、それに向けた新しい研究分野を開拓する研究課題の企画力を養うこと目的とする科目である。釜山大学校における複数の研究グループにてディスカッションに参加し、社会的背景の異なる問題を扱うグループを横断的に知る機会を設けている。	連携大学の開講
	九州大学	Research Methodology I	博士取得後、一人の研究者として研究を継続していく上で必要となる研究手法を直接学ぶ科目である。九州大学において組織する研究グループの下で、指導教員を含む複数の研究者の直接的な指導により、具体的な方法論、解析手法等を習得する。	主大学の開講
	釜山大学校	Research Methodology II	Research Methodology I と同様、博士取得後、一人の研究者として研究を継続していく上で必要となる研究手法を直接学ぶ科目である。釜山大学校において組織する研究グループの下で、指導教員を含む複数の研究者の直接的な指導により、具体的な方法論、解析手法等を習得する。	連携大学の開講
専門応用科目	九州大学・釜山大学校	Doctoral Thesis Research I	Doctoral Thesis Research I は、博士研究を計画的に進める一連科目のうち最初に履修する科目である。博士論文となる研究を推進し、その成果を基に中間審査と成績評価を行う。具体的な調査・実験等の研究作業の他、研究論文の執筆なども含めて、当該期間において研究能力を高めることを目的とする。	共同開設科目
	九州大学・釜山大学校	Doctoral Thesis Research II	Doctoral Thesis Research II は、博士研究を計画的に進める一連科目のうち二番目の科目で、Doctoral Thesis Research I の中間審査を経た後に履修する科目である。博士論文となる研究を推進し、その成果を基に中間審査と成績評価を行う。具体的な調査・実験等の研究作業の他、研究論文の執筆なども含めて、当該期間において研究能力を更に高めることを目的とする。	共同開設科目
	九州大学・釜山大学校	Doctoral Thesis Research III	Doctoral Thesis Research III は、博士研究を計画的に進める一連科目のうち最後の科目で、Doctoral Thesis Research II の中間審査を経た後に履修する科目である。博士論文となる研究を推進し、その成果を基に審査と成績評価を行う。具体的な調査・実験等の研究作業の他、研究論文の執筆なども含めて、当該期間において研究能力を十分に高めることを目的とする。	共同開設科目

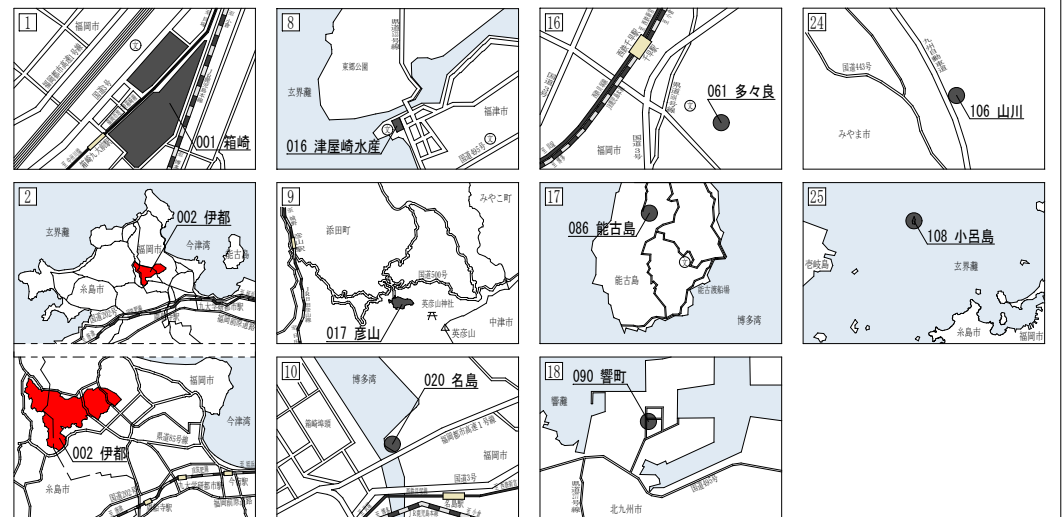
授業科目の概要（国際連携学科等）				
（人間環境学府 九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻）（九州大学）				
科目区分	開設大学	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門基礎科目	九州大学	Research Planning I	将来のあるべき都市・建築像を想定し、それに向けた新しい研究分野を開拓する研究課題の企画力を養うことと目的とする科目である。九州大学における複数の研究グループにてディスカッションに参加し、社会的背景の異なる問題を扱うグループを横断的に知る機会を設けている。	主大学の開講
	九州大学	Research Methodology I	博士取得後、一人の研究者として研究を継続していく上で必要となる研究手法を直接学ぶ科目である。九州大学において組織する研究グループの下で、指導教員を含む複数の研究者の直接的な指導により、具体的な方法論、解析手法等を習得する。	主大学の開講
専門応用科目	九州大学・釜山大学校	Doctoral Thesis Research I	Doctoral Thesis Research I は、博士研究を計画的に進める一連科目のうち最初に履修する科目である。博士論文となる研究を推進し、その成果を基に中間審査と成績評価を行う。具体的な調査・実験等の研究作業の他、研究論文の執筆なども含めて、当該期間において研究能力を高めることを目的とする。	共同開設科目
	九州大学・釜山大学校	Doctoral Thesis Research II	Doctoral Thesis Research II は、博士研究を計画的に進める一連科目のうち二番目の科目で、Doctoral Thesis Research I の中間審査を経た後に履修する科目である。博士論文となる研究を推進し、その成果を基に中間審査と成績評価を行う。具体的な調査・実験等の研究作業の他、研究論文の執筆なども含めて、当該期間において研究能力を更に高めることを目的とする。	共同開設科目
	九州大学・釜山大学校	Doctoral Thesis Research III	Doctoral Thesis Research III は、博士研究を計画的に進める一連科目のうち最後の科目で、Doctoral Thesis Research II の中間審査を経た後に履修する科目である。博士論文となる研究を推進し、その成果を基に審査と成績評価を行う。具体的な調査・実験等の研究作業の他、研究論文の執筆なども含めて、当該期間において研究能力を十分に高めることを目的とする。	共同開設科目

授業科目の概要（国際連携学科等）				
（人間環境学府 九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻）（釜山大学校）				
科目区分	開設大学	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門基礎科目	釜山大学校	Research Planning II	Research Planning I と同様、将来のあるべき都市・建築像を想定し、それに向けた新しい研究分野を開拓する研究課題の企画力を養うこと目的とする科目である。釜山大学校における複数の研究グループにてディスカッションに参加し、社会的背景の異なる問題を扱うグループを横断的に知る機会を設けている。	連携大学の開講
	釜山大学校	Research Methodology II	Research Methodology I と同様、博士取得後、一人の研究者として研究を継続していく上で必要となる研究手法を直接学ぶ科目である。釜山大学校において組織する研究グループの下で、指導教員を含む複数の研究者の直接的な指導により、具体的な方法論、解析手法等を習得する。	連携大学の開講



番号	団地番号	団地名	所在地	交通アクセス
1	001	箱崎	福岡市東区箱崎6丁目10番1号	J R 筑肥線 九大学研都市駅より5.1km 昭和バスにて15分
2	002	伊都	福岡市西区大字元岡744番地	
3	003	馬出	福岡市東区馬出3丁目1番1号	
4	004	蛭の浜	福岡市西区小戸5丁目	
	010	下山門	福岡市西区生の松原1丁目23	
5	006	田島	福岡市城南区田島1丁目1番	
	088	六本松	福岡市中央区六本松4丁目300番15	
6	008	原町	福岡県糟屋郡粕屋町大字原町111	
7	009	粕屋	福岡県糟屋郡粕栗町津波黒394	
8	016	津屋崎水産	福岡県福津市津屋崎2506	
9	017	彦山	福岡県田川郡添田町大字美彦山1326	
10	020	名島	福岡市東区名島1丁目2736-21	
	025	西新	福岡市早良区西新2丁目16番23号	
	027	西公園	福岡市中央区西公園253-1	
11	057	鳥飼	福岡市中央区鳥飼3丁目12番21	
	062	百道浜	福岡市早良区百道浜3丁目8番34号	
12	029	筑紫	福岡県春日市春日公園6丁目1番地	
13	035	大牟田	福岡県大牟田市岬492番4内	
14	051	背振	福岡県糸島市瑞梅寺139-61	
15	055	宗像	北九州市小倉南区頂吉字頂吉山国有林3077ろ2林小班	

番号	団地番号	団地名	所在地
16	061	多々良	福岡市東区水谷1丁目2755番
17	086	能古島	福岡市西区能古島
18	090	響町	福岡県北九州市若松区響町3-19-1
19	092	東平尾公園	福岡市博多区東平尾公園1丁目
20	097	今津	福岡県福岡市西区今津83-2, 3, 4
21	101	大橋	福岡市南区塩原4丁目9番1号
22	102	井尻	福岡市南区井尻2丁目36番40号
23	103	西戸崎	福岡市東区西戸崎5丁目21番6号
24	106	山川	福岡県みやま市山川町甲田字南松233-3
25	108	小呂島	福岡市西区大字小田1375-2, 1376-1



伊都キャンパス 人間環境学府に係る建物配置図

総合臨床心理センター

建築構造実験棟

イースト1・2号館

中央図書館

生活支援施設

(糸島市)

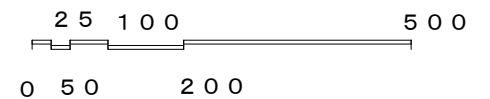
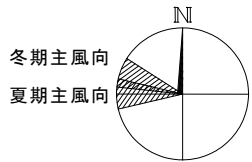
(福岡市)

行政境界

(糸島市)

(福岡市)

行政境界



S=1/10,000

BUSAN CAMPUS

釜山キャンパス



in abc

- A** 715 Jilli Hall Ga (Dormitory)
- 601 Arts Bldg
- B** 714 Jilli Hall Management Bldg (Dormitory)
- 416 Biology Bldg
- 402 Building of Construction
- 514 Business Bldg
- C** 716 Jilli Hall Na (Dormitory)
- 706 Kyung-am Gymnasium
- 705 Kyung-am Gymnasium Faculty Research Center
- 510 Central Library
- 515 Central Library, Office of Information Technology & Services
- 606 Chemistry Bldg
- 317 Child Care Center
- 211 Child Educare Comprehensive Center
- 603 College of Human Ecology Laboratory Bldg
- 607 Comprehensive Research Bldg
- 312 Core Research Facilities
- E** 414 Earth Science Bldg
- 417 Education Bldg, #1
- 701 Education Bldg, #2
- K08 Engineering 2nd Annex
- 207 Engineering Bldg, #10 (Specialized Engineering)
- 206 Engineering Bldg, #11 (Naval Architecture & Ocean Engineering)
- 103 Engineering Bldg, #12
- 405 Engineering Bldg, #2 (Material Engineering)
- 105 Engineering Bldg, #3 (Integrated Mechanical Engineering)
- 408 Engineering Bldg, #5 (Organic Materials)
- 201 Engineering Bldg, #6 (Computer Engineering)
- 406 Engineering Bldg, #7 (Chemical Engineering)
- 107 Engineering Bldg, #8 (Aerospace Engineering)
- 108 Engineering Bldg, #9 (Electronics)
- 109 Engineering Central Lab
- 301 Engineering Testing Bldg
- F** 307 Faculty Office Bldg
- 418 Faculty Office Bldg, #2
- 703 Fine Arts Bldg
- 702 Fine Arts Bldg, #2
- G** 313 Research & Lab Bldg
- 302 Geotechnical Engineering Bldg
- 419 Geumjeong Hall
- 511 Gymnasium
- H** 501 High-tech Science Bldg (under construction)
- 602 Human Ecology Bldg
- 306 Humanities Bldg
- 106 Hyowon Hall
- 506 Hyowon Industry-University Cooperation Bldg
- 711 Hyowonjae (Dormitory)
- I** 410 Impact Load & Research Bldg
- 507 Induk Hall
- 314 Information Technology Education Center
- 516 International Studies Bldg
- J** 315 Jayoo Hall A (Dormitory)
- 316 Jayoo Hall B (Dormitory)
- 318 Jayoo Parking Lot
- 717 Jilli Hall Da (Dormitory)
- 403 10.16 Memorial Hall
- 421 10.16 Memorial Hall
- 422 Seonghak Bldg
- 421 Social Sciences Bldg
- 710 Sports Complex
- 708 Student Union Bldg
- 512 Tennis Courts
- U** 204 Underground Parking Lot
- W** 111 Waste Disposal Facility
- 202 Woon Jook Jung
- 712 Woonbee Hall A (Dormitory)
- 713 Woonbee Hall B (Dormitory)
- 403 10.16 Memorial Hall

in code

- 1 ZONE**
- 101 MEMS/NANO Clean Room Bldg
- 102 Machine Shop
- 103 Engineering Bldg, #12
- 105 Engineering Bldg, #3
- 106 Hyowon Hall
- 107 Engineering Bldg, #8
- 108 Engineering Bldg, #9 (Electronics)
- 109 Engineering Central Lab
- 110 Laboratory of Energy Systems Division
- 111 Waste Disposal Facility
- 2 ZONE**
- 201 Engineering Bldg, #6 (Computer Engineering)
- 202 Woon Jook Jung
- 203 Liberty Yard
- 204 Underground Parking Lot
- 205 Main Administration Bldg
- 206 Engineering Bldg, #11
- 207 Engineering Bldg, #10
- 208 Mechanical Technology Center
- 209 Sangnam International House
- 210 Language Education Institute
- 211 Child Educare Comprehensive Center
- 3 ZONE**
- 301 Engineering Testing Bldg
- 302 Geotechnical Engineering Bldg
- 303 Mechanical Engineering Bldg
- 306 Humanities Bldg
- 307 Faculty Office Bldg
- 308 Physics Bldg, #1
- 309 Physics Bldg, #2
- 310 Moonchang Hall
- 311 Research & Lab Bldg, #2
- 312 Core Research Facilities
- 313 Research & Lab Bldg
- 314 Information Technology Education Center
- 315 Jayoo Hall A (Dormitory)
- 316 Jayoo Hall B (Dormitory)
- 317 Child Care Center
- 318 Jayoo Parking Lot
- 4 ZONE**
- 401 Building of Construction 建設館
- 402 Junggak Hall
- 403 10.16 Memorial Hall
- 404 Parking Lot around Induk Hall (under construction)
- 405 Engineering Bldg, #2
- 406 Engineering Bldg, #7
- 407 Pusan National University Model Basin
- 409 Professors' Hall
- 410 Impact Load & Research Bldg
- 411 Natural Science Bldg
- 412 PNU Museum A
- 413 PNU Museum B
- 414 Earth Science Bldg
- 415 Saetbeol Hall
- 416 Biology Bldg
- 417 Education Bldg, #1
- 418 Faculty Office Bldg, #2
- 419 Geumjeong Hall
- 420 SaeByeokBeol Library
- 421 Social Sciences Bldg
- 422 Seonghak Bldg
- 5 ZONE**
- 501 High-tech Science Bldg (under construction)
- 503 New Pharmacy Bldg
- 506 Hyowon Industry-University Cooperation Bldg
- 507 Induk Hall
- 508 Samsung University-Industry Cooperation Bldg
- 509 PNU Museum (Annex)
- 510 Central Library
- 511 Gymnasium
- 512 Tennis Courts
- 513 Parking Lot (A)
- 514 Business Bldg
- 515 Central Library, Office of Information Technology & Services
- 516 Economics and International Trade Bldg
- 6 ZONE**
- 601 Arts Bldg
- 602 Human Ecology Bldg
- 603 College of Human Ecology Laboratory Bldg
- 605 PNU ROTC
- 606 Chemistry Bldg
- 607 Comprehensive Research Bldg
- 608 Law Bldg, #2
- 609 Law Bldg
- 7 ZONE**
- 701 Education Bldg, #2
- 702 Fine Arts Bldg, #2
- 703 Fine Arts Bldg
- 704 Plastic Arts & Design Bldg
- 705 Kyung-am Gymnasium Faculty Research Center
- 706 Kyung-am Gymnasium
- 707 Music Bldg
- 708 Student Union Bldg
- 709 Science & Technology Bldg
- 710 Sports Complex
- 711 Hyowonjae (Dormitory)
- 712 Woonbee Hall A (Dormitory)
- 713 Woonbee Hall B (Dormitory)
- 714 Jilli Hall Management Bldg (Dormitory)
- 715 Jilli Hall Ga (Dormitory)
- 716 Jilli Hall Na (Dormitory)
- 717 Jilli Hall Da (Dormitory)
- Etc
- K08 Engineering 2nd Annex

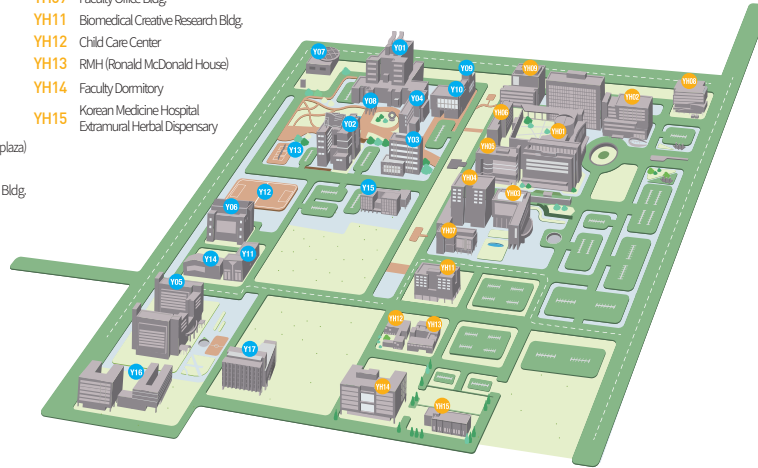
YANGSAN CAMPUS

University Complex

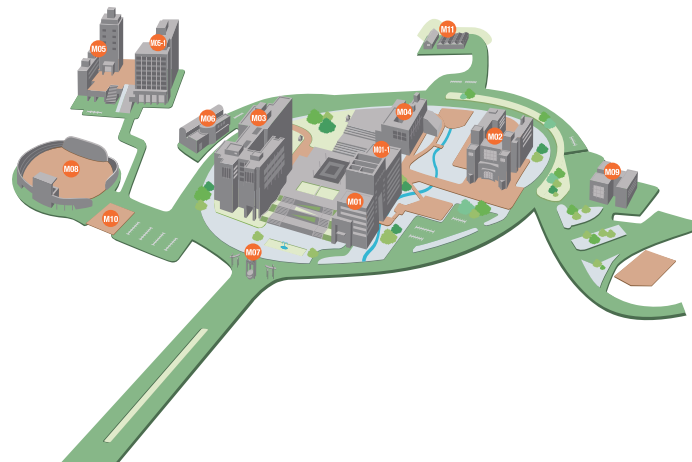
- Y01 School of Medicine
- Y02 School of Dentistry
- Y03 School of Korean Medicine
- Y04 College of Nursing
- Y05 Haenglim Hall (Dormitory)
- Y06 Seismic Simulation Test Center
- Y07 Power Plant
- Y08 Garbage Dump
- Y09 Narae Bldg.
- Y10 Medicine & Life Science Library
- Y11 Impact Research Center Laboratory
- Y12 Sports Ground
- Y13 Tennis Courts
- Y14 Korea GHID Center
- Y15 CMI plaza (Convergence MedicalIntelligence plaza)
- Y16 Jihaeng Hall (Dormitory)
- Y17 Information and Biomedical Engineering Bldg. (under construction)

Hospital Complex

- YH01 PNU Yangsan Hospital
- YH02 Children's Hospital
- YH03 Dental Hospital
- YH04 Korean Medicine Hospital
- YH05 Rehabilitation Hospital
- YH06 Neuroscience Center
- YH07 Korean Medicine Clinical Research Center
- YH08 Convenience Bldg.
- YH09 Faculty Office Bldg.
- YH11 Biomedical Creative Research Bldg.
- YH12 Child Care Center
- YH13 RMH (Ronald McDonald House)
- YH14 Faculty Dormitory
- YH15 Korean Medicine Hospital Extramural Herbal Dispensary



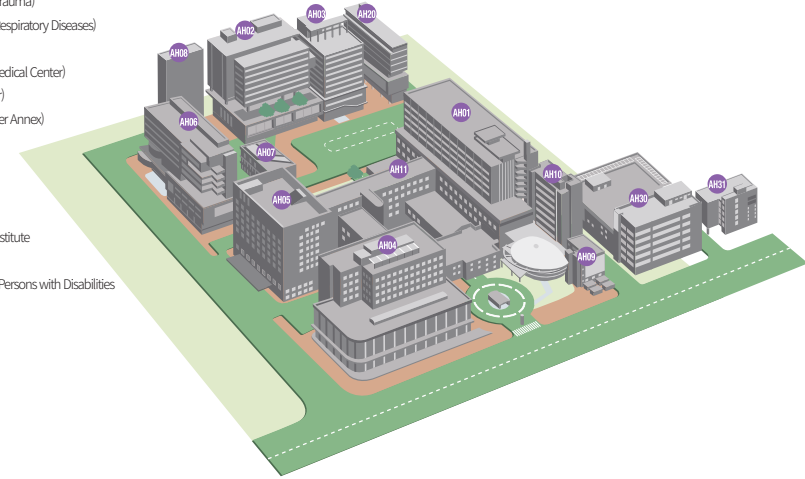
MIRYANG CAMPUS



- M01 Main Administration Bldg.
- M01-1 Nano & Life Science Library
- M02 Nano Science and Technology Bldg.
- M03 Natural Resource and Life Sciences Bldg.
- M04 Student Union Bldg.
- M05 Bima Hall, Maehwa Hall (Dormitory)
- M05-1 Cheonghak Hall (Dormitory)
- M06 Comprehensive Laboratory
- M07 Main Gate
- M08 Sports Ground
- M09 Central Laboratory
- M10 Tennis Courts
- M11 Green House

AMI CAMPUS

- AH01 A (Main Bldg.)
- AH02 T (Regional Center for Trauma)
- AH03 R (Regional Center for Respiratory Diseases)
- AH04 B (Outpatient Center)
- AH05 E (Busan Emergency Medical Center)
- AH06 C (Busan Cancer Center)
- AH07 CE (Busan Cancer Center Annex)
- AH08 Parking Tower
- AH09 H (Harmony Bldg.)
- AH10 J (Jang Gi Ryeo Bldg.)
- AH11 D
- AH20 Biomedical Research Institute
- AH30 S (Service-Study Bldg.)
- AH31 Busan Dental Clinic for Persons with Disabilities



BUSAN CAMPUS

釜山キャンパス

2, Busandaehak-ro 63beon-gil,
Geumjeong-gu, Busan

Tel. +82. 51. 512. 0311

釜山広域市金井区釜山大学路63番道2
電話番号: +82 51-512-0311

MIRYANG CAMPUS

1268-50, Samnangjin-ro, Samnangjin-eup,
Miryang-si, Gyeongsangnam-do

Tel. +82. 55. 350. 5100

YANGSAN CAMPUS

49, Busandaehak-ro, Mulgeum-eup,
Yangsan-si, Gyeongsangnam-do

Tel. +82. 51. 512. 0311

AMI CAMPUS

179, Gudeok-ro, Seo-gu, Busan

Tel. +82. 51. 240. 7000

九州大学学則（案）

平成16年度九大規則第1号
制定：平成16年4月1日
最終改正：令和6年月日
（令和5年度九大規則第号）

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条の2）
- 第2章 組織等（第3条～第17条の2）
- 第3章 役員、職員等（第18条～第26条）
- 第4章 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考・監察会議（第27条～第30条）
- 第5章 教授会（第31条）
- 第6章 雑則（第32条）

附則

第1章 総則

（目的等）

第1条 九州大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。【学教法第83条】

2 本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。【学教法第109条】

2 本学は、前項の自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努めるものとする。

（教育研究活動状況の公表）

第2条の2 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。【学教法第113条】

第2章 組織等

（学部）

第3条 本学に、次の表に掲げるとおり、学部及び学科を置く。

【学教法第85条】【大学設置基準第4条】

学部	学 科
共創学部	共創学科
文学部	人文学科
教育学部	
法学部	
経済学部	経済・経営学科、経済工学科
理学部	物理学科、化学科、地球惑星科学科、数学科、生物学科
医学部	医学科、生命科学科、保健学科

歯学部	歯学科
薬学部	創薬科学科、臨床薬学科
工学部	電気情報工学科、材料工学科、応用化学科、化学工学科、融合基礎工学科、機械工学科、航空宇宙工学科、量子物理工学科、船舶海洋工学科、地球資源システム工学科、土木工学科、建築学科
芸術工学部	芸術工学科
農学部	生物資源環境学科

2 学部又は学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に規則で定める。**【大学設置基準第2条】**

3 学部又は学科ごとの卒業認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針は、別に定める。

4 学部の教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる組織を編制するものとする。

【大学設置基準第7条】

5 前項に定める組織の編制に当たっては、学部の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。**【大学設置基準第7条】**

6 前2項に基づき編制する組織のうち各学部の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。

7 学部の修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学学部通則（平成16年度九大規則第2号）で定める。

（大学院）

第4条 本学に、九州大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。**【学教法第97条】**

2 本大学院は、本学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。**【学教法第99条】**

3 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

【学教法第99条】

第5条 本大学院に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育上の目的に応じて組織する学府（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号。以下「大学院設置基準」という。）第30条の2第1項で定める研究科等関係課程実施基本組織として置く関係学府を含む。以下同じ。）及び研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を置く。

【学教法第100条】

第6条 前条の本大学院に置く学府は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該学府にそれぞれ同表の右欄に掲げる専攻を置く。**【大学院設置基準第6条】**

学 府	専 攻
人文科学府	人文基礎専攻、歴史空間論専攻、言語・文学専攻
地球社会統合科学府	地球社会統合科学専攻

人間環境学府	都市共生デザイン専攻、人間共生システム専攻、行動システム専攻、教育システム専攻、空間システム専攻、実践臨床心理学専攻、九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻
法学府	法政理論専攻
法務学府	実務法学専攻
経済学府	経済工学専攻、経済システム専攻、産業マネジメント専攻
理学府	物理学専攻、化学専攻、地球惑星科学専攻
数理学府	数理学専攻
システム生命科学府	システム生命科学専攻
医学系学府	医学専攻、医科学専攻、保健学専攻、医療経営・管理学専攻
歯学府	歯学専攻、口腔科学専攻
薬学府	創薬科学専攻、臨床薬学専攻
工学府	材料工学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、機械工学専攻、水素エネルギーシステム専攻、航空宇宙工学専攻、量子物理工学専攻、船舶海洋工学専攻、地球資源システム工学専攻、共同資源工学専攻、土木工学専攻
芸術工学府	芸術工学専攻
システム情報科学府	情報理工学専攻、電気電子工学専攻
総合理工学府	総合理工学専攻
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻、環境農学専攻、農業資源経済学専攻、生命機能科学専攻
統合新領域学府	ユーザー感性スタディーズ専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻
マス・フォア・イノベーション関係学府	
備考 1 各学府（備考2～4を除く。）は、博士課程とする。 2 工学府共同資源工学専攻、医学系学府医科学専攻及び歯学府口腔科学専攻は、修士課程とする。 3 人間環境学府九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻は、大学院設置基準第35	

条第1項に定める国際連携専攻とし、後期3年の課程のみの博士課程とする。

4 人間環境学府実践心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は、専門職学位課程（第4条第3項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。

- 2 学府又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に規則で定める。
【大学院設置基準第1条の2】
 - 3 学府又は専攻ごとの修了認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針は、別に定める。
 - 4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
【大学院設置基準第4条第1項】
 - 5 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
【大学院設置基準第3条第1項】
 - 6 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とし、そのうち法科大学院にあつては、専ら法曹養成のための教育を行うことをその目的とする。
【専門職大学院設置基準第2条第1項、第18条】
 - 7 学府の教育研究上の目的を達成するため、学府及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる組織を編制するものとする。
【大学院設置基準第8条】【専門職大学院設置基準第4条】
 - 8 学府の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。
【大学院設置基準第8条】
 - 9 前2項に基づき編制する組織のうち各学府の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。
 - 10 学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）で定める。
- 第7条 第5条の本大学院に置く研究院は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 人文科学研究院
 - (2) 比較社会文化研究院
 - (3) 人間環境学研究院
 - (4) 法学研究院
 - (5) 経済学研究院
 - (6) 言語文化研究院
 - (7) 理学研究院
 - (8) 数理学研究院
 - (9) 医学研究院
 - (10) 歯学研究院
 - (11) 薬学研究院
 - (12) 工学研究院
 - (13) 芸術工学研究院
 - (14) システム情報科学研究院
 - (15) 総合理工学研究院
 - (16) 農学研究院
(基幹教育院)
- 第7条の2 本学に、本学の学生として共通に期待される学びの基幹を育成するための全学組織として、基幹教育院を置く。
- 2 基幹教育院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(高等研究院)

第7条の3 本学に、高度な研究活動の推進と展開を通じて人材を育成し、その研究成果を広く社会に還元するための全学的組織として、高等研究院を置く。

2 高等研究院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(附置研究所)

第8条 本学に、研究所を附置する。

2 前項の研究所(以下「附置研究所」という。)は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該附置研究所の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。 【学教法第96条】

附置研究所	目的
生体防御医学研究所	生体防御医学に関する学理及びその応用の研究
応用力学研究所	力学に関する学理及びその応用の研究
先導物質化学研究所	物質化学に関する先導的な総合研究
マス・フォア・インダストリ研究所	数学の産業応用及びその学理研究

3 各附置研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(国際研究所)

第8条の2 本学に、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所を置く。

2 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所は、カーボンニュートラル・エネルギー研究に関する基礎科学を創出するとともに、環境調和型で持続可能な社会の実現に向けた課題の解決に貢献することを目的とする。

3 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(病院)

第9条 医学部及び歯学部に、これらに附属する共用の教育研究施設として、医学部・歯学部附属病院を置き、九州大学病院(以下「病院」という。)と称する。 【大学設置基準第39条】

2 病院の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(附属図書館)

第10条 本学に、附属図書館を置く。 【大学設置基準第36条】

2 附属図書館の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

第11条 削除

(情報基盤研究開発センター)

第12条 本学に、研究、教育等に係る情報化を推進するための実践的調査研究、基盤となる設備等の整備及び提供その他専門的業務を行う全国共同利用施設として、情報基盤研究開発センターを置く。

2 情報基盤研究開発センターは、前項の業務のほか、本学における情報基盤に係るシステム開発を行う。

3 情報基盤研究開発センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

(教育関係共同利用拠点)

第12条の2 第7条の2に規定する基幹教育院は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「学教法施行規則」という。)第143条の2第2項の規定により、文部科学大臣の認定を受けた教育関係共同利用拠点として他大学の利用に供するものとする。

(共同利用・共同研究拠点)

第12条の3 次の表に掲げる附置研究所等は、学教法施行規則第143条の3第2項の規定に

より、文部科学大臣の認定を受けた共同利用・共同研究拠点としてそれぞれ学術研究の発展に資するものとする。

附置研究所等	共同利用・共同研究拠点	認定期間
生体防御医学研究所	多階層生体防御システム研究拠点	令和4年4月1日～令和10年3月31日
応用力学研究所	応用力学共同研究拠点	令和4年4月1日～令和10年3月31日
先導物質化学研究所	物質・デバイス領域共同研究拠点	令和4年4月1日～令和10年3月31日
マス・フォア・インダストリ研究所	産業数学の先進的・基礎的共同研究拠点	令和4年4月1日～令和10年3月31日
情報基盤研究開発センター	学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点	令和4年4月1日～令和10年3月31日

(エネルギー研究教育機構)

第12条の4 本学に、エネルギー分野における高度な研究及び教育活動を推進するための全学的組織として、エネルギー研究教育機構を置く。

2 エネルギー研究教育機構の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(アジア・オセアニア研究教育機構)

第12条の5 本学に、アジア・オセアニア地域における社会的課題の解決、課題の発掘及び提示に向けた研究教育活動を推進するための全学的組織として、アジア・オセアニア研究教育機構を置く。

2 アジア・オセアニア研究教育機構の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究センター)

第13条 本学に、次に掲げるいずれかの機能を担い、本学の教員その他の者が共同して教育研究活動を行う組織として、学内共同教育研究センターを置く。 **【学教法第96条】**

(1) 主に教育又は研究活動を支援すること。

(2) 主に教育又は研究を推進すること。

(3) その他全学業務を推進すること。

2 学内共同教育研究センターは、次の表の左欄に掲げるとおりとし、そのうち設置期間を定める学内共同教育研究センターの当該設置期間の満了する日は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

学内共同教育研究センター	設置期間の満了する日
実験生物環境制御センター	
熱帯農学研究センター	
アイソトープ統合安全管理センター	
中央分析センター	

留学生センター	
総合研究博物館	
システムL S I 研究センター	令和13年3月31日
国際宇宙惑星環境研究センター	令和14年3月31日
韓国研究センター	
医療系統合教育研究センター	
超伝導システム科学研究センター	令和15年3月31日
未来デザイン学センター	
グローバルイノベーションセンター	
超顕微解析研究センター	
環境安全センター	
西部地区自然災害資料センター	
大学文書館	
ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター	
アドミッションセンター	
水素エネルギー国際研究センター	
未来化学創造センター	令和7年3月31日
鉄鋼リサーチセンター	令和7年3月31日
低温センター	
加速器・ビーム応用科学センター	
グリーンテクノロジー研究教育センター	令和10年3月31日
シンクロトロン光利用研究センター	
先端医療オープンイノベーションセンター	令和7年3月31日
極限プラズマ研究連携センター	令和6年3月31日

有体物管理センター	
分子システム科学センター	令和10年3月31日
日本エジプト科学技術連携センター	令和6年3月31日
プラズマナノ界面工学センター	令和6年3月31日
EUセンター	令和6年3月31日
環境発達医学研究センター	令和13年3月31日
ユヌス&椎木ソーシャル・ビジネス研究センター	令和6年9月30日
医用生体工学研究センター	令和8年3月31日
次世代燃料電池産学連携研究センター	令和14年3月31日
科学技術イノベーション政策教育研究センター	令和8年3月31日
先端素粒子物理研究センター	令和15年3月31日
分子システムデバイス産学連携教育研究センター	令和6年3月31日
水素材料先端科学研究センター	令和10年3月31日
アジア埋蔵文化財研究センター	令和10年3月31日
キャンパスライフ・健康支援センター	
五感応用デバイス研究開発センター	令和5年10月31日
持続可能な社会のための決断科学センター	
サイバーセキュリティセンター	
数理・データサイエンス教育研究センター	令和10年3月31日
植物フロンティア研究センター	令和10年3月31日
最先端有機光エレクトロニクス研究センター	令和6年3月31日
都市研究センター	令和6年3月31日
次世代接着技術研究センター	令和6年3月31日
先進電気推進飛行体研究センター	令和12年3月31日
ネガティブエミッションテクノロジー研究センター	令和8年3月31日

ラーニングアナリティクスセンター	令和8年3月31日
洋上風力研究教育センター	令和9年3月31日

3 各学内共同教育研究センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
(学部等の附属施設)

第14条 次の表の左欄に掲げる学部、学府、研究院、附置研究所等に、それぞれ同表の右欄に掲げる附属の教育施設又は研究施設を置く。 **【大学設置基準第39条】**

学 部 等	附 属 施 設
理学部	天草臨海実験所
農学部	農場、演習林
人間環境学府	総合臨床心理センター
工学府	ものづくり工学教育研究センター
システム情報科学府	電気エネルギーシステム教育研究センター
薬学府	薬用植物園
生物資源環境科学府	水産実験所
比較社会文化研究院	浅海底フロンティア研究センター
人間環境学研究院	環境建築R & Eセンター
理学研究院	地震火山観測研究センター
医学研究院	胸部疾患研究施設、心臓血管研究施設、脳神経病研究施設、ヒト疾患モデル研究センター、総合コホートセンター、プレジジョンメディシン研究センター
歯学研究院	オーラルヘルス・ブレインヘルス・トータルヘルス研究センター、歯科発生再生研究センター
薬学研究院	産学官連携創薬育薬センター、グリーンファルマ構造解析センター
工学研究院	環境工学研究教育センター、アジア防災研究センター、小分子エネルギーセンター、次世代蓄エネルギーデバイス研究センター、次世代経皮薬物送達研究センター
芸術工学研究院	応用知覚科学研究センター、応用生理人類学研究センター、環境設計グローバル・ハブ、SDGsデザインユニット、社会包摂デザイン・イニシアティブ、デザイン基礎学研究センター

システム情報科学研究院	光・量子プロセス研究開発センター、量子コンピューティングシステム研究センター
農学研究院	生物的防除研究施設、遺伝子資源開発研究センター、国際農業教育・研究推進センター、イノベティブバイオアーキテクチャーセンター、昆虫科学・新産業創生研究センター、アクアバイオリソース創出センター
生体防御医学研究所	高深度オミクスサイエンスセンター、システム免疫学統合研究センター
応用力学研究所	大気海洋環境研究センター、高温プラズマ理工学研究センター、海洋プラスチック研究センター、再生可能流体エネルギー研究センター
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所	次世代冷媒物性評価研究センター、三井化学カーボンニュートラル研究センター、エネルギーシステムデザイン研究センター
情報基盤研究開発センター	汎オミクス計測・計算科学センター

- 2 各附属施設の内部組織その他必要な事項は、当該学部等の長が、別に定める。
(情報統括本部)
- 第15条 本学に、全学的な情報支援を行うための組織として、情報統括本部を置く。
- 2 情報統括本部の目的は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 全学的な情報基盤の整備
- (2) 情報技術を用いた教育研究及び大学運営に関わる業務の総合的な支援
- 3 情報統括本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(統合移転推進本部)
- 第15条の2 本学に、統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画を推進するための組織として、統合移転推進本部を置く。
- 2 統合移転推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(基金本部)
- 第15条の3 本学に、九州大学基金による支援助成事業及び基金強化事業（以下「基金事業」という。）を推進するための組織として、基金本部を置く。
- 2 基金本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(広報本部)
- 第15条の4 本学に、広報戦略の策定及び広報活動の推進を図るための組織として、広報本部を置く。
- 2 広報本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(グローバル化推進本部)
- 第15条の5 本学に、全学的なグローバル化を推進するための組織として、グローバル化推進本部を置く。
- 2 グローバル化推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(学術研究・産学官連携本部)
- 第15条の6 本学に、全学の学術研究及び産学官連携を推進するための組織として、学術研究・産学官連携本部を置く。
- 2 学術研究・産学官連携本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(未来社会デザイン統括本部)

第15条の7 本学に、全学的な社会的課題解決の取組を推進するための組織として、未来社会デザイン統括本部を置く。

2 未来社会デザイン統括本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(データ駆動イノベーション推進本部)

第15条の8 本学に、全学的なデータ駆動型活動の推進及び新たなデジタル社会のあるべき姿を研究するための組織として、データ駆動イノベーション推進本部を置く。

2 データ駆動イノベーション推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(未来人材育成機構)

第15条の9 本学に、博士課程をはじめとする全学の教育改革及び教育の質の向上を推進するための組織として、未来人材育成機構を置く。

2 未来人材育成機構の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(推進室等)

第16条 本学に、特定の重要事項を企画、推進又は支援する組織として、推進室等を置く。

2 前項の推進室等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該推進室等の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

推進室等	目的
社会連携推進室	社会連携（産学官連携を除く。）の推進を支援すること。
国際戦略企画室	国際戦略の企画・立案等を行うこと。
SHAREオフィス	全学的なグローバル化の推進を支援すること。
インスティテューショナル・リサーチ室	大学運営の基礎となる情報の調査・収集・分析及び提供により、大学の意思決定を支援すること。
キャンパス計画室	キャンパス計画の推進を支援すること。
環境安全衛生推進室	安全衛生の推進を支援すること。
ハラスメント対策推進室	ハラスメントの防止及び対策の推進を支援すること。
男女共同参画推進室	男女共同参画の推進を支援すること。
情報環境整備推進室	情報環境整備の推進を支援すること。
統合移転事業推進室	統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画に係る企画・立案を行うこと。
法務統括室	法務機能の強化に係る企画・立案を行うこと。
基金事業推進室	九州大学基金に係るファンドレイジング（本学が行う寄附獲得のための活動をいう。）に関すること。
同窓生連携推進室	同窓生との連携に関すること。
広報戦略推進室	広報戦略に基づく広報活動の推進を支援すること。

跡地処分統括室	移転跡地処分のリスクマネジメントに係る企画・立案等を行うこと。
総長支援室	総長の指示に基づく大学全体の戦略等に係る企画・立案・調整・情報収集を行うこと。
危機管理室	危機管理及び危機発生時の対応に関すること。
研究戦略企画室	本学の研究戦略に基づき大学全体の研究力強化に向けた取組等に係る具体的な企画・立案及び制度設計を行うこと。
オープンイノベーションプラットフォーム	産学官連携の推進を支援すること。

3 前項の各推進室等の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(伊都診療所)

第16条の2 本学に、伊都診療所（以下「診療所」という。）を置く。

2 診療所の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第17条 本学に、庶務、会計、施設及び学生の厚生補導等に関する事務を行うため事務局を置く。

2 本学の学部、学府等に、その事務を行うため事務部を置く。ただし、必要がある場合は、数個の学部等の事務を併せて行う事務部を置く。

3 前2項に規定する事務組織のほか、本学に、内部監査を実施させるとともに、監事監査の事務を補助させるため監査・コンプライアンス室を置く。

4 前3項の事務組織の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

【大学設置基準第7条】

(統括技術部及び技術部)

第17条の2 本学に、教育研究のための技術支援に関する全学的組織として、統括技術部を置く。

2 本学の学部、学府、研究院、基幹教育院、附置研究所等に、教育研究に関する技術的な支援を行わせるため、技術部を置くことができる。

3 第1項の統括技術部及び前項の技術部の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

第3章 役員、職員等

(役員)

第18条 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第10条の規定に基づき、本学に、役員として、学長（「総長」と称する。）、理事10人以内（1人以上の非常勤の理事（その任命の際現に本学の役員又は職員でない者（以下「学外者」という。）に限る。）を置く場合にあつては、11人以内）及び監事2人を置く。

2 前項の理事のうち2人以上（学外者が総長に任命されている場合は1人以上）は、学外者とする。

3 第1項の監事のうち少なくとも1人は、常勤とする。

【法人法第10条】

第19条 総長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

【学教法第92条】【法人法第11条】

2 総長は、この規則その他の総長が定める規則等において理事又は職員に委任する業務について報告を求め、必要な措置を命じ、又はその措置を自ら行うことができる。

第20条 理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して本学の業務を掌理し、総長に事故があるときはその職務を代理し、総長が欠員のときはその職務を行う。

【法人法第11条】

第21条 監事は、本学の業務を監査する。この場合において、監事は、監査報告を作成しなけ

ればならない。

- 2 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況を調査することができる。【法人法第11条】

（職員）

第22条 本学に、教員、事務職員、技術職員、高度専門職員その他必要な職員を置く。

- 2 前項の教員は、教授、准教授、講師、助教、准助教及び助手（「教務助手」と称する。）とする。
- 3 教授、准教授、講師、助教及び教務助手の職務は学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条の定めるところによるものとし、准助教の職務は教授及び准教授の職務を助けることとする。【学教法第92条】

（副学長）

第23条 本学に、総長の定めるところにより、総長を助け、命を受けて校務をつかさどるため、副学長若干人を置く。

- 2 副学長は、理事のうちから総長が指名する者が兼ねる。
- 3 前項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合は、職員のうちから総長が指名する者が副学長を兼ねることができるものとする。【学教法第92条】

（副理事）

第24条 本学に、総長の定めるところにより、理事の職務を助けるため、副理事若干人を置く。

- 2 副理事は、教授その他の職員のうちから総長が指名する。

（総長補佐）

第24条の2 本学に、総長の定めるところにより、総長が命ずる特定の事項を担当し、総長を助けるため、総長補佐若干人を置くことができる。

- 2 総長補佐は、教授その他の職員のうちから総長が指名する。

（部局長等）

第25条 学部、学府、研究院、基幹教育院、附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館及び情報基盤研究開発センター（以下「部局」という。）に長（以下「部局長」という。）を置く。

- 2 部局長は、当該部局の業務を掌理する。
- 3 各部局に、副部局長を置くことができる。
- 4 副部局長は、部局長の定めるところにより、部局長を補佐して部局の業務を処理し、部局長に事故があるときはその職務を代理し、部局長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 部局長及び副部局長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。
- 6 学科及び専攻に、それぞれ学科長又は専攻長を置くことができる。
- 7 学科長及び専攻長の任命手続その他必要な事項は、別に定めるものとする。

（センター長等）

第26条 学内共同教育研究センターに長（以下「センター長」という。）を置く。

- 2 センター長は、当該学内共同教育研究センターの業務を掌理する。
- 3 各学内共同教育研究センターに、副センター長を置くことができる。
- 4 副センター長は、センター長の定めるところにより、センター長を補佐して当該学内共同教育研究センターの業務を処理し、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠員のときはその職務を行う。
- 5 センター長及び副センター長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

第26条の2 先導的研究センターに長（以下「センター長」という。）を置く。

- 2 センター長は、当該先導的研究センターの業務を掌理する。
- 3 各先導的研究センターに、副センター長を置くことができる。
- 4 副センター長は、センター長の定めるところにより、センター長を補佐して当該先導的研究センターの業務を処理し、センター長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 センター長及び副センター長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

（所長）

第26条の3 診療所に、所長を置く。

2 所長は、診療所の業務を掌理する。

3 所長は、本学の教員のうちから総長が指名する。

第4章 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考・監察会議
(役員会)

第27条 本学に、法人法第11条第3項各号に規定する事項を審議するため、総長及び理事で構成する役員会を置く。【法人法第11条】

2 役員会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

(経営協議会)

第28条 本学に、法人法第20条の規定に基づき、本学の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。【法人法第20条】

2 経営協議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

(教育研究評議会)

第29条 本学に、法人法第21条の規定に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。【法人法第21条】

2 教育研究評議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

(総長選考・監察会議)

第30条 本学に、法人法第12条第2項から第5項までの規定に基づき、学長選考・監察会議(「総長選考・監察会議」と称する。以下「選考会議」という。)を置く。【法人法第12条】

2 選考会議の組織に関し必要な事項は、別に規則で定める。

第5章 教授会

第31条 部局(病院及び附属図書館を除く。)に、教授会を置く。【学教法第93条】

2 教授会の組織、審議事項、議事の手続その他必要な事項は、九州大学教授会通則(平成16年度九大規則第8号)で定める。

第6章 雑則

(雑則)

第32条 この規則に定めるもののほか、本学の目的を達成するために必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 法人法附則第16条第1項の規定に基づき本学に置かれる九州大学医療技術短期大学部(以下「短期大学部」という。)は、平成16年4月1日に短期大学部に在学する学生が短期大学部に在学しなくなる日において、廃止する。

3 前項の短期大学部に在学する学生の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学医療技術短期大学部学則(昭和46年4月8日施行)等の規定によるものとする。

4 法人法附則第17条の規定に基づき、平成15年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた九州芸術工科大学に在学する者(以下「在学者」という。)の卒業又は大学院の課程修了のため必要となる教育は、九州大学芸術工学部(以下「芸術工学部」という。)又は九州大学大学院芸術工学府(以下「芸術工学府」という。)において行うものとする。

5 前項の在学者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州芸術工科大学学則(平成5年4月1日施行)等の規定によるものとする。ただし、これによることができない事項については、総長又は芸術工学部若しくは芸術工学府の教授会が定めるところによる。

6 第12条の3に規定する附置研究所等は、文部科学大臣の認定期間である平成34年3月31日までの間存続するものとする。

7 第13条第1項に規定する宙空環境研究センターは、平成24年3月31日まで存続するものとする。

8 第14条第1項に規定する工学研究院附属の環境システム科学研究センターは平成20年3月31日まで、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは平成23年3月31日まで、応用力学研究所附属の力学シミュレーション研究センター及び炉心理工学研究センターは平成19年3月31日まで存続するものとする。

9 法人法等関係法令又はこの学則等に基づき定める諸規則等のほか、承継的、定型的又は簡易な事項で総長が必要と認めるものについては、当分の間、総長が定めるところにより、廃止前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）に基づき設置された九州大学の諸規則等の規定を適用又は準用するものとする。

附 則（平成16年度九大規則第193号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 人間環境学府発達・社会システム専攻は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成17年度九大規則第4号）

1 この規則は、平成17年7月15日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

2 改正後の第13条第1項に規定するデジタルメディシン・イニシアティブ及びアジア総合政策センターは、平成22年6月30日まで存続するものとする。

附 則（平成17年度九大規則第23号）

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第30号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 薬学部総合薬学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成18年度九大規則第2号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第25号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第37号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の第14条第1項に規定する応用力学研究所附属の東アジア海洋大気環境研究センター及び高温プラズマ力学研究センターは、平成29年3月31日まで存続するものとする。

3 改正後の第22条第2項に規定する准助教の職種は、平成19年4月1日に当該職に在職する者が在職しなくなる日において、廃止する。

附 則（平成19年度九大規則第27号）

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第31号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第58号）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 理学府基礎粒子系科学専攻、分子科学専攻、凝縮系科学専攻及び生物科学専攻並びに医学系学府機能制御医学専攻、生殖発達医学専攻、病態医学専攻、臓器機能医学専攻、分子常態医学専攻及び環境社会医学専攻は、改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 新規則第14条第1項に規定する工学研究院附属の循環型社会システム工学研究センターは、平成30年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成20年度九大規則第1号）

この規則は、平成20年4月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年度九大規則第9号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第37号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 システム情報科学府情報理学専攻、知能システム学専攻、情報工学専攻、電気電子システム工学専攻及び電子デバイス工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新学則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成21年度九大規則第1号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第5号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第12号）

この規則は、平成21年8月1日から施行し、第13条第1項にシンクロトロン光利用研究センターを加える改正規定は、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平成21年度九大規則第20号）

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第36条の6の規定は、平成21年9月1日から適用する。

附 則（平成21年度九大規則第33号）

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第49号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 法学府基礎法学専攻、公法・社会法学専攻、民刑事法学専攻、国際関係法学専攻及び政治学専攻並びに薬学府医療薬科学専攻（修士課程）及び創薬科学専攻（修士課程）並びに工学府機械科学専攻及び知能機械システム専攻並びに生物資源環境科学府生物資源開発管理学専攻、植物資源科学専攻、生物機能科学専攻、動物資源科学専攻、農業資源経済学専攻、生産環境科学専攻、森林資源科学専攻及び遺伝子資源工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）附則第6項の規定にかかわらず、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは、廃止する。

附 則（平成22年度九大規則第1号）

この規則は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年度九大規則第6号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第12号）

- 1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。ただし、第13条第1項に応用知覚研究センターを加える改正規定は同年9月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定する応用知覚研究センターは、平成24年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成22年度九大規則第30号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第45号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第47号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第74号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第78号）

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

- 附 則（平成22年度九大規則第81号）
この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則（平成23年度九大規則第1号）
この規則は、平成23年5月1日から施行する。
- 附 則（平成23年度九大規則第4号）
この規則は、平成23年6月1日から施行する。
- 附 則（平成23年度九大規則第8号）
- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。
 - 2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定するシステム情報科学府附属の高度ICT人材教育開発センターは、平成32年3月31日まで存続するものとする。
- 附 則（平成23年度九大規則第10号）
この規則は、平成23年8月1日から施行する。
- 附 則（平成23年度九大規則第12号）
この規則は、平成23年10月1日から施行する。
- 附 則（平成23年度九大規則第68号）
この規則は、平成23年11月1日から施行する。
- 附 則（平成23年度九大規則第72号）
この規則は、平成24年1月1日から施行する。
- 附 則（平成23年度九大規則第80号）
- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行前に設置された薬学府医療薬科学専攻（博士後期課程）及び創薬科学専攻（博士後期課程）は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 附 則（平成24年度九大規則第11号）
この規則は、平成24年10月1日から施行する。
- 附 則（平成24年度九大規則第29号）
この規則は、平成24年12月1日から施行する。ただし、第25条に係る改正規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則（平成24年度九大規則第36号）
この規則は、平成25年1月1日から施行する。
- 附 則（平成24年度九大規則第37号）
この規則は、平成25年2月1日から施行する。
- 附 則（平成24年度九大規則第42号）
この規則は、平成25年3月1日から施行する。
- 附 則（平成24年度九大規則第45号）
- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
 - 2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定する自然エネルギー統合利用センターは、平成35年3月31日まで存続するものとする。
- 附 則（平成25年度九大規則第2号）
この規則は、平成25年5月1日から施行する。
- 附 則（平成25年度九大規則第8号）
この規則は、平成25年6月3日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 附 則（平成25年度九大規則第10号）
この規則は、平成25年7月1日から施行する。
- 附 則（平成25年度九大規則第16号）
この規則は、平成25年8月1日から施行する。ただし、知的財産本部の名称及び目的に係る改正規定は、平成25年9月1日から施行する。
- 附 則（平成25年度九大規則第40号）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第47号）

この規則は、平成25年12月1日から施行する。ただし、第14条第1項の表に薬学研究院の項を加える改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第51号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第76号）

この規則は、平成26年1月27日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第78号）

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第83号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 比較社会文化学府は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該学府に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成26年度九大規則第2号）

この規則は、平成26年4月30日から施行し、この規則による改正後の九州大学学則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年度九大規則第6号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第11号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第13条第1項の表に係る改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第60号）

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第70号）

この規則は、平成27年1月22日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第76号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 九州大学高等教育機構規則（平成18年度九大規則第3号）は、廃止する。

附 則（平成26年度九大規則第77号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第120号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第2号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第9号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第21号）

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第23号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第26号）

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第31号）

この規則は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第34号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定する次世代冷媒物性評価研究セ

ンターは、平成33年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成28年度九大規則第3号）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第8号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第14号）

この規則は、平成28年7月29日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第20号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第65号）

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第69号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第76号）

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第81号）

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第85号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項の表中のオーラルヘルス・ブレインヘルス・トータルヘルス研究センターを加える規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年度九大規則第1号）

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第5号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第8号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第23号）

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第40号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第48号）

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第67号）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 生物資源環境科学府生物産業創成専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該専攻に在学する者が在学なくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成30年度九大規則第1号）

この規則は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年度九大規則第11号）

この規則は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第13条の2の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年度九大規則第18号）

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第22号）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第49号）

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

- 附 則（平成30年度九大規則第60号）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則（令和元年度九大規則第2号）
この規則は、令和元年8月1日から施行する。
- 附 則（令和元年度九大規則第4号）
この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 附 則（令和元年度九大規則第19号）
この規則は、令和元年11月1日から施行する。
- 附 則（令和元年度九大規則第24号）
- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
 - 2 芸術工学部環境設計学科、工業設計学科、画像設計学科、音響設計学科及び芸術情報設計学科は、この規則による改正後の九州大学学則第3条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 附 則（令和2年度九大規則第5号）
この規則は、令和2年8月1日から施行する。
- 附 則（令和2年度九大規則第17号）
この規則は、令和2年10月26日から施行し、令和2年10月1日から適用する。
- 附 則（令和2年度九大規則第35号）
この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 附 則（令和2年度九大規則第41号）
- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
 - 2 工学部建築学科、電気情報工学科、物質科学工学科、地球環境工学科、エネルギー科学科及び機械航空工学科、工学府物質創造工学専攻、物質プロセス工学専攻、材料物性工学専攻、化学システム工学専攻、建設システム工学専攻、都市環境システム工学専攻、海洋システム工学専攻及びエネルギー量子工学専攻、システム情報科学府情報学専攻、情報知能工学専攻及び電気電子工学専攻並びに総合理工学府量子プロセス理工学専攻、物質理工学専攻、先端エネルギー理工学専攻、環境エネルギー工学専攻及び大気海洋環境システム学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第3条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該学科又は専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 附 則（令和3年度九大規則第1号）
この規則は、令和3年5月1日から施行する。
- 附 則（令和3年度九大規則第50号）
この規則は、令和3年10月1日から施行する。
- 附 則（令和3年度九大規則第55号）
この規則は、令和3年11月1日から施行する。
- 附 則（令和3年度九大規則第60号）
この規則は、令和4年1月1日から施行する。
- 附 則（令和3年度九大規則第62号）
この規則は、令和4年3月1日から施行する。
- 附 則（令和3年度九大規則第67号）
- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
 - 2 芸術工学府芸術工学専攻及びデザインストラテジー専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 附 則（令和4年度九大規則第4号）
この規則は、令和4年7月1日から施行する。
- 附 則（令和4年度九大規則第20号）
この規則は、令和4年11月1日から施行する。
- 附 則（令和4年度九大規則第24号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 統合新領域学府ユーザー感性学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 九州大学先導的研究センター規則（平成26年度九大規則第93号）は、廃止する。
附 則（令和5年度九大規則第2号）
この規則は、令和5年6月1日から施行する。
附 則（令和5年度九大規則第 号）
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

九州大学学則の一部を改正する規則（案）

令和 5 年度九大規則第 号
制 定：令和 6 年 月 日

大学院人間環境学府に九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻を設置することに伴い、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)																
(略)	(略)																
<p>第 5 条 本大学院に、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 100 条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育上の目的に応じて組織する学府（大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号。以下「<u>大学院設置基準</u>」という。）第 30 条の 2 第 1 項で定める研究科等関係課程実施基本組織として置く関係学府を含む。以下同じ。）及び研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を置く。</p> <p>第 6 条 前条の本大学院に置く学府は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該学府にそれぞれ同表の右欄に掲げる専攻を置く。</p>	<p>第 5 条 本大学院に、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 100 条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育上の目的に応じて組織する学府（大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 30 条の 2 第 1 項で定める研究科等関係課程実施基本組織として置く関係学府を含む。以下同じ。）及び研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を置く。</p> <p>第 6 条 （同左）</p>																
(略)	(略)																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">学 府</th> <th style="text-align: center;">専 攻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>人間環境学府</td> <td>都市共生デザイン専攻、人間共生システム専攻、行動システム専攻、教育システム専攻、空間システム専攻、実践臨床心理学専攻、<u>九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	学 府	専 攻	(略)	(略)	人間環境学府	都市共生デザイン専攻、人間共生システム専攻、行動システム専攻、教育システム専攻、空間システム専攻、実践臨床心理学専攻、 <u>九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻</u>	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">学 府</th> <th style="text-align: center;">専 攻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>人間環境学府</td> <td>都市共生デザイン専攻、人間共生システム専攻、行動システム専攻、教育システム専攻、空間システム専攻、実践臨床心理学専攻</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	学 府	専 攻	(略)	(略)	人間環境学府	都市共生デザイン専攻、人間共生システム専攻、行動システム専攻、教育システム専攻、空間システム専攻、実践臨床心理学専攻	(略)	(略)
学 府	専 攻																
(略)	(略)																
人間環境学府	都市共生デザイン専攻、人間共生システム専攻、行動システム専攻、教育システム専攻、空間システム専攻、実践臨床心理学専攻、 <u>九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻</u>																
(略)	(略)																
学 府	専 攻																
(略)	(略)																
人間環境学府	都市共生デザイン専攻、人間共生システム専攻、行動システム専攻、教育システム専攻、空間システム専攻、実践臨床心理学専攻																
(略)	(略)																
<p><u>備考</u></p> <p>1 各学府（備考 2～4 を除く。）は、博士課程とする。</p> <p>2 工学府共同資源工学専攻、医学系学府医科学専攻及び歯学府口腔科学専攻は、<u>修士課程とする。</u></p> <p>3 人間環境学府九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻は、<u>大学院設置基準第 35 条第 1 項に定める国際連携専攻とし、後期 3 年の課程のみの博士課程とする。</u></p>	<p><u>備考</u></p> <p>各学府は、博士課程とする。ただし、<u>医学系学府医科学専攻は修士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学位課程（第 4 条第 3 項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。</u></p>																

<p>4 <u>人間環境学府実践心理学専攻、法務学 府実務法学専攻、経済学府産業マネジメ ント専攻及び医学系学府医療経営・管理 学専攻は、専門職学位課程（第4条第3 項の専門職大学院の課程をいう。以下同 じ。）とし、そのうち法務学府実務法学 専攻は法科大学院とする。</u></p>	
<p>2～10 (略) (略)</p>	<p>2～10 (略) (略)</p>

附 則
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

目次

- 第1章 総則（第1条～第8条）
- 第2章 入学、再入学、転学及び編入学等（第9条～第17条の3）
- 第3章 教育方法等（第17条の4～第26条）
- 第4章 修了要件及び学位授与（第27条～第32条）
- 第5章 退学、留学及び休学（第33条～第36条）
- 第6章 表彰、除籍及び懲戒（第37条～第40条）
- 第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第41条～第45条）
- 第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生（第46条～第51条）
- 第9章 専門職大学院の教育方法等（第52条～第58条）

附則

第1章 総則
（趣旨）

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第6条第8項の規定に基づき、学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（修業年限等）

第2条 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）の標準修業年限は、5年とする。

【大学院設置基準第4条】

2 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

【大学院設置基準第36条】

3 後期3年の課程のみの博士課程（以下「後期のみの博士課程」という。）の標準修業年限は、3年とする。

【大学院設置基準第4条】

4 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、修士課程として取り扱うものとする。

【大学院設置基準第4条】

5 前項の規定にかかわらず、システム生命科学府の博士課程にあつては、この区分を設けないものとする。

6 第4項の前期2年及び後期3年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」（連係学府にあつては、「博士前期課程」と称する。）及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。

7 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

【大学院設置基準第3条】

8 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他の特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各学府規則の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。

【大学院設置基準第3条】

第3条 専門職学位課程（法務学府実務法学専攻（以下「法科大学院」という。）を除く。）の標準修業年限は、2年とする。

【専門職大学院設置基準第2条】

2 法科大学院の標準修業年限は、3年とする。

【専門職大学院設置基準第18条】

(在学期間の限度)

第4条 九州大学大学院（以下「本大学院」という。）における同一学府の在学期間の限度は、修士課程は4年、博士後期課程及び後期のみの博士課程は6年、一貫制博士課程は10年とする。

2 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程は、8年とする。

第5条 専門職学位課程（法科大学院を除く。）における在学期間の限度は4年とし、法科大学院における在学期間の限度は6年とする。

(定員)

第6条 各学府の学生の定員は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(学年及び学期)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

【学教法規則第163条】

2 学期の区分は、各学府規則において定める。

3 前項に定める各学期は、2つの授業期間に区分することができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第23条】

(休業日)

第8条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

九州大学記念日 5月11日

別に定める春季、夏季及び冬季の各休業日

2 臨時の休業日は、その都度定める。

3 前2項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことがある。

第2章 入学、再入学、転学及び編入学等

(入学の時期)

第9条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めに入学させることができる。

2 国際連携専攻の入学時期は、前項の規定にかかわらず、別に定めることができる。

【学教法規則第163条】

(修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程の入学資格)

第10条 修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するもの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院の学府において、本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの **【学教法第102条、学教法規則第155条】**

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程に入学させることができる。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

【学教法第102条、学教法規則第159条、第160条】

（博士後期課程及び後期のみの博士課程の入学資格）

第11条 博士後期課程及び後期のみの博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、第27条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

【学教法第102条、学教法規則第156条】

（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の入学資格）

第12条 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者

- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院の学府において、本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの **【学教法第102条、学教法規則第155条】**
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、医学系学府医学専攻、歯学学府歯学専攻及び薬学学府臨床薬学専攻の博士課程に入学させることができる。
- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者 **【学教法第102条、学教法規則第159条、第160条】**

(入学資格審査)

第13条 第10条第1項第10号、第11条第8号及び前条第1項第8号の入学資格審査の実施方法等については、学府教授会の議を経て各学府長が別に定める。

(入学の出願)

第13条の2 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学志願票、所定の入学検定料その他別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者選抜)

第14条 前条の入学を志願する者については、入学者選抜を行う。

2 入学者選抜の細部については、学府教授会の議を経て各学府長が別に定める。

第14条の2 本大学院の学府の修士課程を修了し、引き続き博士後期課程及び後期のみの博士課程へ進学を志願する者については前条の規定を準用するものとする。

(入学の手續及び許可)

第14条の3 総長は、第14条第1項の入学者選抜の結果合格した者で、所定の期日までに入学料の納付（入学料の全部若しくは一部の免除又は徴収猶予を受けようとする者にあつては、当該免除又は徴収猶予に係る申請）及び所定の書類の提出を完了したものに入学を許可する。

(再入学)

第14条の4 第33条の規定により退学した後、再び同一学府に入学を志願する者については、選考の上、再入学を許可することがある。

(転学)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者が、本大学院に転学を願ひ出たときは、学期の始めに限り、考査の上、転学を許可することがある。

- (1) 他の大学院に在学する者
- (2) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学した者

2 前項の転学願は、当該大学長又は所属研究科等の長の紹介状を添えて、志望する本大学院の学府の長に提出するものとする。

3 第1項により転学を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会の議を経て学府長がその都度決定する。

第16条 本大学院の学府の学生が、他大学の大学院に転学しようとするときは、学府長を経て、総長に転学願を提出するものとする。

2 総長は、転学の事由が適当であると認めたときは、その転学を許可する。
(転学府及び専攻の変更)

第17条 本大学院の学府に在学する者が、本大学院の他の学府に転学府を願い出たときは、当該他の学府の学府長は、学期の始めに限り、考査の上、許可することがある。

2 前項の規定により本大学院の学府の学生が、他の学府に転学府しようとするときは、指導教員を経て、学府長に転学府願を提出し、当該学府長の許可を得るものとする。

3 第1項により転学府を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会の議を経て学府長がその都度決定する。

4 前項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。
(編入学)

第17条の2 第11条各号のいずれかに該当する者が、本大学院の一貫制博士課程を置く学府の第3年次に編入学を願い出たときは、考査の上、許可することがある。

2 前項の編入学について必要な事項は、当該学府規則において別に定める。
(再入学等の手続及び許可)

第17条の3 再入学、転学（第16条の転学を除く。）及び編入学（以下「再入学等」という。）に係る手続及び許可については、第14条の3の規定を準用する。

第3章 教育方法等 (教育課程の編成方針)

第17条の4 総長は、本大学院の学府（専門職大学院を除く。）において、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「学校教育法施行規則」という。）第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定させ、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

【大学院設置基準第11条】

(大学院基幹教育)

第17条の5 本大学院に、学府ごとに編成する教育課程のほか、学府共通の課程を置く。

2 前項の課程を大学院基幹教育と称し、当該課程に関し必要な事項は、別に定める。
(卓越大学院プログラム)

第17条の6 本大学院に、卓越大学院プログラムを置く。

2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。
(未来共創リーダー育成プログラム)

第17条の7 本大学院に、未来共創リーダー育成プログラムを置く。

2 未来共創リーダー育成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。
(未来創造コース)

第17条の8 本大学院に、学府ごとに編成する教育課程のほか、学府共通の課程を置く。

2 前項の課程を未来創造コースと称し、当該課程に関し必要な事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第18条 本大学院の学府の教育は、授業科目の授業及び研究指導（専門職大学院にあっては、授業科目の授業。以下同じ。）によって行うものとする。 **【大学院設置基準第12条】**

2 本大学院（専門職大学院を除く。）の学府は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の学府が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると思われる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。

【大学院設置基準第12条】

3 本大学院の学府は、前項の授業科目の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第25条】

4 本大学院の学府は、第1項の授業科目の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 **【大学院設置基準第15条、大学設置基準第25条】**

5 本大学院の学府の教育に必要な授業科目、単位、研究指導等については、この規則に定めるもののほか、各学府規則において定める。

(単位の計算方法)

第18条の2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で各学府規則に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学府規則に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第21条】

2 前項の規定にかかわらず、学位論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。 **【大学院設置基準第15条、大学設置基準第21条】**

(成績評価基準等の明示等)

第18条の3 学府長は、学生に対して、授業科目の授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果及び学位論文（専門職大学院にあっては、学修の成果）に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

【大学院設置基準第14条の2】

(組織的な研修等)

第18条の4 学府長は、学生に対する教育の充実を図るため、当該学府の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

【大学院設置基準第9条の3、専門職大学院設置基準第5条の2】

2 学府長は、第18条第2項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

【大学院設置基準第9条の3】

(授業科目の選定等)

第19条 履修する授業科目の選定は、指導教員の指示に従うものとする。

2 各学府規則で定めるところにより、教育上有益と認めるときは、他の専攻若しくは大学院基幹教育若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して、履修させることができる。

3 前項により修得した単位は、第27条から第29条まで、又は第56条の課程修了の要件となる単位に充当することができる。

(試験)

第20条 履修した各授業科目の合格又は不合格は、試験又は研究報告によって認定する。

2 前項の試験は、毎学期末又は毎学年末に行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない事由のため、受験できなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

(成績)

第21条 各授業科目の成績は、S、A、B、C及びFの5種の評語をもってあらわし、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

3 不合格の授業科目については、再試験を受けさせることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第22条 学府長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。**【大学院設置基準第15条、大学設置基準28条】**

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程の授業科目を履修する場合について準用する。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準28条】

3 学府長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生が他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

【大学院設置基準第13条】

(休学期間中の外国の大学院における授業科目の履修)

第23条 学府長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院における授業科目の履修により修得した単位の上限)

第24条 前2条の規定により本大学院の学府において修得したものとみなすことのできる単位数は、第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、合わせて15単位を超えないものとする。**【大学院設置基準第15条、大学設置基準28条】**

(入学前の既修得単位の認定)

第25条 学府長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院の学府に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院の学府に入学した後本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。**【大学院設置基準第15条、大学設置基準30条】**

2 前項の規定は、第22条第2項の場合に準用する。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第30条】

3 前2項の規定により、各学府において、修得したものとみなすことのできる単位数は、第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準30条】

(本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる単位の上限)

第25条の2 前2条の規定により本大学院の学府において修得したものとみなすことのできる

単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準30条】

(長期にわたる教育課程の履修)

第26条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を学府長に申し出たときは、学府教授会の議を経て学府長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第30条の2】

第4章 修了要件及び学位授与

(修士課程の修了要件)

第27条 修士課程の修了要件は、修士課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、各学府規則で定められた授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第16条】

第27条の2 第2条第4項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、各学府規則で定めるところにより、前条に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該前期の課程において修得すべきものについての審査

【大学院設置基準第16条の2】

(博士課程の修了要件)

第28条 博士課程(医学系学府医学専攻、歯学学府歯学専攻及び薬学学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。以下本条において同じ。)の修了要件は、博士課程に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、各学府規則で定めるところにより、所定の授業科目を履修し、30単位以上の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第17条】

2 第2条第8項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び第27条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

【大学院設置基準第17条】

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により本大学院の学府への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上

在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第17条】

- 4 各学府規則で定めるところにより、前項の修了要件として、更に所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件）

第29条 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件は、医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に4年以上在学し、各学府規則で定めるところにより、所定の授業科目を履修し、30単位以上の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準44条】

（大学院における在学期間の短縮）

第29条の2 第25条の規定により学生が本大学院の学府に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院の学府において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院の学府が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

【大学院設置基準18条】

- 2 前項の規定は、修士課程を修了した者の第28条第1項（第28条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する博士課程における在学期間（第28条第1項の規定により博士課程における在学期間を含む修士課程における在学期間を除く。）については、適用しない。

【大学院設置基準18条】

（後期のみの博士課程の修了要件）

第29条の3 後期のみの博士課程の修了要件は、後期のみの博士課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたものについては、後期のみの博士課程に1年（第27条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 各学府規則で定めるところにより、前項の修了要件として、更に所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

（学位論文等及び最終試験）

第30条 第27条から前条までの最終試験は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）を中心とし、これに関連のある授業科目について、行うものとする。

第31条 学位論文等及び最終試験の合格又は不合格は、学府教授会において審査する。

- 2 論文審査及び最終試験の細部については、別に定める。

（学位の授与）

第32条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程を修了した者には、九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）の定めるところにより、学位を授与するものとする。

【学教法第104条、学位規則第2条】

2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第27条及び第27条の2に規定する修了要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。

第5章 退学、留学及び休学

(退学)

第33条 学生が退学しようとするときは、学府長を経て総長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第34条 外国の大学院等に留学を志願する学生は、学府長に留学願を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第27条から第29条まで、又は第56条の課程修了の要件としての在学期間に通算することができる。

(休学)

第35条 疾病又は経済的理由のため2月以上修学できない学生は、学府長の許可を得て、その学年の終わりまで休学することができる。

2 前項のほか、特別の事情があると認められたときは、学府長は、休学を許可することができる。

3 疾病のため修学が不相当と認められる学生に対しては、学府長は、休学を命ずることができる。

4 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学府長の許可を得て、復学することができる。

5 休学した期間は、在学期間に算入しない。

6 休学期間は、修士課程においては2年を、博士後期課程及び後期のみの博士課程においては3年を、一貫制博士課程においては5年を超えることができない。

7 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程における休学期間は4年を超えることができない。

第36条 専門職学位課程（法科大学院を除く。）における休学期間は2年を超えることができない。

2 法科大学院における休学期間は3年を超えることができない。

第6章 表彰、除籍及び懲戒

(表彰)

第37条 学生に表彰に値する行為があったときは、総長がこれを表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第38条 総長は、学府長の報告により学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該学生を除籍する。

(1) 欠席が長期にわたるとき。

(2) 成業の見込みがないとき。

(3) 長期間にわたり行方不明のとき。

(4) 第4条又は第5条に規定する在学期間の限度を超えたとき。

(5) 第35条第6項若しくは第7項又は第36条に規定する休学期間の限度を超えてなお復学できないとき。

第39条 総長は、学生が次の各号のいずれかに該当するとき、当該学生を除籍する。

(1) 入学料の一部を免除された者若しくは免除を不許可とされた者又は入学料の徴収を猶予された者若しくは徴収の猶予を不許可とされた者が、所定の期日までに入学料を納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

(懲戒)

第40条 総長は、学生が九州大学（以下「本学」という。）の規則に違反し、又はその本分に

反する行為があったときは、当該学生を懲戒する。

- 2 前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 懲戒の手続その他懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料
(検定料)

第41条 入学及び再入学等を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者については、検定料を免除することができる。
- 3 前項の検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学料)

第42条 入学及び再入学等に当たっては、入学料を納付しなければならない。

- 2 入学料の納付が困難な者又は特別の事情があると認められる者に対し、その全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。
- 3 前項の入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第43条 各年度に係る授業料は、次の表に掲げる納付区分ごとに、それぞれ授業料の年額の2分の1に相当する額を同表に掲げる納期に納付しなければならない。ただし、当該期の授業料の免除、徴収猶予又は月割分納を申請した者の納期については、この限りでない。

納 付 区 分	納 期
前期（4月1日から9月30日まで）	5月31日まで
後期（10月1日から3月31日まで）	11月30日まで

- 2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の授業料を免除する。
- 3 経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀と認められる者その他特別の事情があると認められる者については、授業料の全部若しくは一部を免除し、徴収猶予し、又は月割分納を許可することができる。
- 4 前項の授業料の免除、徴収猶予及び月割分納に関し必要な事項は、別に定める。

(寄宿料)

第44条 寄宿舎に入居した者は、所定の期日までに、寄宿料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者については、寄宿料を免除することができる。

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額等)

第45条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額、徴収方法その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年度九大会規第12号。以下「費用規程」という。）に定める。

第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生
(科目等履修生)

第46条 本学の学生以外の者で、学府の授業科目のうち一又は複数履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準31条】

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第47条 本学において、学府又は第17条の5第2項に定める大学院基幹教育で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教育研究上支障がない場合に限り、選

考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第48条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学において、学府の開講する特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第49条 学府において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学府の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第50条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学の学府又は研究所等において、研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを認めることがある。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第51条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生の検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、費用規程に定める。

第9章 専門職大学院の教育方法等

(教育課程)

第52条 総長は、専門職大学院において、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

【専門職大学院設置基準第6条】

(教育課程連携協議会)

第52条の2 専門職大学院に、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会の任務、組織その他必要な事項は、別に定める。

(授業の方法等)

第53条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

【専門職大学院設置基準第8条】

2 第18条第3項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

【専門職大学院設置基準第8条】

(履修科目の登録の上限)

第54条 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

【専門職大学院設置基準第12条】

(専門職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の限度)

第55条 第22条(第3項を除く。)、第23条及び第25条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により専門職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条及び第25条第3項の規定にかかわらず、第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、合わせて専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の2分の1を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第13条、第14条】

2 前項の規定にかかわらず、第22条（第3項を除く。）、第23条、第25条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び第58条第1項の規定により法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条及び第25条第3項の規定にかかわらず、第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、合わせて33単位を超えないものとする。ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると法科大学院が認める者について法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて49単位を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第21条、第22条】

（専門職学位課程の修了要件）

第56条 専門職学位課程（法科大学院を除く。）の修了の要件は、専門職学位課程に2年以上在学し、当該学府規則で定められた授業科目を履修し、30単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。

【専門職大学院設置基準第15条】

2 法科大学院の修了の要件は、法科大学院に3年以上在学し、当該大学院規則で定められた授業科目を履修し、93単位以上の所定の単位を修得することとする。

【専門職大学院設置基準第23条】

3 専門職大学院において、必要と認めるときは、前2項の修了要件としての単位数に、更に単位数を加えることができる。

（専門職学位課程の在学期間の短縮）

第57条 専門職大学院は、第25条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を専門職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

【専門職大学院設置基準第16条】

（法科大学院の法学既修者）

第58条 法科大学院は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第56条第2項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同項に規定する単位については、法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

【専門職大学院設置基準第25条】

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第25条】

第10章 国際連携専攻

（国際連携教育課程の編成）

第59条 総長は、第17条の4の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を当該学府の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成するものとする。

【大学院設置基準第36条】

（国際連携教育課程の共同開設科目）

第60条 総長は、第17条の4の規定にかかわらず、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携専攻の学生が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）の履修により修得した単位は、7単位を超えない範囲で、当該学府又は連携外国大学院のいずれ

かにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該学府及び連携外国大学院において修得した単位数が、第63条第1項の規定により当該学府及びそれぞれの連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該学府及び連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

【大学院設置基準第37条】

(国際連携教育課程に係る単位の認定等)

第61条 国際連携専攻を設ける学府は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 国際連携専攻を設ける学府は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

【大学院設置基準第38条】

(国際連携専攻に係る修了要件)

第62条 国際連携教育課程である博士課程の修了の要件は、第28条に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける学府及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により、当該国際連携専攻を設ける学府規則に定める単位以上を修得することとする。

2 前項により国際連携専攻を設ける学府及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第22条第1項及び第25条第1項の規定により修得したものとしてみなすことができる単位を含まないものとする。ただし、第25条第1項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

【大学院設置基準第39条】

(国際連携専攻の特例)

第63条 国際連携専攻の入学資格審査、入学の出願並びに入学者選抜並びに入学の手続き及び許可については、第13条から第14条の3までの規定にかかわらず、連携外国大学院との協議の上、別に定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、国際連携専攻において、国際連携専攻を設ける学府と連携外国大学院との協議により、この規則と異なる取扱いをする場合は、当該連携外国大学院と締結する協定書等の定めるところによる。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に本大学院に在学し、平成16年4月1日以降も引き続き在学する者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学大学院学則（昭和50年5月20日施行）等の規定によるものとする。

附 則（平成16年度九大規則第195号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第32号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第39号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第33号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第60号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第39号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第51号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第84号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第82号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第1号）

この規則は、平成24年5月1日から施行し、平成24年3月14日から適用する。

附 則（平成24年度九大規則第30号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第48号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第85号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院通則第55条第2項の規定は、平成26年4月1日に九州大学法務学府実務法学専攻に入学する者から適用し、同年3月31日に同専攻に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第79号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第37号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第4号）

この規則は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年度九大規則第87号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第69号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第62号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第26号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第6号）

1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院通則（以下「新規則」という。）第10条第1項第2号の規定は、平成31年4月1日から適用する。

3 新規則第24条、第25条、第25条の2、第29条の2の規定は、令和2年6月30日から適用する。

附 則（令和2年度九大規則第38号）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第43号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院通則第21条及び第56条の規定は、令和3年4月1日に本学に入学する者から適用し、同年3月31日に本学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第52号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第69号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院通則第55条の規定は、令和4年4月1日に本学に入学する者から適用し、同年3月31日に本学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
 - 附 則（令和4年度九大規則第26号）
この規則は、令和5年4月1日から施行する。
 - 附 則（令和5年度九大規則第 号）
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）（修士課程及び博士後期課程）

学 府 名	専 攻 名	学生定員					収 容 定 員
		修士課程		博士後期課程			
		1年次	2年次	1年次	2年次	3年次	
人文科学府	人文基礎専攻	16	16	7	7	7	187 うち修士課程 112 博士後期課程 75
	歴史空間論専攻	20	20	9	9	9	
	言語・文学専攻	20	20	9	9	9	
	計	56	56	25	25	25	
地球社会統合科学府	地球社会統合科学専攻	60	60	35	35	35	225 うち修士課程 120 博士後期課程 105
人間環境学府	都市共生デザイン専攻	20	20	4	5	5	310 うち修士課程 190 博士後期課程 120
	人間共生システム専攻	11	11	9	9	9	
	行動システム専攻	17	17	10	10	10	
	教育システム専攻	19	19	9	9	9	
	空間システム専攻	28	28	6	7	7	
	九州大学・釜山大学校 都市・建築国際連携専攻	—	—	2	—	—	
	計	95	95	40	40	40	
法学府	法政理論専攻	72	62	17	17	17	185 うち修士課程 134 博士後期課程 51
経済学府	経済工学専攻	20 【1】	20 【1】	10 【1】	10 【1】	10 【1】	166 【5】 うち修士課程 94
	経済システム専攻	27	27	14	14	14	

	計	47 【1】	47 【1】	24 【1】	24 【1】	24 【1】	【2】 博士後期課程 72 【3】
理学府	物理学専攻	41	41	14	14	14	429 うち修士課程
	化学専攻	62	62	19	19	19	288
	地球惑星科学専攻	41	41	14	14	14	博士後期課程 141
	計	144	144	47	47	47	
数理学府	数理学専攻	54 【8】	54 【8】	20 【9】	20 【9】	20 【9】	168 【43】 うち修士課程 108 【16】 博士後期課程 60 【27】
医学系学府	医科学専攻	20	20	—	—	—	124 うち修士課程
	保健学専攻	27	27	10	10	10	94
	計	47	47	10	10	10	博士後期課程 30
歯学府	口腔科学専攻	6	6	—	—	—	12
薬学府	創薬科学専攻	55	55	12	12	12	146 うち修士課程 110 博士後期課程 36
工学府	材料工学専攻	43	43	10	10	10	※ 1,191 1,171
	応用化学専攻	68	68	18	18	18	うち修士課程 ※ 852
	化学工学専攻	30	30	8	8	8	832
	機械工学専攻	73	73	16	16	16	博士後期課程 339
	水素エネルギーシステム専攻	35	35	9	9	9	
	航空宇宙工学専攻	30	30	10	10	10	

	量子物理工学専攻	30	30	10	10	10	
	船舶海洋工学専攻	25	25	8	8	8	
	地球資源システム工学専攻	20	20	8	8	8	
	共同資源工学専攻	※ 20 10	※ 20 10	—	—	—	
	土木工学専攻	52	52	16	16	16	
	計	※ 426 416	※ 426 416	113	113	113	
芸術工学府	芸術工学専攻	120	120	30	30	30	330 うち修士課程 240 博士後期課程 90
システム情報 科学府	情報理工学専攻	105 【2】	105 【2】	29 【3】	29 【3】	29 【3】	475 【18】 うち修士課程 340 【6】 博士後期課程 135 【12】
	電気電子工学専攻	65 【1】	65 【1】	16 【1】	16 【1】	16 【1】	
	計	170 【3】	170 【3】	45 【4】	45 【4】	45 【4】	
総合理工学府	総合理工学専攻	172	172	62	62	62	530 うち修士課程 344 博士後期課程 186
生物資源環境 科学府	資源生物科学専攻	66	66	26	26	26	719 うち修士課程 488 博士後期課程 231
	環境農学専攻	66	66	21	21	21	
	農業資源経済学専攻	13	13	5	5	5	
	生命機能科学専攻	99	99	25	25	25	
	計	244	244	77	77	77	
統合新領域学	ユーザー感性スタディ	10	10	3	3	—	122

府	ーズ専攻						うち修士課程 82 博士後期課程 40
	オートモーティブサイ エンス専攻	21	21	7	7	7	
	ライブラリーサイエン ス専攻	10	10	3	3	3	
	(ユーザー感性学専攻)	—	—	—	—	4	
	計	41	41	13	13	14	
マス・フォア ・イノベーション 系関係学府		博士前期課程		博士後期課程			〈66〉 うち 博士前期課程 〈24〉 博士後期課程 〈42〉
		〈12〉	〈12〉	〈14〉	〈14〉	〈14〉	
総	計	※ 1,809 1,799	※ 1,799 1,789	570	570	571	※ 5,319 5,299 うち修士課程 ※ 3,608 3,588 博士後期課程 1,711

(備考)

- 1 () を付した専攻は、学府の改組により、学生募集を停止したものである。
- 2 外国人である学生は、定員外とすることができる(国際連携専攻を除く)。
- 3 工学府共同資源工学専攻及び総計の※付きの数字は、本学及び北海道大学の合計数である。
- 4 〈 〉 を付した数字は関係学府の定員数であり、各関係協力学府の定員数の内数である。
- 5 【 】 を付した数字は関係協力学府から関係学府に割り当てる定員数で、かつ、関係協力学府の定員数の内数である。

別表第2（第6条関係）

（一貫制博士課程並びに医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程）

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員					収 容 定 員
		博 士 課 程					
		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	
システム生命科学府	システム生命科学専攻	54	54	54	54	54	270
医学系学府	医学専攻	107	107	107	107	—	428
歯学府	歯学専攻	43	43	43	43	—	172
薬学府	臨床薬学専攻	5	5	5	5	—	20
総 計		209	209	209	209	54	890

（備考） 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第3（第6条関係）（専門職学位課程）

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員			収 容 定 員
		専 門 職 学 位 課 程			
		1 年 次	2 年 次	3 年 次	
人間環境学府	実践臨床心理学専攻	30	30	—	60
法務学府	実務法学専攻	45	45	45	135
経済学府	産業マネジメント専攻	45	45	—	90
医学系学府	医療経営・管理学専攻	20	20	—	40
総 計		140	140	45	325

（備考） 外国人である学生は、定員外とすることができる。

九州大学大学院通則の一部を改正する規則（案）

令和5年度九大規則第 号
制定：令和6年 月 日

大学院人間環境学府に九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻を設置することに伴い、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)
(略)	(略)
第2章 入学、再入学、転学及び編入学等 (入学の時期)	第2章 入学、再入学、転学及び編入学等 (入学の時期)
第9条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めに入学させることができる。	第9条 (同左)
<u>2 国際連携専攻の入学時期は、前項の規定にかかわらず、別に定めることができる。</u>	
【学教法規則第163条】	
(略)	(略)
(検定料)	(検定料)
第41条 入学及び再入学等を志願する者は、検定料を納付しなければならない。	第41条 (同左)
<u>2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者については、検定料を免除することができる。</u>	
<u>3 前項の検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。</u>	
(入学料)	(入学料)
第42条 入学及び再入学等に当たっては、入学料を納付しなければならない。	第42条 (同左)
<u>2 入学料の納付が困難な者又は特別の事情があると認められる者に対し、その全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。</u>	2 入学料の納付が困難な者に対し、その全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。
3 (略)	3 (略)
(授業料)	(授業料)
第43条 (略)	第43条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀と認められる者その他特別の事情があると認められる者については、授業料の全部若しくは一部を免除し、徴収猶予し、又は月割分納を許可することができる。	3 経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀と認められる者その他 <u>やむを得ない</u> 特別の事情があると認められる者については、授業料の全部若しくは一部を免除し、徴収猶予し、又は月割分納を許可することができる。
4 (略)	4 (略)
(略)	(略)
第10章 国際連携専攻 (国際連携教育課程の編成)	
第59条 総長は、第17条の4の規定にかか	

わらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）が開設する授業科目を当該学府の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）を編成するものとする。

【大学院設置基準第36条】

（国際連携教育課程の共同開設科目）

第60条 総長は、第17条の4の規定にかかわらず、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携専攻の学生が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）の履修により修得した単位は、7単位を超えない範囲で、当該学府又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該学府及び連携外国大学院において修得した単位数が、第63条第1項の規定により当該学府及びそれぞれの連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該学府及び連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

【大学院設置基準第37条】

（国際連携教育課程に係る単位の認定等）

第61条 国際連携専攻を設ける学府は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 国際連携専攻を設ける学府は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

【大学院設置基準第38条】

（国際連携専攻に係る修了要件）

第62条 国際連携教育課程である博士課程の修了の要件は、第28条に定めるもののほか、国際連携専攻を設ける学府及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により、当該国際連携専攻を設ける学府規則に定める単位以上を修得することとする。

2 前項により国際連携専攻を設ける学府及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携

<p>教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第22条第1項及び第25条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位を含まないものとする。ただし、第25条第1項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">【大学院設置基準第39条】</p> <p>(国際連携専攻の特例)</p> <p>第63条 国際連携専攻の入学資格審査、入学の出願、入学者選抜並びに入学の手続き及び許可については、第13条から第14条の3までの規定にかかわらず、連携外国大学院との協議の上、別に定めるところによる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、国際連携専攻において、国際連携専攻を設ける学府と連携外国大学院との協議により、この規則と異なる取扱いをする場合は、当該連携外国大学院と締結する協定書等の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別表第1 (別紙のとおり)</p> <p>別表第2・3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別表第1 (別紙のとおり)</p> <p>別表第2・3 (略)</p>
---	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙)

新

別表第1 (第6条関係) (修士課程及び博士後期課程)

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員					収 容 定 員
		修 士 課 程		博 士 後 期 課 程			
		1年次	2年次	1年次	2年次	3年次	
(略)							
人間環境学府	都市共生デザイン専攻	20	20	<u>4</u>	5	5	310 うち修士課程 190 博士後期課程 120
	人間共生システム専攻	11	11	9	9	9	
	行動システム専攻	17	17	10	10	10	
	教育システム専攻	19	19	9	9	9	
	空間システム専攻	28	28	<u>6</u>	7	7	
	九州大学・釜山大学校 都市・建築国際連携専攻	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>2</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	
	計	95	95	40	40	40	
(略)							
歯学府	口腔科学専攻	6	<u>6</u>	—	—	—	<u>12</u>
(略)							
芸術工学府	芸術工学専攻	120	120	30	30	<u>30</u>	330 うち修士課程 240 博士後期課程 90

(略)							
統合新領域学 府	ユーザー感性スタディ ーズ専攻	10	<u>10</u>	3	<u>3</u>	—	<u>122</u> うち修士課程
	オートモーティブサイ エンス専攻	21	21	7	7	7	<u>82</u> 博士後期課程
	ライブラリーサイエン ス専攻	10	10	3	3	3	<u>40</u>
	(ユーザー感性学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	4	
	計	41	<u>41</u>	13	<u>13</u>	14	

(略)							
総	計	<u>※1,809</u> <u>1,799</u>	<u>※1,799</u> <u>1,789</u>	570	<u>570</u>	571	<u>※5,319</u> <u>5,299</u> うち修士課程 <u>※3,608</u> <u>3,588</u> 博士後期課程 <u>1,711</u>

(備考)

1 (略)

2 外国人である学生は、定員外とすることができる (国際連携専攻を除く)。

3～5 (略)

別表第1 (第6条関係) (修士課程及び博士後期課程)

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員					収 容 定 員
		修 士 課 程		博 士 後 期 課 程			
		1年次	2年次	1年次	2年次	3年次	
(略)							
人間環境学府	都市共生デザイン専攻	20	20	<u>5</u>	5	5	310 うち修士課程 190 博士後期課程 120
	人間共生システム専攻	11	11	9	9	9	
	行動システム専攻	17	17	10	10	10	
	教育システム専攻	19	19	9	9	9	
	空間システム専攻	28	28	<u>7</u>	7	7	
	計	95	95	40	40	40	
(略)							
歯学府	口腔科学専攻	6	<u>二</u>	—	—	—	<u>6</u>
(略)							
芸術工学府	芸術工学専攻	120	120	30	30	<u>二</u>	330 うち修士課程 240 博士後期課程 90
	<u>(芸術工学専攻)</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>25</u>	
	<u>(デザインストラテジ</u> <u>ー専攻)</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>5</u>	
	計	<u>120</u>	<u>120</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	

(略)							
統合新領域学 府	ユーザー感性スタディ ーズ専攻	10	二	3	二	一	143 うち修士課程
	オートモーティブサイ エンス専攻	21	21	7	7	7	102 博士後期課程
	ライブラリーサイエン ス専攻	10	10	3	3	3	41
	(ユーザー感性学専攻)	一	30	一	4	4	
	計	41	61	13	14	14	
(略)							
総	計	※1,809 1,799	※1,813 1,803	570	571	571	※5,334 5,314 うち修士課程 ※3,622 3,602 博士後期課程 1,712

(備考)

- 1 (略)
- 2 外国人である学生は、定員外とすることができる。
- 3～5 (略)

九州大学学位規則（案）

平成16年度九大規則第86号
施行：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 6年 月 日
（令和5年度九大規則第 号）

（趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）により定めるように規定されている事項その他九州大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

（学位）

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 本学が授与する専門職学位は、修士（専門職）及び法務博士（専門職）とする。

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位授与は、本学の課程を修了し、卒業を認定された者に対し行うものとする。

（修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位授与は、本学大学院の学府の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「大学院通則」という。）第2条第5項に定める一貫制博士課程（以下「一貫制博士課程」という。）において、大学院通則第27条及び第27条の2に規定する修了要件を満たした者に対し授与することができる。

（博士の学位授与の要件）

第5条 博士の学位授与は、本学大学院の学府の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

（専門職学位の授与の要件）

第6条 専門職学位の授与は、本学大学院の学府の専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

（修士の学位授与）

第7条 修士の学位授与に関して必要な事項は、各学府規則で定める。

（博士論文の提出）

第8条 博士論文（以下「論文」という。）は、博士後期課程にあつては2年以上（法科大学院の課程を修了した者が博士後期課程に入学した場合にあつては1年以上）、医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程（以下「医学系、歯学及び薬学の博士課程」という。）にあつては3年以上、一貫制博士課程にあつては4年以上在学し、各学府規則に定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければ、提出することができない。

2 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、在学期間が博士後期課程にあつては2年、医学系、歯学及び薬学の博士課程にあつては3年、一貫制博士課程にあつては4年に満たなくても論文を提出させることができる。

3 論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は、各学府規則で定める。ただし、博士後期課程、医学系、歯学及び薬学の博士課程又は一貫制博士課程に所定の年限在学し、各学府規則に定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学の上、別に定める期間内に論文を提出することができる。

4 論文は、論文審査願に、論文目録、論文要旨及び履歴書各1通を添え、当該学府長を経て総長に提出するものとする。

第9条 論文は、1編とし、2通を提出するものとする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2 総長は、審査のため必要があるときは、論文の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることがある。

3 受理した論文は、返還しない。

（論文の審査）

第10条 総長は、論文を受理したときは、学府教授会にその審査を付託するものとする。

2 前項の審査は、論文を受理した後1年以内に終了するものとする。

- 第11条 学府教授会は、前条第1項により付託された論文を審査するため、論文調査委員（以下「調査委員」という。）を定めて、その論文の調査及び最終試験を行わせる。
- 2 調査委員は、3名以上とし、必要に応じ、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。
- 3 前2項にかかわらず、大学院通則第59条に規定する国際連携教育課程における論文の審査については、当該国際連携専攻を設ける学府と連携外国大学院との協議により、協定書等に定めるものとする。
- 第12条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。
- 第13条 調査委員は、論文調査及び最終試験を終了したときは、調査及び最終試験の結果の要旨を、文書をもって、学府教授会に報告しなければならない。
- 第14条 学府教授会は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを審査する。
- 2 前項の審査は、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成があることを必要とする。
- （審査結果の報告）
- 第15条 学府教授会は、前条の審査の結果を文書をもって、総長に報告しなければならない。
- （論文提出による博士）
- 第16条 第5条に定めるもののほか、博士の学位授与は、本学大学院の学府の行う論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の学府の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者に対し行うことができる。
- 2 第8条第3項ただし書に規定する者が、退学の上、同項ただし書に定める期間を経過した後論文を提出した場合も、前項の例による。
- 3 前2項により博士の学位を請求しようとする者は、学位申請書に、学位論文2通、同目録、論文要旨及び履歴書各1通並びに総長が定める審査手数料を添え、関係学府を経て、総長に提出しなければならない。
- 4 既納の審査手数料は、返還しない。
- 5 第9条の規定は、第3項の規定による学位の請求に準用する。
- 第17条 総長は、前条による論文を受理したときは、学府教授会にその審査を付託するものとする。
- 2 学府教授会は、調査委員を定めて、その論文の調査及び学力の確認を行わせる。
- 3 第10条第2項及び第11条第2項の規定は、前2項の場合に準用する。
- 第18条 論文の調査にあたっては、原則として試験を行う。
- 2 試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。
- 第19条 学力の確認は、試問による。
- 2 試問は、口頭又は筆答によるものとし、専攻分野に関し本学大学院の学府の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。この場合、外国語を課すものとし、その種類は、各学府教授会において定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、十分な研究歴と顕著な研究業績を有する者については、試問以外の方法により学力の確認を行うことができる。
- 第20条 前2条の規定による論文の調査及び学力の確認の結果の取扱いについては、第13条から第15条までの規定を準用する。
- （専門職学位の授与）
- 第21条 専門職学位の授与に関して必要な事項は、専門職大学院の課程を置く学府の各学府規則で定める。
- （学位記の授与）
- 第22条 総長は、第15条（第20条において準用する場合を含む。）の報告を踏まえ、学位を授与すべきか否かを決定し、博士の学位を授与すべき者に学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 2 総長は、卒業並びに修士課程及び専門職大学院の課程修了の審査結果の報告を踏まえ、学位

を授与すべきか否かを決定し、学士若しくは修士の学位又は専門職学位を授与すべき者に学位記を授与する。

(学位授与の報告等)

第23条 総長は、前条第1項により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、所定の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第24条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学府の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該学府は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

4 第1項及び第2項により論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを、明記しなければならない。ただし、国際連携専攻における論文にあっては、当該国際連携専攻を設ける学府及び連携外国大学院において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。

第25条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「九州大学」と付記しなければならない。ただし、共同教育課程に係る学位にあっては、本学に加え、当該共同教育課程を編成する他の大学の名称を付記するものとし、国際連携教育課程に係る学位にあっては、本学に加え、当該国際連携教育課程を編成する連携外国大学院の名称を付記しなければならない。

(学位の名称)

第26条 第2条の学位(法務博士(専門職)を除く。)を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、学位の名称は、学士にあっては別表第1のとおりとし、修士の学位及び博士の学位にあっては別表第2のとおりとし、専門職学位にあっては、別表第3のとおりとする。

(学位授与の取消)

第27条 本学において学位を授与された者が不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の荣誉を汚辱する行為があったときは、総長は、教育研究評議会の議を経て、既に与えた学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教育研究評議会において前項の決定を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成があることを必要とする。

3 国際連携専攻において学位を授与された者に係る第1項の審議を行う場合は、連携外国大学院との協議の場における審議を経なければならぬ。

(学位記等の様式)

第28条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。ただし、国際連携教育課程の学位記については、別記様式(7)例を基礎として、当該国際連携教育課程を編成する連携外国大学院との協議により、様式を定めるものとする。

第29条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。ただし国際連携教育課程の学位の授与に関し必要な事項は、当該国際連携教育課程を連携して編成する連携外国大学院との協議により、協定書等に定めるものとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に本学に在学し、平成16年4月1日以降も引き続き在学する者(21世紀プログラムの教育を受ける学生を除く。)については、九州大学学位規則(昭和32年11月19日施行)の規定によるものとする。

3 九州大学学則(平成16年度九大規則第1号)附則第4項に規定する者に授与する学位記に

については、第28条の規定にかかわらず、次の様式によるものとする。

(1) 九州芸術工科大学芸術工学部の課程を修めて卒業した者に授与する学位記の様式

学 位 記		
学 部 印	氏 名	
	年 月 日 生	
本学において九州芸術工科大学芸術工学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める		
年 月 日	九州芸術工科大学教育課程担当	
	九州大学芸術工学部長	印
本学芸術工学部長の認定により学士（芸術工学）の学位を授与する		
大 学 印	九州大学総長	印
第 号		

(2) 九州芸術工科大学大学院の博士前期課程を修めて修士課程を修了した者に授与する学位記の様式

学 位 記		
学 府 印	氏 名	
	年 月 日 生	
本学において九州芸術工科大学大学院芸術工学研究科芸術工学専攻の博士前期課程を修めたことを認める		
年 月 日	九州芸術工科大学大学院教育課程担当	
	九州大学大学院芸術工学府長	印
本学大学院芸術工学府長の認定により修士（芸術工学）の学位を授与する		
大 学 印	九州大学総長	印
芸術第 号		

(3) 九州芸術工科大学大学院の博士課程を修めて博士課程を修了した者に授与する学位記の様式

学 位 記		
学 府 印	氏 名	
	年 月 日 生	
本学において九州芸術工科大学大学院芸術工学研究科芸術工学専攻の博士課程にお		

いて所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める

年 月 日

九州芸術工科大学大学院教育課程担当

九州大学大学院芸術工学府長

印

本学大学院芸術工学府長の認定により博士（〇〇）の学位を授与する

大 学 印

九州大学総長

印

芸博甲第 号

- 4 21世紀プログラムの課程を修了した者に授与する学位の名称は、第26条の規定にかかわらず、学士（学術）とし、学位記については、第28条の規定にかかわらず、次の様式によるものとする。

第 号
学 位 記
氏 名
年 月 日 生
[大学印]
本学所定の21世紀プログラムの 課程を修めたので本学の卒業を認め 学士（学術）の学位を授与する
年 月 日
九州大学総長
印

No.
KYUSHU UNIVERSITY
hereby confers upon
Name
Date of Birth:〇〇
the Degree of
Bachelor of Arts and Science
having completed the prescribed program
of the 21st Century Program
(〇〇)
Date

大学印	Name President
-----	-------------------

5 博士課程（博士課程教育リーディングプログラム）を修了した者に授与する学位の名称は、第28条の規定にかかわらず、次の様式によるものとする。

△博甲第	号
学 位 記	氏 名
	年 月 日 生
<p>本学大学院○○学府○○専攻の博士課程（□□□□□□□□）において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する</p>	
<p>年 月 日</p>	
九州大学	大学印

No.	
<p>KYUSHU UNIVERSITY</p>	
<p>hereby confers upon</p>	
<p>Name</p>	
<p>Date of Birth: ○○</p>	
<p>the Degree of</p>	
<p>Doctor of ○○</p>	
<p>having passed the prescribed final examination</p>	
<p>and completed a doctoral dissertation</p>	
<p>in the Graduate School of ○</p>	
<p>(○○)</p>	
<p>with additional completion of □□□□</p>	
<p>Date</p>	
大学印	Name President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入し、□印の箇所は博士課程教育リーディングプログラムの名称を記入する。

附 則（平成16年度九大規則203号）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第55号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第19号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第118号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第74号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第11号）

1 この規則は、平成22年6月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 平成22年3月31日に九州大学大学院薬学府の修士課程に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第151号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第113号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第4号）

この規則は、平成24年5月1日から施行し、平成24年3月14日から適用する。

附 則（平成24年度九大規則第35号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第92号）

1 この規則は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学位規則（以下「新規則」という。）第23条の規定は、施行日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 新規則第24条の規定は、施行日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

4 新規則別記様式の規定は、施行日以後に授与する学位記について適用し、同日前に授与する学位記については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第116号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日までに九州大学大学院比較社会文化学府に入学した者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第141号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第54号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第106号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第101号）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日に九州大学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年度九大規則第53号）

この規則は、平成31年1月15日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第87号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第33号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第37号）

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第61号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学位規則の第5条により博士課程を修了した者に授与する学位記の様式は、令和3年4月1日に本学大学院博士課程に入学する者から適用し、令和3年3月31日に本学大学院博士課程に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第116号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規則第42号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年度九大規則第 号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (学士の学位)

学 部	学 位 の 名 称
共創学部	学士 (学術)
文学部	学士 (文学)
教育学部	学士 (教育学)
法学部	学士 (法学)
経済学部	学士 (経済学)
理学部	学士 (理学)
医学部	学士 (医学) 学士 (生命医科学) 学士 (看護学) 学士 (保健学)
歯学部	学士 (歯学)
薬学部	学士 (創薬科学) 学士 (薬学)
工学部	学士 (工学)
芸術工学部	学士 (芸術工学)
農学部	学士 (農学)

別表第2 (修士の学位及び博士の学位)

学 府	学 位 の 名 称	
	修 士	博 士
人文科学府	修士 (文学)	博士 (文学)
地球社会統合科学府	修士 (学術) 修士 (理学)	博士 (学術) 博士 (理学)
人間環境学府 (臨床実践心理学専攻を除く。)	修士 (人間環境学) 修士 (文学) 修士 (教育学) 修士 (心理学) 修士 (工学)	博士 (人間環境学) 博士 (文学) 博士 (教育学) 博士 (心理学) 博士 (工学)
法学府	修士 (法学)	博士 (法学)

経済学府（産業マネジメント専攻を除く。）	修士（経済学）	博士（経済学）
理学府	修士（理学）	博士（理学）
数理学府	修士（数理学） 修士（技術数理学）	博士（数理学） 博士（機能数理学）
システム生命科学府	修士（システム生命科学） 修士（理学） 修士（工学） 修士（情報科学）	博士（システム生命科学） 博士（理学） 博士（工学） 博士（情報科学）
医学系学府（医療経営・管理学専攻を除く。）	修士（医科学） 修士（看護学） 修士（保健学）	博士（医学） 博士（看護学） 博士（保健学）
歯学府	修士（口腔科学）	博士（歯学） 博士（臨床歯学） 博士（学術）
薬学府	修士（創薬科学）	博士（創薬科学） 博士（臨床薬学）
工学府	修士（工学）	博士（工学）
芸術工学府	修士（芸術工学） 修士（デザインストラテジー）	博士（芸術工学） 博士（工学）
システム情報科学府	修士（情報科学） 修士（理学） 修士（工学） 修士（学術）	博士（情報科学） 博士（理学） 博士（工学） 博士（学術）
総合理工学府	修士（理学） 修士（工学） 修士（学術）	博士（理学） 博士（工学） 博士（学術）
生物資源環境科学府	修士（農学）	博士（農学）
統合新領域学府	修士（感性学） 修士（芸術工学） 修士（工学） 修士（オートモーティブサイエンス） 修士（ライブラリーサイエンス） 修士（学術）	博士（感性学） 博士（芸術工学） 博士（工学） 博士（オートモーティブサイエンス） 博士（ライブラリーサイエンス） 博士（学術）
マス・フォア・イノベーション連係学府	修士（数理学） 修士（技術数理学） 修士（情報科学）	博士（数理学） 博士（機能数理学） 博士（情報科学）

修士（理学）	博士（理学）
修士（工学）	博士（工学）
修士（学術）	博士（学術）
修士（経済学）	博士（経済学）

別表第3（専門職学位）

専門職大学院	学位の名称
人間環境学府実践臨床心理学専攻	臨床心理修士（専門職）
経済学府産業マネジメント専攻	経営修士（専門職）
医学系学府医療経営・管理学専攻	医療経営・管理学修士（専門職）
法科大学院 （法務学府実務法学専攻）	法務博士（専門職）

別記様式

(1) 第3条により本学を卒業した者に授与する学位記の様式

第 号
<p>学 位 記</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 生</p>
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 30px; margin-left: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 大学印 </div> <p style="margin-top: 20px;">本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">九州大学〇〇学部長</p> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div> </div> <p style="margin-top: 20px;">本学〇〇学部長の認定により本学を卒業したことを認め 学士（〇〇）の学位を授与する</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">九州大学総長</p> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div> </div>

No.
<p>KYUSHU UNIVERSITY</p> <p>hereby confers upon</p> <p style="text-align: center;">Name</p> <p>Date of Birth: 〇〇</p>

the Degree of
Bachelor of ○○
having completed the prescribed program
of the School of ○○

(○○)

Date

大学印

Name

Dean of the School of ○○

Name

President

- (2) 第4条第1項により修士課程（共同教育課程及びマス・フォア・イノベーション関係学
府を除く。）を修了した者に授与する学位記の様式

△修第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日 生

本学大学院○○学府○○専攻の修士課程を修了したので修
士（○○）の学位を授与する

年 月 日

九 州 大 学

大学印

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon

Name

Date of Birth: ○○

the Degree of

Master of ○○

having completed the Master's Program
in the Graduate School of ○○

(○○)

Date

大学印

Name

President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(3) 第4条第1項により修士課程（共同教育課程）を修了した者に授与する学位記の様式

△修第 号	
学 位 記	氏 名
	年 月 日 生
九州大学大学院○○学府及び□□大学大学院◇◇研究科の ◎◎専攻の修士課程を修了したので修士（○○）の学位を授 与する	
年 月 日	
九 州 大 学	大学印
□ □ 大 学	大学印

No.	
KYUSHU UNIVERSITY	
hereby confers upon	
Name	
Date of Birth: ○○	
the Degree of	
Master of ○○	
having completed the Master's Program	
in the Graduate School of ○○, Kyushu University	
and the Graduate School of △△, □□	
(◎◎)	
Date	
大学印	Name President of Kyushu University
大学印	Name President of □□ University

備考1 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

2 □印の箇所は共同教育課程を構成する大学（本学を除く。）、◇印の箇所は構成大学の共同教育課程を編成する研究科の名称を記入する。

3 ◎印の箇所は共同教育課程における専攻の名称を記入する。

(4) 第4条第1項により修士課程（マス・フォア・イノベーション関係学府）を修了した者に授与する学位記の様式

マ修第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日 生

本学大学院数理学府、システム情報科学府及び経済学府との
緊密な関係と協力の下、横断的な分野に係る教育課程を実施
する大学院マス・フォア・イノベーション関係学府の博士前
期課程を修了したので修士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

九 州 大 学

大学印

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon

Name

Date of Birth: 〇〇

the Degree of

Master of 〇〇

having completed the Master's Program
in the Joint Graduate School of Mathematics
for Innovation

which offers cross-disciplinary
educational programs through
the collaboration

of the Graduate School of Mathematics,
the Graduate School of Information Science
and Electrical Engineering,
and the Graduate School of Economics.

Date

大学印

Name

President

(5) 第4条第2項により修士課程の修了に相当する要件を満たした者に授与する学位記の様式

△修第	号
学 位 記	氏 名
	年 月 日 生
本学大学院○○学府○○専攻において修士課程の修了に相当する要件を満たしたので修士（○○）の学位を授与する	
年 月 日	
九 州 大 学	大学印

	No.
KYUSHU UNIVERSITY	
hereby confers upon	
Name	
Date of Birth: ○○	
the Degree of	
Master of ○○	
having completed the requirement	
for a Master's Qualification	
in the Graduate School of ○	
(○○)	
Date	
大学印	Name President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(6) 第5条により博士課程（国際連携教育課程、マス・フォア・イノベーション関係学府及び未来共創リーダー育成プログラムを除く。）を終了した者に授与する学位記の様式

	△博甲第	号
学 位 記	氏 名	
	年 月 日 生	

本学大学院〇〇学府〇〇専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格をしたので博士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

九 州 大 学

大学印

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon

Name

Date of Birth: 〇〇

the Degree of

Doctor of 〇〇

having passed the prescribed final examination

and completed a doctoral dissertation

in the Graduate School of 〇

(〇〇)

Date

Name

President

大学印

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(7) 第5条により博士課程（国際連携教育課程）を修了した者に授与する学位記の様式

学 位 記

氏 名

年 月 日 生

九州大学及び□□大学の間で〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に締結された協定に基づく九州大学・□□大学〇〇専攻において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格をしたので博士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

△博甲第 号
九 州 大 学

大学印

学 位 記 番 号
□ □ 大 学

大学印

KYUSHU UNIVERSITY and □□ UNIVERSITY

hereby confers upon
Name
Date of Birth: ○○
the Degree of
Doctor of ○○
having passed the prescribed final examination
and completed a doctoral dissertation in ○○
based upon the Memorandum of Agreement of date, year,
between Kyushu University and □□ University
Date

大学印	Name President of Kyushu University	大学印	Name President of □□ University
No.		No.	

備考

- 1 △印の箇所は学府名の略号を記入する。
- 2 □印の箇所は国際連携教育課程を編成する連携外国大学院名を記入する。
- 3 様式等については、連携外国大学院との協議により定める。

(8) 第5条により博士課程（マス・フォア・イノベーション連携学府）を修了した者に授与する学位記の様式

マス博甲第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日 生	
<p>本学大学院数理学府、システム情報科学府及び経済学府との緊密な関係と協力の下、横断的な分野に係る教育課程を実施する大学院マス・フォア・イノベーション連携学府の博士課程（マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラム）において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する</p>	
年 月 日	
九 州 大 学	大学印

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon
Name

Date of Birth: ○○

the Degree of

Doctor of ○○

having passed the prescribed final examination
and completed a doctoral dissertation
in the Joint Graduate School of Mathematics

for Innovation

which offers cross-disciplinary
educational programs through

the collaboration

of the Graduate School of Mathematics,
the Graduate School of Information Science
and Electrical Engineering,
and the Graduate School of Economics.

Date

大学印

Name
President

(9) 第5条により博士課程（未来共創リーダー育成プログラム）を修了した者に授与する学位記の様式

△博甲第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日 生

本学大学院○○学府○○専攻の博士課程（未来共創リーダー育成プログラム）において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する

年 月 日

九 州 大 学

大学印

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon
Name
Date of Birth: ○○
the Degree of
Doctor of ○○
having passed the prescribed final examination
and completed a doctoral dissertation
in the Graduate School of ○○
(○○)
with additional completion of Graduate Program of
Interdisciplinary Policy Analysis and Design
Date

Name
President

大学印

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

- (10) 第6条により専門職学位課程を修了した者（法科大学院（法務学府実務法学専攻）の専門職学位課程を修了した者を除く。）に授与する学位記の様式

△専第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日 生

本学大学院○○学府○○専攻の専門職学位課程を修了したので修士（専門職）の学位を授与する

年 月 日

九 州 大 学

大学印

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon
Name
Date of Birth: ○○
the Degree of
Master of ○○
having completed the Professional Degree Program
in the Graduate School of ○

	(○○) Date
大学印	Name President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(11) 第6条により法科大学院（法務学府実務法学専攻）の専門職学位課程を修了した者に授与する学位記の様式

	法専第	号
学	位	記
	氏	名
	年	月 日 生
<p>本学法科大学院（法務学府実務法学専攻）の専門職学位課程を修了したので法務博士（専門職）の学位を授与する</p>		
	年	月 日
九	州	大 学
	大学印	

	No.
KYUSHU UNIVERSITY	
hereby confers upon	
Name	
Date of Birth: ○○	
the Degree of	
Juris Doctor	
having completed the Professional Degree Program	
in the Law School	
(Legal Practice)	
Date	
大学印	Name President

(12) 第16条により博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認をされた者

に授与する学位記の様式

△博乙第	号
学 位 記	氏 名
	年 月 日 生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する	
年 月 日	
九 州 大 学	大学印

No.
KYUSHU UNIVERSITY
hereby confers upon Name Date of Birth: 〇〇 the Degree of Doctor of 〇〇 having submitted a doctoral dissertation and successfully fulfilled all the requirements Date
Date
Name President
大学印

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

- (13) 学位申請関係書類の様式
ア 第8条第4項による学位論文審査願様式

年 月 日
九州大学総長殿
〇〇学府〇〇学専攻 〇〇年入学

氏名

学位論文審査願

このたび博士の学位を受けたいので、九州大学学位規則第8条により、下記のとおり関係書類を添え、学位論文を提出いたしますから御審査ください。

記

- | | | | | |
|---|------|----|---|----|
| 1 | 主論文 | 1編 | 冊 | 2通 |
| 2 | 参考論文 | 編 | 冊 | 1通 |
| 3 | 論文目録 | | | |
| 4 | 論文要旨 | | | |
| 5 | 履歴書 | | | |

イ 第16条第3項による学位申請書様式

年 月 日

九州大学総長殿

本籍：

氏名：

学位申請書

貴学学位規則第16条により、博士の学位を受けたいので、下記のとおり関係書類を添え、学位論文を提出いたします。

なお所定の手数料を納入いたします。

記

- | | | | | |
|---|------|----|---|----|
| 1 | 主論文 | 1編 | 冊 | 2通 |
| 2 | 参考論文 | 編 | 冊 | 1通 |
| 3 | 論文目録 | | | |
| 4 | 論文要旨 | | | |
| 5 | 履歴書 | | | |

ウ 添付書類の様式

① 論文目録様式

論 文 目 録

区分 甲乙

氏 名

主論文 1編〇冊

題 名

(印刷公表の方法及びその時期 (未公開の場合は予定を記入))

参考論文 ○編○冊

題 名

1

2 (同上)

3

備考

- 1 論文題名が外国語の場合は、訳を付すること。
- 2 未公表の論文の場合は、原稿の枚数を記入すること。
- 3 参考論文が2以上ある場合は、その題名を列記すること。

② 履歴書様式

履 歴 書

区分 甲乙

(ふりがな) 氏 名 生 年 月 日	年 月 日生	男 女		
本 籍 (都道府県名)		都 道 府 県		
現 住 所	都道 府 県	区市 郡	町 村	番地
学 歴	年 月 日			
	年 月 日			
職 歴	年 月 日			
	年 月 日			
研究歴	年 月 日			
	年 月 日			
上記のとおり相違ありません。				
年 月 日				
氏 名				

備考

- 1 学歴は、新制大学卒業以後又は最終学歴を記載すること。
- 2 研究歴には研究した事項とその期間を明記すること。なお、学歴又は職歴に記載した期間中に研究歴に当たるものがある場合は、それについても記入すること。

九州大学学位規則の一部を改正する規則（案）

令和 5 年度 九大 規則 第 号
 制 定：令和 6 年 月 日

大学院人間環境学府に九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻を設置することに伴い、九州大学学位規則（平成 1 6 年度九大規則第 8 6 号）の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)
(略)	(略)
(学位) 第 2 条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。	(学位) 第 2 条 (同左)
(略)	(略)
(博士の学位授与の要件) 第 5 条 博士の学位授与は、本学大学院の学府の博士課程を修了した者に対し行うものとする。	(博士の学位授与の要件) 第 5 条 (同左)
(略)	(略)
(論文の審査) 第 1 0 条 総長は、論文を受理したときは、学府教授会にその審査を付託するものとする。	(論文の審査) 第 1 0 条 (同左)
2 (略)	2 (略)
第 1 1 条 学府教授会は、前条第 1 項により付託された論文を審査するため、論文調査委員（以下「調査委員」という。）を定めて、その論文の調査及び最終試験を行わせる。	第 1 1 条 (同左)
2 調査委員は、3 名以上とし、必要に応じ、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。	2 (同左)
<u>3 前 2 項にかかわらず、大学院通則第 5 9 条に規定する国際連携教育課程における論文の審査については、当該国際連携専攻を設ける学府と連携外国大学院との協議により、協定書等に定めるものとする。</u>	
(略)	(略)
(学位論文の公表) 第 2 4 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。	(学位論文の公表) 第 2 4 条 (同左)
2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学府の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該学府は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。	2 (同左)

<p>3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項により論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを、明記しなければならない。<u>ただし、国際連携専攻における論文にあっては、当該国際連携専攻を設ける学府及び連携外国大学院において審査を受けた学位論文であることを明記しなければならない。</u></p> <p>第25条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「九州大学」と付記しなければならない。ただし、共同教育課程に係る学位にあっては、本学に加え、<u>当該共同教育課程を編成する他の大学の名称を付記するものとし、国際連携教育課程に係る学位にあっては、本学に加え、当該国際連携教育課程を編成する連携外国大学院の名称を付記しなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>(学位授与の取消)</p> <p>第27条 本学において学位を授与された者が不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の荣誉を汚辱する行為があったときは、総長は、教育研究評議会の議を経て、既に与えた学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>国際連携専攻において学位を授与された者に係る第1項の審議を行う場合は、連携外国大学院との協議の場における審議を経なければならない。</u></p> <p>(学位記等の様式)</p> <p>第28条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。<u>ただし、国際連携教育課程の学位記については、別記様式(7)例を基礎として、当該国際連携教育課程を編成する連携外国大学院との協議により、様式を定めるものとする。</u></p> <p>第29条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。<u>ただし国際連携教育課程の学位の授与に関し必要な事項は、当該国際連携教育課程を連携して編成する連携外国大学院との協議により、協定書等に定めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>別記様式 (1)～(5) (略) (6) 第5条により博士課程 (国際連携教育</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項により論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを、明記しなければならない。</p> <p>第25条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「九州大学」と付記しなければならない。ただし、共同教育課程に係る学位にあっては、本学に加え、<u>当該共同教育課程を編成する他の大学の名称を付記しなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p>(学位授与の取消)</p> <p>第27条 (同左)</p> <p>2 (略)</p> <p>(学位記等の様式)</p> <p>第28条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>別記様式 (1)～(5) (略) (6) 第5条により博士課程 (マス・フォア</p>
---	--

課程、マス・フォア・イノベーション関係学府及び未来共創リーダー育成プログラムを除く。)を修了した者に授与する学位記の様式

(略)

(7) 第5条により博士課程(国際連携教育課程)を修了した者に授与する学位記の様式

学 位 記
氏 名
年 月 日 生

九州大学及び□□大学の間で○○○○年○○月○○日に締結された協定に基づく九州大学・□□大学○○専攻において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格をしたので博士(○○)の学位を授与する

年 月 日

△博甲第 号 学位記番号

九州大学 [大学印] □□大学 [大学印]

・イノベーション関係学府及び未来共創リーダー育成プログラムを除く。)を修了した者に授与する学位記の様式

(略)

KYUSHU UNIVERSITY and
□□UNIVERSITY

hereby confers upon

Name

Date of Birth: ○○

the Degree of

Doctor of ○○

having passed the prescribed final examination and completed a doctoral dissertation in ○○ based upon the Memorandum of Agreement of date, year,

between Kyushu University and □□University
ty
Date

[大学印] Name [大学印] Name

President of President of
Kyushu University □□大学

No. No.

備考1 △印の箇所は学府名の略号を記入す

<p><u>る。</u></p> <p><u>2 □印の箇所は国際連携教育課程を編成する連携外国大学院名を記入する。</u></p> <p><u>3 様式等については、連携外国大学院との協議により定める。</u></p> <p><u>(8)～(12)</u> (略)</p> <p>(略)</p>	<p><u>(7)～(11)</u> (略)</p> <p>(略)</p>
--	---------------------------------------

附 則
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

九州大学大学院人間環境学府規則（案）

平成16年度九大規則第120号
 制定：平成16年 4月 1日
 最終改正：令和 6年 月 日
 （令和5年度九大規則第 号）

（趣旨）

第1条 この規則は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「通則」という。）及び九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）により各学府規則において定めるように規定されている事項その他人間環境学府（以下「本学府」という。）の教育に関し必要と認める事項について定めるものとする。

（教育研究上の目的）

第1条の2 本学府は、地球規模で複雑に多様化する傾向にある人間環境を取りまく諸問題を多面的視点から科学的に解明し、人間にとって最適な環境のあり方とその創造の方向を探り、新時代の共生社会をリードする役割を果たす人材を組織的に養成する。

（コース）

第2条 本学府の次の表の左欄に掲げる専攻に、それぞれ右欄に掲げるコースを置く。
 修士課程

専 攻	コ ー ス
都市共生デザイン専攻	アーバンデザイン学 都市災害管理学
人間共生システム専攻	臨床心理学指導・研究 共生社会学
行動システム専攻	心理学 健康・スポーツ科学
教育システム専攻	現代教育実践システム 総合人間形成システム
空間システム専攻	建築計画学 建築環境学 建築構造学

博士後期課程

専 攻	コ ー ス
都市共生デザイン専攻	都市共生デザイン
人間共生システム専攻	臨床心理学指導・研究 共生社会学
行動システム専攻	心理学 健康・スポーツ科学
教育システム専攻	教育学

空間システム専攻	空間システム
----------	--------

- 2 本学府都市共生デザイン専攻及び空間システム専攻の修士課程及び博士後期課程に、国際コース（英語による授業等により学位取得可能な教育課程をいう。）として、持続都市建築システム国際コースを置く。
- 3 本学府に、高度に幅広い専門性から未来社会を構想し、オールラウンドな協働課題解決と決断、政策の立案と設計にあたることができる研究者及び高度専門職業人を養成するため、通則第17条の7に規定する未来共創リーダー育成プログラムを置く。
（教育課程連携協議会）
- 第2条の2 通則第52条の2の規定に基づき、本学府実践臨床心理学専攻に教育課程連携協議会を置く。
（教育課程連携協議会の組織）
- 第2条の3 教育課程連携協議会の構成員は、次に掲げる者とする。
- (1) 本学の教員のうちから総長が指名する者
 - (2) 実践臨床心理学専攻の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
 - (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
 - (4) 本学の教員その他の職員以外の者であって、総長が必要と認めるもの
- 2 前項の構成員の過半数は、前項第2号から第4号までの者で構成するものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
（教育課程連携協議会の審議事項等）
- 第2条の4 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、総長に意見を述べるものとする。
- (1) 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
 - (2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項
（国際連携教育課程）
- 第2条の5 本学府都市・建築学国際連携専攻は、「九州大学と釜山大学校（大韓民国）間のジョイント・ディグリー・プログラム開設に関する協定書」（以下単に「協定書」という。）に基づき、釜山大学校と国際連携教育課程を編成し、実施する。
- 2 都市・建築学国際連携専攻において、この規則と異なる取扱いをする場合は、協定書の定めるところによる。
（入学の考査）
- 第3条 入学の考査は、学力検査、出身大学の成績証明書その他本学府の定める資料により行うものとする。
（転専攻）
- 第3条の2 本学府の学生が転専攻（都市・建築学国際連携専攻から本学府都市共生デザイン専攻又は空間システム専攻への転専攻に限る。）を志願しようとするときは、学府教授会の議を経て、学府長の許可を得なければならない。
（学期）
- 第4条 学年を分けて次の2学期とする。
- 前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで
- 2 前項に定める各学期の授業期間は、別に定める。
- 3 前2項にかかわらず、都市・建築学国際連携専攻の授業期間は、協定書の定めるところによる。

る。

(授業及び研究指導)

第5条 本学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、実践臨床心理学専攻の教育は、授業科目の授業その他の教育課程によって行うものとする。
- 3 実践臨床心理学専攻においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。
- 4 本学府は、第1項及び第2項の授業科目の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 5 本学府は、第1項及び第2項の授業科目の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(授業科目、単位、履修の方法、試験等)

第6条 各専攻（持続都市建築システム国際コースを除く。）の授業科目、単位及び履修方法は、別表1のとおりとする。

- 2 持続都市建築システム国際コースの授業科目、単位及び履修方法は、別表2のとおりとする。
- 3 未来共創リーダー育成プログラムの授業科目、単位、その他必要な事項は、九州大学未来共創リーダー育成プログラム規則（令和2年度九大規則第65号）に定めるとおりとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、人間環境学府長（以下「本学府長」という。）は、本学府教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。
- 5 実践臨床心理学専攻においては、第1項に規定するもののほか、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 6 単位計算の基準は、講義及び演習については15時間をもって1単位、実習については30時間又は45時間をもって1単位とする。

第7条 学生は、各学期の始めに、履修しようとする授業科目を本学府長に届け出なければならない。

- 2 実践臨床心理学専攻においては、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修する授業科目として前項の規定により届け出て、登録することができる単位数の上限を40単位とする。
- 3 学府において、教育上有益と認めるときは、大学院基幹教育若しくは他学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して履修させることができる。
- 4 前項の規定により修得した単位は、本学府教授会の議を経て、本学府長が特に必要があると認めるときは、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

第8条 履修した授業科目については、当該授業科目の授業が終了した後に成績評価を行う。

- 2 各授業科目の成績は、S、A、B、C及びFの5種の評語をもって表示し、S、A、B及びCをもって合格とする。
- 3 実践臨床心理学専攻においては、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第9条 前条第1項の合格の認定を受けた授業科目については、本学府教授会の議を経て、所定の単位を与える。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第10条 本学府長は、指導教員が教育上有益と認めるときは、学生（都市・建築学国際連携専攻を除く。）が本学府の指定する他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位は、本学府教授会の議を経て、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

3 本学府長は、指導教員が教育上有益と認めるときは、学生（都市・建築学国際連携専攻を除く。）が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生についてこれを認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

（留学）

第11条 外国の大学の大学院に留学した期間（本学府教授会の議を経て承認された大学の大学院及び期間に限る。）は、第15条、第16条又は第17条の課程修了の要件となる在学期間として取り扱うことができる。

2 前項の外国の大学の大学院において修得した単位は、本学府教授会の議を経て、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第12条 本学府において、教育上有益と認めるときは、学生（都市・建築学国際連携専攻を除く。）が本学府に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む）は、本学府教授会の議を経て、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

2 前項の規定により、本学府において、課程修了の要件として認定できる単位数は、本学府において修得した単位以外のものについては、15単位を超えることができない。

（本学府において課程修了の要件として認定することができる単位数の限度）

第13条 第10条第2項及び第11条第2項の規定により課程修了の要件として認定できる単位数は、通則第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、合わせて15単位を超えることができない。

2 第10条第2項、第11条第2項及び前条第1項の規定により、本学府において課程修了の要件として認定できる単位数は、通則第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、合わせて20単位を超えることができない。

（長期にわたる教育課程の履修）

第14条 本学府の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、本学府教授会の議を経て、本学府長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

（修士課程の修了要件）

第15条 本学府の修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学府教授会の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

（博士課程の修了要件）

第16条 本学府（都市・建築学国際連携専攻を除く。）の博士課程の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、40単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」

とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により本学府への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、10単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

（専門職学位課程の修了要件）

第17条 本学府の専門職学位課程の修了要件は、専門職学位課程に2年以上在学し、46単位以上を修得することとする。

（国際連携教育課程の修了要件）

第17条の2 本学府の国際連携教育課程の修了要件は、国際連携教育課程に3年以上在籍し、10単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

（修士論文の提出）

第18条 修士論文は、在学期間中、本学府の定める期日までに、本学府長に提出するものとする。

（博士論文の提出）

第19条 博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、博士後期課程に在学する者で特に優れた研究業績を上げた者は、在学期間が2年に満たなくても論文を提出することができる。

3 都市・建築学国際連携専攻の学生の学位論文の審査及び最終試験を行う期日は、協定書の定めるところによる。

（プログラム等）

第19条の2 建築と都市に関する幅広い専門的知識を有し、デザインとエンジニアリングの両面から持続可能な社会の実現に貢献できる高度職業人・研究者育成のため、都市共生デザイン専攻及び空間システム専攻の修士課程にBeCATプログラム（以下この条において「本プログラム」という。）を置く。

2 本プログラムは、BeCAT基礎プログラム（以下この条において「基礎プログラム」という。）及びBeCAT応用プログラム（以下この条において「応用プログラム」という。）で構成する。

3 基礎プログラムの授業科目は、本学府の他専攻及び他学府の学生も履修することができる。

4 基礎プログラムの授業科目、単位及び履修方法は、別表3のとおりとする。

5 基礎プログラムの授業科目の所定の単位を修得した者には、基礎プログラム修了証を授与する。

6 基礎プログラムを修了した者で、本プログラムの行う中間審査及び応用プログラム認定審査に合格したものには、応用プログラム修了証を授与する。

第19条の3 国際社会開発に関する幅広い専門的知識を有する高度職業人・研究者育成のため、教育システム専攻の修士課程に国際社会開発プログラム（以下この条において「プログラム」という。）を置く。

2 プログラムの授業科目は、本学府の他専攻及び他学府の学生も履修することができる。

3 プログラムの授業科目、単位及び履修方法は、別表3のとおりとする。

4 プログラムの授業科目の所定の単位を修得した者には、プログラム修了証を授与する。

第19条の4 アジア都市・建築環境の発展的持続化を牽引する人材育成のため、都市共生デザ

イン専攻及び空間システム専攻の持続都市建築システム国際コースに、キャンパス・アジア修士課程ダブル・ディグリープログラムを置く。

2 キャンパス・アジア修士課程ダブル・ディグリープログラムの実施に関し必要な事項は別に定める。

第19条の5 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく中学校又は高等学校の教員の免許状を得ようとする者は、大学が独自に設定する科目において所定の単位を修得しなければならない。

2 大学が独自に設定する科目のうち、教育の基礎的理解に関する科目に該当する授業科目及び単位数については、別表4のとおりとする。

（科目等履修生）

第20条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則（平成16年度九大規則第91号）第2条第2項に定めるところによる。

第21条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願出しなければならない。

2 本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第22条 科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。

2 前項の単位の授与については、第8条及び第9条の規定を準用する。

第23条 本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

（雑則）

第24条 この規則その他規則等に定めるもののほか、本学府の校務について必要な事項は、本学府教授会の議を経て、本学府長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大規則第214号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学大学院人間環境学府の規定は、平成17年度に本学府に入学又は進学する者から適用し、平成17年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成17年度九大規則第75号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学大学院人間環境学府の規定は、平成18年度に本学府に入学又は進学する者から適用し、平成18年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年度九大規則第144号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学大学院人間環境学府規則別表の規定は、平成19年度に本学府に入学する者から適用し、平成19年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年度九大規則第39号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第92号）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、平成20年度に本学府に入学又は進学する者から適用し、平成20年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成20年度九大規則第89号）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則（第15条の規定を除く。）は、平成21年度に本学府に入学する者から適用し、平成21年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則第15条の規定は、平成20年度に本学府に入学した者から適用し、平成20年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

4 平成20年度に本学府に入学した者については、第2項の規定にかかわらず、本学府の教授会の議を経て学府長の承認を得た場合は、従前の例に加え、この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則別表2の持続都市建築システムプログラムに係る履修方法及び授業科目の規定の適用を認める。

附 則（平成21年度九大規則第91号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則（第14条の規定を除く。）は、平成22年度に本学府に入学する者から適用し、平成22年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第107号）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、平成23年度に本学府に入学する者から適用し、平成23年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年度九大規則第126号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、平成24年度に本学府に入学する者から適用し、平成24年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年度九大規則第107号）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、平成25年度に本学府に入学する者から適用し、平成25年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第61号）

この規則は、平成25年12月26日から施行し、平成25年12月1日から適用する。

附 則（平成25年度九大規則第135号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則（以下「新規則」という。）は、平成26年度に本学府に入学する者から適用し、平成26年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新規則のうち国際社会開発プログラムに係る規定は、平成25年度に本学府に入学する者から適用し、平成25年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第161号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則別表1の規定は、平成27年度に本学府に入学する者から適用し、平成27年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年度九大規則第68号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、平成28年度に本学府に入学する者から適用し、平成28年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在

学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年度九大規則第127号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則別表第1及び別表第2の規定は、平成29年度に本学府に入学する者から適用し、平成29年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年度九大規則第122号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、平成30年度に本学府に入学する者から適用し、平成30年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年度九大規則第106号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、平成31年度に本学府に入学する者から適用し、平成31年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年度九大規則第56号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、令和2年度に本学府に入学する者から適用し、令和2年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年度九大規則第21号）

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第96号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、令和3年度に本学府に入学する者から適用し、令和3年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第42号）

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、令和3年度に本学府に入学した者から適用し、令和3年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第98号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、令和4年度に本学府に入学する者から適用し、令和4年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年度九大規則第59号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、令和5年度に本学府に入学する者から適用し、令和5年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年度九大規則第 号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、令和6年度に本学府に入学する者から適用し、令和6年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学す

る者については、なお従前の例による。

別表 1

1 履修方法

① 修士課程

各専攻ごとに、当該専攻に係る授業科目について必修科目 8 単位、当該専攻の選択科目又は他の専攻に係る授業科目（B e C A T 基礎プログラム及び国際社会開発プログラムに係る授業科目を含む。）について 2 2 単位以上計 3 0 単位以上を修得しなければならない。

② 博士後期課程

各専攻ごとに、当該専攻に係る授業科目について必修科目 6 単位、当該専攻又は他の専攻に係る授業科目について選択科目 4 単位以上計 1 0 単位以上を修得しなければならない。

③ 専門職学位課程

実践臨床心理学専攻に係る授業科目について必修科目（臨床心理学基幹科目群 1 8 単位及び臨床心理学展開科目群 1 8 単位） 3 6 単位、当該専攻に係る授業科目について選択科目（臨床心理学基本科目群） 1 0 単位以上計 4 6 単位以上を修得しなければならない。

④ 国際連携教育課程

都市・建築学国際連携専攻に係る授業科目について専門基礎科目 4 単位、専門応用科目 6 単位の計 1 0 単位を修得しなければならない。

2 授業科目

① 修士課程

○ 都市共生デザイン専攻

授 業 科 目	単 位 数
必 修	
特別研究	8
選 択	
人間環境学	2
学際研究論	2
学際連携研究法	1
災害情報管理学特論	2
災害情報管理学特論演習	2
都市共生デザインセミナー	2
海外都市計画特論	2
都市設計学特論	2
景観設計学特論	2

都市環境リスク学特論	2
エコロジカル発達心理学特論 I	1
エコロジカル発達心理学特論 II	1
都市環境リスク学特論演習	2
持続都市計画学特論	2
都市再生デザイン学特論	2
都市空間学特論	2
コミュニティ心理学特論	2
アーバンデザインセミナー	4
建築インターンシップ	5
都市建築コロキウム	2
都市建築デザインスタジオA	2
都市建築デザインスタジオB	2
都市建築デザインスタジオC	2
都市建築デザインスタジオD	2
デザインレクチャー	2
デザインシャレット	2

※「建築インターンシップ」は修士課程の修了要件の単位には含まれない。

○ 人間共生システム専攻

授 業 科 目	単 位 数
必 修	
特別研究	8
選 択	
人間環境学	2
学際研究論	2

学際連携研究法	1
心理学研究法特論Ⅰ	2
心理学研究法特論Ⅱ	2
臨床心理学研究法特論Ⅰ	2
臨床心理学研究法特論Ⅱ	2
臨床心理学特論Ⅰ	2
臨床心理学特論Ⅱ	2
臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2
臨床心理面接特論Ⅱ	2
臨床心理基礎実習Ⅰ	1
臨床心理基礎実習Ⅱ	1
医療臨床心理学演習（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
発達相談学	2
コミュニティ・アプローチ特論	2
児童・青年期臨床心理学基礎論	2
体験的心理療法学基礎論	2
精神医学特論	2
発達障害臨床演習Ⅰ	2
発達障害臨床演習Ⅱ	2
発達臨床実習Ⅰ（心理実践実習）	1
発達臨床実習Ⅱ（心理実践実習）	1
発達臨床実習Ⅲ（心理実践実習）	1
発達臨床実習Ⅳ（心理実践実習）	1
学校臨床心理学演習Ⅰ（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
学校臨床心理学演習Ⅱ	2

生涯発達学演習Ⅰ（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2
生涯発達学演習Ⅱ（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2
障害心理臨床学基礎論	2
集団心理療法学	2
臨床心理査定学演習Ⅰ	2
臨床心理査定学演習Ⅱ	2
臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習）	2
臨床心理実習Ⅱ（心理実践実習）	2
臨床心理実習Ⅲ（心理実践実習）	2
臨床心理実習Ⅳ（心理実践実習）	1
臨床心理実習	2
人格心理学特論	2
家族心理学特論	2
心理療法論	2
精神分析学	2
事例研究法	2
臨床心理関連行政論	2
人間共生論Ⅰ	2
人間共生論Ⅱ	2
文化人類学Ⅰ	2
文化人類学Ⅱ	2
共生社会論	2
コミュニティ構造論	2
コミュニティ行動論	2

福祉社会学	2
ボランティア・NPO論	2
地域共生論	2
都市社会学	2
理論社会学	2
社会システム論	2
計量社会学	2
社会調査論	2
地域社会学	2
地域社会計画論	2
家族社会学	2
ジェンダー論	2
セクシュアリティ論	2

○ 行動システム専攻

授 業 科 目	単 位 数
必 修	
特別研究	8
選 択	
人間環境学	2
学際研究論	2
学際連携研究法	1
人間行動学特講	2
人間行動学特論	2
心理学研究法特講	2

心理学研究法特論	2
心理データ解析学	2
知覚心理学	2
空間認知学	2
感性認知学	2
感性測定学	2
記憶心理学	2
応用認知心理学	2
発達心理学	2
発達評価法	2
認知発達心理学	2
乳幼児発達心理学	2
教授・学習過程心理学	2
自己心理学	2
対人関係学	2
対人行動学	2
集団力学	2
組織心理学	2
社会心理学	2
心理測定学	2
実験心理学特論	2
理論心理学特論	2
認知神経科学特論	2
発達障害学特論	2
認知行動学特論 I	1

認知行動学特論 II	1
認知情報学特論 I	1
認知情報学特論 II	1
教育心理学	2
健康・スポーツ科学特論	2
健康・スポーツ科学演習	2
運動心理学	2
スポーツ心理学	2
遊び・スポーツ文化学	2
スポーツ社会学	2
運動生理学	2
運動適応学	2
運動栄養学	2
環境適応学	2
健康・運動の疫学	2
運動処方論	2
健康生成論	2

○ 教育システム専攻

授 業 科 目	単 位 数
必 修	
特別研究	8
選 択	
人間環境学	2
学際研究論	2

学際連携研究法	1
教育学研究入門	2
教育学研究法	2
現代の教育制度・経営演習	2
学校改善の理論	2
学校指導者論と研究方法	2
教育課程経営論	2
学校改善の理論と実践	2
教育指導者論	2
教育法制論Ⅰ	2
教育法制論Ⅱ	2
教育行政論	2
教育政策論	2
教育実践研究法	2
教育行政臨床論	2
生涯学習論	2
地域生涯学習計画論	2
生涯学習の理論と実践	2
地域生涯学習の計画化	2
社会教育思想論Ⅰ	2
社会教育思想論Ⅱ	2
社会教育の組織と体制	2
社会教育方法論	2
社会教育論	2

社会教育実践論	2
教育デザイン方法論	2
地域教育デザイン論	2
教育システムデザイン論	2
地域教育社会学	2
異文化間教育論 I	2
異文化間教育論 II	2
異文化理解の教育	2
国際交流論	2
異文化間教育実践論	2
国際教育文化論	2
International Student Mobility, Immigration and Cross-cultural Issues	2
Global Educational Policy, System and Practice	2
留学生教育政策論	2
留学生アドバイジング論	2
異文化適応論	2
異文化間心理援助論	2
教育情報工学	2
メディア教育論演習	2
学習輔成論	2
学習指導関係論	2
教授ストラテジー論	2
教授ストラテジー研究方法論	2
教授プログラム開発論	2

教職開発論	2
教育実践事例研究方法論	2
授業研究論	2
教育組織社会学	2
教育計画の社会学	2
教育社会学基礎論	2
高等教育論	2
キャリア教育論	2
教育テスト原論	2
教育行動計量学	2
教育設計評価論	2
教育共生論	2
量的調査法	2
国際教育開発論	2
国際教育開発調査論	2
子どもと哲学	2
子どもの人間学	2
学校文化史	2
学びの社会史	2
子育ての文化史	2
欧米教育関係史	2
教育社会学調査法	2
ジェンダーと教育	2
アジア産育文化論	2
アジア教育文化論	2

アジア教育交流史	2
アジア問題比較教育論	2
多民族共生教育論	2
比較教育改革論	2
教育社会学方法論Ⅰ	2
教育社会学方法論Ⅱ	2
教育社会学分析法	2
質的調査法	2
教育環境社会学	2
教育社会史	2
教育社会史方法論	2
学校教育史	2
子どもの歴史Ⅰ	2
教育文化史Ⅰ	2
教育文化史Ⅱ	2
教育関係史	2
子どもの歴史Ⅱ	2
比較国際教育学Ⅰ	2
比較国際教育学Ⅱ	2
国際教育改革論	2
アジア教育制度論Ⅰ	2
アジア教育制度論Ⅱ	2
問題比較教育論	2
比較教育文化論Ⅰ	2

比較教育文化論Ⅱ	2
アジアの教育	2
教育人類学Ⅰ	2
教育人類学Ⅱ	2
子ども文化論	2
子どもの人類学	2
現代教育思想論Ⅰ	2
現代教育思想論Ⅱ	2
教育科学論	2
子どもの哲学	2
現代子ども思想論	2
教育人間学	2
解釈学的教育学	2
人間形成論	2
Citizenship and Citizenship Education I	2
Citizenship and Citizenship Education II	2
教育学説研究	2
教育動態論	2
教育実践科学	2
子どもの環境論	2
教育環境学	2
教育環境の解釈学	2
教師教育学Ⅰ	2
教師教育学Ⅱ	2

Education and Society in Contemporary China I	2
Education and Society in Contemporary China II	2
Education and Development in Contemporary Asia I	2
Education and Development in Contemporary Asia II	2

○ 空間システム専攻

授 業 科 目	単 位 数
必 修	
特別研究	8
選 択	
人間環境学	2
学際研究論	2
学際連携研究法	1
建築史学概論	1
建築史学特論	2
建築計画学特論	1
持続居住計画学特論	2
都市建築デザインスタジオA	2
都市建築デザインスタジオB	2
都市建築デザインスタジオC	2
都市建築デザインスタジオD	2
デザインレクチャー	2
デザインシャレット	2
デザインエンジニアリング学特論 I	1
デザインエンジニアリング学特論 II	1

デザインエンジニアリング学特論 III	1
デザインエンジニアリング学特論 IV	1
建築照明学特論	2
健康建築環境学特論	2
持続建築エネルギー学特論	2
建築環境学最先端特別講義	2
建築環境学ゼミナール I	2
建築環境学ゼミナール II	2
建築生産学特論	2
建築材料学特論	2
木質構造学特論	2
建築構造設計学特論	2
循環建築構造演習A	2
循環建築構造演習B	2
持続型耐震構造学特論	2
建築構造解析演習A	1
建築構造解析演習B	1
建築構造解析演習C	1
建築構造解析演習D	1
建築構造学特別講義	2
建築インターンシップ	5
都市建築コロキウム	2

※「建築インターンシップ」は修士課程の修了要件の単位には含まれない。

- ② 博士後期課程
 - 都市共生デザイン専攻

授 業 科 目	単 位 数
必 修	
博士論文指導演習	6
選 択	
学際研究論	2
学際連携研究法	1
災害情報管理学講究	4
都市計画学講究	4
都市設計学講究	4
実践発達心理学講究	4
都市環境リスク学講究	4
公共空間計画学講究	4
地域再生デザイン学講究	4
ハビタット工学講究	4
都市空間論講究	4
コミュニティ心理学講究	4

○ 人間共生システム専攻

授 業 科 目	単 位 数
必 修	
博士論文指導演習	6
選 択	
学際研究論	2
学際連携研究法	1
臨床アクションメソッド研究 I	2

臨床アクションメソッド研究Ⅱ	2
臨床アクションメソッド指導論Ⅰ	2
臨床アクションメソッド指導論Ⅱ	2
集団心理療法学研究Ⅰ	2
集団心理療法学研究Ⅱ	2
集団心理療法学指導論Ⅰ	2
集団心理療法学指導論Ⅱ	2
障害心理臨床学研究Ⅰ	2
障害心理臨床学研究Ⅱ	2
障害心理臨床学指導論Ⅰ	2
障害心理臨床学指導論Ⅱ	2
体験的心理療法学研究Ⅰ	2
体験的心理療法学研究Ⅱ	2
体験的心理療法学指導論Ⅰ	2
体験的心理療法学指導論Ⅱ	2
児童・青年期臨床心理学研究Ⅰ	2
児童・青年期臨床心理学研究Ⅱ	2
児童・青年期臨床心理学指導論Ⅰ	2
児童・青年期臨床心理学指導論Ⅱ	2
家族臨床心理学研究Ⅰ	2
家族臨床心理学研究Ⅱ	2
家族臨床心理学指導論Ⅰ	2
家族臨床心理学指導論Ⅱ	2
分析心理学研究Ⅰ	2
分析心理学研究Ⅱ	2

分析心理学指導論Ⅰ	2
分析心理学指導論Ⅱ	2
教育臨床心理学研究Ⅰ	2
教育臨床心理学研究Ⅱ	2
教育臨床心理学指導論Ⅰ	2
教育臨床心理学指導論Ⅱ	2
学生相談学研究Ⅰ	2
学生相談学研究Ⅱ	2
学生相談学指導論Ⅰ	2
学生相談学指導論Ⅱ	2
健康心理臨床学研究Ⅰ	2
健康心理臨床学研究Ⅱ	2
健康心理臨床学指導論Ⅰ	2
健康心理臨床学指導論Ⅱ	2
人間共生論講究	4
文化人類学講究	4
社会福祉学講究	4
コミュニティ論講究	4
共生社会論講究	4
理論社会学講究	4
計量社会学講究	4
地域社会学講究	4
家族社会学講究	4
福祉社会学講究	4

○ 行動システム専攻

授 業 科 目	単 位 数
必 修	
博士論文指導演習	6
選 択	
学際研究論	2
学際連携研究法	1
知覚心理学講究	4
感性認知学講究	4
記憶心理学講究	4
発達心理学講究	4
認知発達心理学講究	4
自己・対人関係学講究	4
集団力学講究	4
社会心理学講究	4
計量心理学講究	4
実験心理学講究	4
教授・学習過程心理学講究	4
認知行動学講究	4
運動心理学講究	4
発達障害学講究	4
スポーツ心理学講究	4
遊び・スポーツ文化学講究	4
運動適応学講究	4
運動栄養学講究	4

健康・運動の疫学講究	4
運動処方論講究	4

○ 教育システム専攻

授 業 科 目	単 位 数
必 修	
博士論文指導演習	6
選 択	
学際研究論	2
学際連携研究法	1
教育経営学講究	4
教育法制論講究	4
生涯学習論講究	4
社会教育思想論講究	4
教育社会史講究	4
教育文化史講究	4
比較国際教育学講究	4
比較教育制度論講究	4
比較教育文化論講究	4
異文化間教育論講究	4
教育人類学講究	4
教育人間学講究	4
教育情報工学講究	4
教育方法学講究	4
現代教育思想論講究	4

教育社会学講究	4
学習環境設計・開発論講究	4
国際教育開発論講究	4
国際教育交流論講究	4
臨床教育学講究	4
教育動態論講究	4

○ 空間システム専攻

授 業 科 目	単 位 数
必 修	
博士論文指導演習	6
選 択	
学際研究論	2
学際連携研究法	1
建築意匠論講究	4
建築史学講究	4
建築照明学講究	4
建築生産学講究	4
建築材料学講究	4
建築構造力学講究	4
健康建築環境学講究	4
持続建築エネルギー学講究	4
循環建築構造学講究	4
持続型耐震構造学講究	4
持続居住計画学講究	4

③ 専門職学位課程

○ 実践臨床心理学専攻

授 業 科 目	単 位 数
必 修	
(臨 床 心 理 学 基 幹 科 目 群)	
臨床心理学原論演習Ⅰ	2
臨床心理学原論演習Ⅱ	2
臨床心理査定学演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2
臨床心理査定学演習Ⅱ	2
臨床心理査定学実習Ⅰ	1
臨床心理査定学実習Ⅱ	1
臨床心理面接学演習Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	2
臨床心理面接学演習Ⅱ	2
臨床心理面接学実習Ⅰ (心理実践実習)	1
臨床心理面接学実習Ⅱ (心理実践実習)	1
臨床心理面接学実習Ⅲ (心理実践実習)	1
臨床心理面接学実習Ⅳ (心理実践実習)	1
(臨 床 心 理 学 展 開 科 目 群)	
臨床心理地域援助学演習Ⅰ (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2
臨床心理地域援助学演習Ⅱ	2
臨床心理地域援助学実習Ⅰ (心理実践実習)	2
臨床心理地域援助学実習Ⅱ (心理実践実習)	2
臨床心理地域援助学実習Ⅲ (心理実践実習)	2
臨床心理事例研究演習Ⅰ	2
臨床心理事例研究演習Ⅱ	2

総合的事例研究演習Ⅰ	2
総合的事例研究演習Ⅱ	2
選 択	
(臨床心理学基本科目群)	
臨床心理学実践研究法特論	2
カウンセリング特論	2
メンタルヘルス特論 (心の健康教育に関する理論と実践)	2
児童・青年期臨床心理学特論	2
臨床アクションメソッド特論	2
障害臨床心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2
集団臨床心理学特論	2
人格心理学特論	2
学生相談学特論	2
教育臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2
家族臨床心理学特論	2
投映法特論	2
治療構造論	2
関係論的心理療法学	2
高齢者臨床心理学特論	2
臨床心理関連行政論	2
医療臨床心理学特論	2
福祉臨床心理学特論	2
スクールカウンセリング特論	2
乳幼児臨床心理学特論	2
生涯発達学特論	2

健康支援学特論	2
対人関係論	2
臨床精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
臨床精神薬理学特論	2
地域看護学特論	2
司法・矯正臨床心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2
司法精神医学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2
産業・組織臨床心理学特論	2
組織・集団支援学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2
学際研究論	2
学際連携研究法	1

④ 国際連携教育課程

○ 九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻

授 業 科 目	単 位 数
必 修	
（ 専 門 基 礎 科 目 ）	
Research Planning I	1
Research Planning II	1
Research Methodology I	1
Research Methodology II	1
（ 専 門 応 用 科 目 ）	
Doctoral Thesis Research I	2
Doctoral Thesis Research II	2
Doctoral Thesis Research III	2

別表 2 (持続都市建築システム国際コース)

1 履修方法

① 修士課程

当該コースに係る授業科目について必修科目 8 単位、当該コースの選択科目又は他のコース若しくは他の専攻に係る授業科目 (BeCAT 基礎プログラム及び国際社会開発プログラムに係る授業科目を含む。) について 22 単位以上計 30 単位以上を修得しなければならない。

② 博士後期課程

当該コースに係る授業科目について必修科目 6 単位、当該コースに係る選択科目又は他のコース若しくは他の専攻に係る選択科目について 4 単位以上計 10 単位以上を修得しなければならない。

2 授業科目

① 修士課程

授 業 科 目	単 位 数
必 修	
Master Thesis Research	8
選 択	
Theory of Sustainable Architecture and Urbanism	2
Workshop of Sustainable Architecture and Urbanism	4
Advanced Theory of Habitat Design	2
Advanced Theory of Habitat Analysis	2
Seminar in Advanced Theory of Habitat Design	2
Seminar in Advanced Theory of Habitat Analysis	2
Sustainable Design Camp	4
Architecture and Urban Design Studio A	2
Architecture and Urban Design Studio B	2
Architecture and Urban Design Studio C	2
Architecture and Urban Design Studio D	2
Architecture and Urban Design Studio	6

Intensive Design Lecture	2
Design Charrette	2
International Practice	5
Advanced Theory of Urban Environment Risk Systems	2
Advanced Theory of Sustainable City Planning	2
Advanced Theory of Sustainable Building Energy Systems	2
Seminar in Sustainable Building Structure A	2
Seminar in Sustainable Building Structure B	2
Cultural Historic Ecological Approach to Human Development	1
Seminar in Advanced Theory of Disaster Information Management	2
Advanced City Planning in Foreign Countries	2
Advanced Urban Design	2
Advanced Theory of Urban Regeneration Design	2
Advanced Theory of Urban Space Planning and Design	2
Advanced Theory of Community Psychology	2
Advanced Architectural Lighting	2
Advanced Theory of Healthy Built Environment	2
Advanced Theory of Architectural Planning	1
Introduction to Architectural History	1

② 博士後期課程

授 業 科 目	単 位 数
必 修	
Doctoral Thesis Research	6
選 択	

Doctoral Studies in Habitat Engineering	4
Doctoral Studies in City Planning	4
Doctoral Studies in Disaster Information Management	4
Doctoral Studies in Urban Design	4
Doctoral Studies in Urban Environment Risk Systems	4
Doctoral Studies in Sustainable Residential Planning	4
Doctoral Studies in Healthy Built Environment	4
Doctoral Studies in Sustainable Building Energy Systems	4
Doctoral Studies in Sustainable Earthquake Resistant Structure	4
Doctoral Studies in Sustainable Building Structure	4
Doctoral Studies in Architectural History	4
Doctoral Studies in Architectural Design Theory	4
Doctoral Studies in Architectural Lighting	4
Doctoral Studies in Building Construction	4
Doctoral Studies in Construction Materials	4
Doctoral Studies in Structural Mechanics	4
Doctoral Studies in Practice Design and Developmental Psychology	4
Doctoral Studies in Public Space Planning	4
Doctoral Studies in Regional Regeneration Design	4
Doctoral Studies in Urban Space Theory	4
Doctoral Studies in Community Psychology	4

別表 3

① BeCAT基礎プログラム

1 履修方法

本プログラムを修了するためには、別表1及び別表2に規定する科目のうち、次に掲げる授業科目から16単位以上を修得しなければならない。

2 授業科目

授 業 科 目	単 位 数
選 択	
デザインエンジニアリング学特論 I	1
デザインエンジニアリング学特論 II	1
デザインエンジニアリング学特論 III	1
デザインエンジニアリング学特論 IV	1
都市建築コロキウム	2
Theory of Sustainable Architecture and Urbanism	2
デザインレクチャー	2
都市建築デザインスタジオA	2
都市建築デザインスタジオB	2
都市建築デザインスタジオC	2
都市建築デザインスタジオD	2
デザインシャレット	2

② 国際社会開発プログラム

1 履修方法

本プログラムを修了するためには、本プログラムの授業科目のうち学際基礎科目群から1単位、個別科目群Iから8単位を含め14単位以上を修得しなければならない。

2 授業科目

区分	授 業 科 目	単 位 数
学 際 基 礎 科	人間環境学	2
	学際研究論	2
	学際連携研究法	1

目群	人間共生論 I	2
	国際協力インターンシップ	2
個別科目群 I	国際社会開発論 I	2
	国際社会開発論 II	2
	国際教育協力論	2
	Educational and Sustainable International Development	2
	開発学の理論と実践	2
	実践・国際協力論	2
	国際協力機構論 I	2
	国際協力機構論 II	2
	国際社会福祉論	2
	International Social Welfare and Sustainability	2
	国際保健・人口学 I	2
	国際保健・人口学 II	2
	開発と文化	2
	難民社会論 I	2
	難民社会論 II	2
	人間の安全保障概論	2
	ジェンダー開発論 I	2
	ジェンダー開発論 II	2
	英語・ライティング	2
	英語・スピーキング	2
言語コミュニケーション論	2	
環境思想論	2	

	環境教育批評論	2
	文化批判論Ⅰ	2
	文化批判論Ⅱ	2
個別科目群Ⅱ	人間共生論Ⅱ	2
	文化人類学Ⅰ	2
	教育行政論	2
	地域生涯学習の計画化	2
	教授プログラム開発論	2
	授業研究論	2
	教育計画の社会学	2
	子育ての文化史	2
	多民族共生教育論	2
	比較教育改革論	2
	教育環境社会学	2
	教育社会史	2
	教育科学論	2
	国際教育開発論	2
国際教育開発調査論	2	

※ 「人間共生論Ⅰ」及び「人間共生論Ⅱ」は、2科目とも単位を修得した場合にのみ、本プログラムの修了単位数とする。

別表4 (教職課程に係る「大学が独自に設定する科目のうち、教科の基礎的理解に関する科目」の授業科目及び単位数)

授 業 科 目	単 位 数
教育学研究入門	2
教育学研究法	2
教育デザイン方法論	2
地域教育デザイン論	2
教育システムデザイン論	2
教育テスト原論	2
教育行動計量学	2
教育設計評価論	2
比較国際教育学Ⅰ	2
比較国際教育学Ⅱ	2
国際教育改革論	2
比較教育改革論	2
国際教育文化論	2
教育人類学Ⅰ	2
教育人類学Ⅱ	2
子ども文化論	2
アジア産育文化論	2
アジア教育文化論	2
子どもの人類学	2
学習輔成論	2
教授ストラテジー論	2
教授ストラテジー研究方法論	2

教授プログラム開発論	2
教職開発論	2
教育実践事例研究方法論	2
授業研究論	2
生涯学習論	2
社会教育の組織と体制	2
社会教育方法論	2
社会教育論	2
社会教育実践論	2
地域生涯学習の計画化	2
生涯学習の理論と実践	2
地域生涯学習計画論	2
教育実践研究法	2
教育法制論Ⅰ	2
教育法制論Ⅱ	2
教育行政臨床論	2
教育行政論	2
教育政策論	2
高等教育論	2
キャリア教育論	2
学習指導関係論	2
学びの社会史	2
子どもの歴史Ⅰ	2
教育関係史	2
子育ての文化史	2

子どもの歴史Ⅱ	2
教育情報工学	2
メディア教育論演習	2
質的調査法	2
教育学説研究	2
教育動態論	2
教育実践科学	2
教育環境学	2
教育環境の解釈学	2
教師教育学Ⅰ	2
教師教育学Ⅱ	2
International Student Mobility, Immigration and Cross-cultural Issues	2
Global Educational Policy, System and Practice	2

九州大学大学院人間環境学府規則の一部を改正する規則

令和5年度九大規則第 号

制定：令和6年 月 日

大学院人間環境学府に九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻を設置することに伴い、九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)
(略)	(略)
<p>(コース)</p> <p>第2条 本学府の次の表の左欄に掲げる専攻に、それぞれ右欄に掲げるコースを置く。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(国際連携教育課程)</u></p> <p>第2条の5 本学府九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻（以下「都市・建築学国際連携専攻」という。）は、「九州大学と釜山大学校（大韓民国）間のジョイント・ディグリー・プログラム開設に関する協定書」（以下単に「協定書」という。）に基づき、釜山大学校と国際連携教育課程を編成し、実施する。</p> <p>2 <u>都市・建築学国際連携専攻において、この規則と異なる取扱いをする場合は、協定書の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(転専攻)</u></p> <p>第3条の2 本学府の学生が転専攻（都市・建築学国際連携専攻から本学府都市共生デザイン専攻又は空間システム専攻への転専攻に限る。）を志願しようとするときは、学府教授会の議を経て、学府長の許可を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">(学期)</p> <p>第4条 学年を分けて次の2学期とする。 前期 4月1日から9月30日まで 後期 10月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 前項に定める各学期の授業期間は、別に定める。</p> <p>3 <u>前2項にかかわらず、都市・建築学国際連携専攻の授業期間は、協定書に定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(他の大学院における授業科目履修等)</p> <p>第10条 本学府長は、指導教員が教育上有益と認めるときは、学生（<u>都市・建築学国際連携専攻を除く。</u>）が本学府の指定する他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。</p>	<p>(コース)</p> <p>第2条 本学府の各専攻に、次のコースを置く。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(学期)</p> <p>第4条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(他の大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第10条 本学府長は、指導教員が教育上有益と認めるときは、学生が本学府の指定する他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。</p>

<p>2 前項の規定により修得した単位は、本学府教授会の議を経て、課程修了の要件となる単位として認定することができる。</p> <p>3 本学府長は、指導教員が教育上有益と認めるときは、学生<u>(都市・建築学国際連携専攻を除く。)</u>が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生についてこれを認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(入学前の既修得単位の認定)</p> <p>第12条 本学府において、教育上有益と認めるときは、学生<u>(都市・建築学国際連携専攻を除く。)</u>が本学府に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む)は、本学府教授会の議を経て、課程修了の要件となる単位として認定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(博士課程の修了要件)</p> <p>第16条 本学府<u>(都市・建築学国際連携専攻を除く。)</u>の博士課程の修了要件は、博士課程に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、40単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(国際連携教育課程の修了要件)</p> <p>第17条の2 本学府の<u>国際連携教育課程の修了要件は、国際連携教育課程に3年以上在籍し、10単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>2 (同左)</p> <p>3 本学府長は、指導教員が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生についてこれを認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(入学前の既修得単位の認定)</p> <p>第12条 本学府において、教育上有益と認めるときは、学生が本学府に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む)は、本学府教授会の議を経て、課程修了の要件となる単位として認定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(博士課程の修了要件)</p> <p>第16条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、40単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
---	---

<p>(博士論文の提出)</p> <p>第19条 博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上提出するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、博士後期課程に在学する者で特に優れた研究業績を上げた者は、在学期間が2年に満たなくても論文を提出することができる。</p> <p>3 <u>都市・建築学国際連携専攻の学生の学位論文の審査及び最終試験を行う期日は、別に定めるところによる。</u></p> <p>(略)</p> <p>別表1 <u>(別紙のとおり)</u></p> <p>別表2～4 (略)</p>	<p>(博士論文の提出)</p> <p>第19条 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(略)</p> <p>別表1 <u>(別紙のとおり)</u></p> <p>別表2～4 (略)</p>
---	--

附 則 (令和5年度九大規則第 号)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院人間環境学府規則は、令和6年度に本学府に入学する者から適用し、令和6年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

(別紙)

新

別表 1

1 履修方法

①～③ (略)

④ 国際連携教育課程

都市・建築学国際連携専攻に係る授業科目について専門基礎科目 4 単位、専門応用科目 6 単位の計 10 単位を修得しなければならない。

2 授業科目

①～③ (略)

④ 国際連携教育課程

○ 九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻

<u>授 業 科 目</u>	<u>単 位 数</u>
<u>必 修</u>	
<u>(専 門 基 礎 科 目)</u>	
<u>Research Planning I</u>	<u>1</u>
<u>Research Planning II</u>	<u>1</u>
<u>Research Methodology I</u>	<u>1</u>
<u>Research Methodology II</u>	<u>1</u>
<u>(専 門 応 用 科 目)</u>	
<u>Doctoral Thesis Research I</u>	<u>2</u>
<u>Doctoral Thesis Research II</u>	<u>2</u>
<u>Doctoral Thesis Research III</u>	<u>2</u>

(略)

別表 1

1 履修方法

①～③ (略)

2 授業科目

①～③ (略)

九州大学教授会通則

平成16年度九大規則第8号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 3年 4月27日
(令和3年度九大規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第31条第2項の規定に基づき、教授会の組織、審議事項、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 各学部の教授会の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 研究院の所属で当該学部の教育研究又は附属教育研究施設を担当する教授

(2) 病院の所属で学部の教育研究を担当する教授

2 各学府の教授会の構成員は、当該学府の教育研究を担当する教授とする。

3 各研究院の教授会の構成員は、当該研究院所属の教授とする。

4 基幹教育院の教授会の構成員は、基幹教育院所属の教授とする。

5 各附置研究所の教授会の構成員は、当該附置研究所所属の教授とする。

6 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所（以下「国際研究所」という。）の教授会の構成員は、国際研究所所属の教授とする。

7 情報基盤研究開発センター（以下「センター」という。）の教授会の構成員は、センター所属の教授とする。

8 教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。

(教授会の審議事項等)

第3条 教授会は、総長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして総長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、総長及び教授会が置かれる部局の長（以下この項において「総長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び総長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、当該部局の長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

(議事)

第5条 教授会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、特に重要な事項の審議については、別段の定めをすることができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 教授会が必要であると認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(代議員会等)

第7条 教授会は、その定めるところにより、教授会の構成員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、教授会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、各教授会の議を経て当該部局長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大規則第246号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第40号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第14号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第32号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第50号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第41号）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第14号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第83号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第3号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

設置の趣旨等を記載した書類

九州大学大学院人間環境学府
九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	・ ・ ・ ・ ・ P. 3
2. 専攻の特色	・ ・ ・ ・ ・ P. 9
3. 専攻の名称及び学位の名称	・ ・ ・ ・ ・ P. 10
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	・ ・ ・ ・ ・ P. 11
5. 教員組織の編成の考え方及び特色	・ ・ ・ ・ ・ P. 16
6. 教育方法、履修指導方法、研究指導体制及び修了要件	・ ・ ・ ・ ・ P. 18
7. 基礎となる修士課程との関係	・ ・ ・ ・ ・ P. 23
8. 研究の実施についての考え方、体制、取組	・ ・ ・ ・ ・ P. 23
9. 施設、設備等の整備計画	・ ・ ・ ・ ・ P. 24
10. 入学者選抜の概要	・ ・ ・ ・ ・ P. 26
11. 管理運営	・ ・ ・ ・ ・ P. 27
12. 自己点検・評価	・ ・ ・ ・ ・ P. 28
13. 情報の公表	・ ・ ・ ・ ・ P. 29
14. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	・ ・ ・ ・ ・ P. 34
15. 連携外国大学について	・ ・ ・ ・ ・ P. 35
16. 協議及び協定について	・ ・ ・ ・ ・ P. 36
17. 学生への経済的支援に関する取組	・ ・ ・ ・ ・ P. 37
18. 外国の大学と連携した教育研究を継続する ことが困難となる場合の計画の策定	・ ・ ・ ・ ・ P. 37

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 背景と経緯

九州大学大学院人間環境学研究院は「サステイナブル（持続性）」という言葉が一般的でなかった 2003 年から世界に先駆けて居住環境の持続性をテーマの中心に据えた教育を実施している。①21 世紀 COE プログラム「循環型住空間システムの構築（2003 年度～2007 年度）」にはじまり、②大学院教育改革支援プログラム（大学院 GP）「アジア都市問題を解くハビタット工学教育（2008 年度～2012 年度）」、③特別教育研究経費「アジア持続都市システム学教育の国際化と国際連携の強化（2009 年度～2013 年度）」、④国際化拠点整備事業（グローバル 30）「持続都市建築システム国際コース（2010 年度～2013 年度）」、⑤大学の世界展開力強化事業キャンパス・アジア（第 2 モード）「アジア都市・建築環境の発展的持続化を牽引する人材育成のための協働教育プログラム（2016 年度～2020 年度）」、⑥大学の世界展開力強化事業キャンパス・アジア・プラス（第 3 モード）「アジアのゼロ・エミッション持続循環型環境都市を牽引する人材育成・協働教育プログラム（2021 年度～2025 年度）」に採択され、一貫して環境問題の解決と世界の持続的な発展に向けて先導的な教育を実践してきた。

その中でも、組織的な②大学院教育改革支援プログラム「アジア都市問題を解くハビタット工学教育」では、九州大学が主導的役割を担いアジアの主要大学と教育連携し、現地大学でワークショップを開催して都市・建築の新規開発あるいは再開発を提案する海外フィールドワークによる実践型教育を行っており、現在も独自のプログラムとして継続している。九州大学大学院人間環境学府に持続都市建築システム国際コース（修士課程及び博士後期課程）を設置した 2010 年度以降は、連携大学を拡大して釜山大学校（韓国）や同済大学（中国）をはじめとする世界各国 12 大学と国内学生及び留学生を対象に英語で授業を行い、アジア都市・建築環境の発展的持続化を目指した国際協働教育を継続展開している。なお、釜山大学校とは、同校が主催する“Busan International Architectural Design Workshop”に本学の教員・学生が 2007 年度から毎年参加し、双方向の協働教育に努めている。

2016 年度からの⑤キャンパス・アジア（第 2 モード）「アジア都市・建築環境の発展的持続化を牽引する人材育成のための協働教育プログラム」では、本学主導で釜山大学校及び同済大学と学部及び大学院修士課程を対象として協働教育のための 3 大学コンソーシアムを形成し、九州大学を拠点として、日本人学生とアジア外国人学生が切磋琢磨する学生間交流の中で、都市・建築の多様な持続化プロセスを実践的な知の蓄積によって修得させる環境教育の国際協働体系を確立した。本プログラムは、「①建築が環境に与える影響を包括的に評価し、管理するための知識と技術」、「②都市を建築やインフラを包含する循環システムとして捉え、その総合的な環境負荷を評価し、管理するための知識と技術」、「③将来のあるべき都市・建築像を想定し、それに向けた新しい研究分野を開拓し、その実現に必要な都市建築政策への提言を行うための知識と技術」という教育目標を掲げており、大学院修士課程に対してはダブル・ディグリー・プログラム（DDP）を開設し、都市・建築学における専門性の追究と幅広い総合性の修得を両立する国際的な教育を進めている。

2021年度からの⑥キャンパス・アジア・プラス（第3モード）「アジアのゼロ・エミッション持続循環型環境都市を牽引する人材育成・協働教育プログラム」では、国際協働教育を大学院博士後期課程に拡充し、共同で単一の学位を授与するジョイント・ディグリー・プログラム（JDP）を新たに構築するため、学部（工学部）から修士課程及び博士後期課程（大学院人間環境学府）に至る一貫した教育システムを編成し、アジア都市・建築環境の持続性を先導するJDPを開発する取組を実施している。この取組による成果を踏まえ、九州大学と釜山大学校において今回JDPを締結し、九州大学大学院人間環境学府に「九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻」（以下、「本専攻」という）を設置することとした。両大学は絶え間なく協働教育の改善に向けた努力を行い、定期的かつ継続的に協議を積み重ねており、その結果、個々の教職員レベルにおいても厚い信頼関係が形成され、確固たるパートナーシップを構築して現在に至っている。都市・建築環境は各国の利害を含む国境を跨ぐ国際的な課題であり、多様な歴史・生活・経済が関係するセンシティブな問題でもある。大学院博士後期課程を対象とした都市・建築環境に関するJDPは正に先駆的な挑戦であり、これまで永年に亘って築き上げてきた信頼関係と国際教育における確たる実績という基盤の上に、初めて可能となる取組である。

（2）設置の趣旨

人間活動の飛躍的な拡大は、資源・エネルギー需要の増大、二酸化炭素濃度の上昇、地球温暖化、大気汚染など、世界規模でネガティブインパクトをもたらしている。特に、急激な成長都市を抱えるアジア諸国では、都市・建築環境の悪化が国境を跨ぐ国際的な問題となっている。国際エネルギー機関（IEA）は、2035年までの経済成長の65%はOECD非加盟国のアジアで起こると予想しており、アジアの環境問題はますます逼迫した状況になると予想される。国連の2030アジェンダはSDGs（持続可能な開発目標）を中核としているが、アジアにおけるSDGsの達成は困難なことが想像される。今日の社会には、こうした問題に適切に対応し、自律的かつ持続可能な発展を先導する人材が求められており、今回設置するJDPの目的である国際協働教育による持続循環型環境都市を牽引する人材育成の取組はSDGsと合致している。

また、都市・建築分野では、地球環境に配慮した循環型社会や環境負荷の少ない脱炭素社会の構築など、国際的な環境問題を解決するために、グローバルな視点に立脚した高度専門教育の推進が喫緊の課題である。一方で、社会基盤や生活様式に基づく地域社会固有の問題もあるため、国際基準に準拠したローカルな実践的教育が要求される。特に、多様な歴史・文化・伝統が複雑に混在し、都市・建築に係る深刻な環境問題を抱えるアジアにおいて持続的な発展を図るためには、都市・建築の全体を周辺領域まで俯瞰して、生活環境の実態や社会的・文化的背景の理解に基づいて個々の技術や政策を総合化し、環境施策を実践する人材育成が必要である。

そのためには、現地で課題を把握・考察し、解決策を導き出し、実践して学ばせること（実践学知の経験）が極めて有効となる。つまり、国境を越えた学びの場を提供し、アジア都市・建築の多様性を共有しながら、教育の質を保証した教育プログラムを国際的に広く普及させることが重要になる。

一方、今日のテクノロジーや科学の進歩は、サイバー空間（仮想的データ空間）とフィジカル空間（現実空間）の融合を進めており、そこに生きる私たちの生活そのものを世界規模で根本的に変えようとしている。政府策定の「第6期科学技術・イノベーション基本計画（2021年～2025年）」では、こうした情報ネットワークやIoTの活用を通じた「超スマート社会（スーパーシティ構想）」を未来の姿として共有し、その実現に向けて「Society5.0」の強力な推進を提唱している。人々に豊かさをもたらす超スマート社会を実現するためには、都市・建築における「サービスプラットフォームに必要となる技術」や「新たな価値創出のコアとなる強みを有する技術」の戦略的強化が求められる。こうした状況を鑑みて、SDGsとSociety5.0を相互連動するものとして将来構想し、それを実現すべく社会実装を推し進めることは、近未来の人間の生活と環境に関わる重要な課題と位置付けられる。

この度、釜山大学校との間で設置する本専攻は、生活の質を向上し、かつ持続的な都市・建築を創り上げるため、自身が専門とする都市・建築分野はもとより、周辺領域まで幅広く俯瞰し、生活の実態や社会・文化などの背景を認識しながら環境保全に関する広範な技術や方策を理解して、それらを適切に総合化できる「都市・建築環境問題を解決するための施策・実践に向けて俯瞰力、実践力、国際力、発信力を兼備した高度専門人材」の育成を目的とする。九州大学が位置する福岡と釜山大学校が位置する釜山は古くから世界への玄関口となる港湾都市として栄え、両大学は日本と韓国を代表する地域拠点大学として長い歴史を有する。釜山大学校は、九州大学が先導する「アジア都市問題を解くハビタット工学教育」の2010年以降のパートナー校であり、両大学ともにアジアはもとより、ヨーロッパやアメリカなどの大学と広範な国際交流基盤を構築している。さらに、九州大学大学院人間環境学研究院は、都市・建築学分野“Architecture / Built Environment”において、特にDX技術開発とそれを活用した環境デザインに関して世界をリードしている。一方、釜山大学校はアジアやヨーロッパを始めとした世界各国の大学と共同した都市再開発計画に関して豊富な経験と実績があり、実務に優れている。両大学が共同して本専攻を設置することで、相互補完的かつ単一大学では成し得ない「理論的学知」と「実践的学知」が連関する質の高い教育研究を推進し、両大学の研究力並びに教育力の国際的評価の獲得と、大学の国際的発信力及び競争力の向上が図られる。また、学生を長期間に亘り海外の学術環境、生活環境の中で教育し、合同で博士学位を審査することで、学位の国際的質保証を担保するとともに、異文化適応能力を備えた国際的人材を養成できる。これにより、都市・建築学分野における国際人としてのキャリアパスを後押しする。

（3）社会的必要性

都市・建築分野は、ローカルな実践に関与しながらもグローバルな視点が重要であるため、アジア産業界からの要望も鑑みて、“Think globally, act locally”を念頭に、国内学生に限らず海外留学生を受け入れながら、厳しい国際ステージで先導的に活躍できる人材を育成する必要がある。

政府は2015年以来、まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」を掲げて、政

策を推し進めてきた。総合戦略（2019年度までの5ヵ年）では、「人口減少時代」の到来を見据え、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持できる戦略が提起された。キーワードは「地方創生がもたらす日本社会の未来」である。この閣議決定は毎年更新され、同基本方針2016では東京一極集中の加速が重要課題として提起され、2017改訂版では地方に政策の軸足を移し、地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進やライフステージに応じた政策メニューの充実・強化など、ビジョンとミッションが要求される政策へ完成度を増した。第1期の総仕上げと次ステージに向けた2018改訂版では、さらに具体的な「わくわく地方生活実現政策パッケージ」などの政策が実行された。続く同長期ビジョン（2019改訂版）では、さらにターゲットを絞り、「稼ぐ地域」、「地方への新しいひとの流れ」、「結婚・出産・子育て」、「安心して暮らすこと」など、具体的なイメージを結ぶような戦略的かつ身近な施策となった。そして、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）」では、コロナ禍による国民の意識・行動変容を前提に各地域の特色を踏まえた自主的・主体的な取組の促進が推奨され、ミッションが再定義された。具体的には、1）DXの推進と脱炭素社会の実現、2）脱炭素社会の実現（地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくりが必須）、3）地方創生テレワークの推進、4）魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・振興、5）スーパーシティ構想の推進であり、その多くが都市・建築学に直接的に関わる領域である。

他方、経済産業省による「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」は、直接、本専攻の教育研究に関わる政策である。成長が期待される産業（14分野）のうち、「⑫住宅・建築物産業」や「⑭ライフスタイル関連産業」が該当し、また「グリーン成長戦略の枠組み」で示された4フェーズのうち、「②実証フェーズ：民間投資＋官民協調投資」、「③導入拡大フェーズ：公共調達、規制・標準化＋需要拡大→量産化によるコスト低減」、「④自立商用フェーズ：公的支援が無い自立的な商用化」の3フェーズは本専攻と深く関係している。2050年のカーボンニュートラルの実現には「総合力」が不可欠であり、本専攻はそのための高度専門人材の育成を担う。米国が復帰したパリ協定（COP21）において、日本が公約した2030年までに2013年比CO₂排出量46%削減という水準は野心的な目標であり、都市・建築部門には2030年までに約4割削減を求め、その実現のため住宅・建築物の省エネルギー促進や再生可能エネルギー利用を政策課題としている。なお、エネルギー基本計画（2014年）には新築住宅・建築物の段階的な省エネルギー基準の適合義務化、地球温暖化対策計画（2016年）にはストック建築の性能向上が示されている。以上のように、都市・建築の持続的発展には、環境問題を解決するために将来エネルギー需給計画やゼロカーボン化に向けた実効性の高い技術開発や制度設計が必要であり、それを実践できる高度専門人材の養成が急務である。

（4）養成する人材像

本専攻で養成する人材像は、以下に示すとおり、持続循環型社会の実現に向けて、自身が専門とする都市・建築分野はもとより、周辺領域まで幅広く俯瞰し、生活の実態や社会・文化などの背景を認識しながら環境保全に関する広範な技術や方策を理解して、それらを適切に総合化で

きる「都市・建築環境問題を解決するための施策・実践に向けて俯瞰力、実践力、国際力、発信力を兼備した高度専門人材」である。具体的には、次の特性を備えた人材を養成することを教育研究上の目的とする。

【養成する人材像】

- 都市・建築の全体を周辺領域まで含めて俯瞰することができ、その包括的な視点から都市・建築環境に係わる問題を理解し、イノベーションを通じて都市・建築の持続的発展に向けた実践的な課題解決ができる国際的な人材
- 深刻な都市・建築環境問題を抱えるアジアをフィールドとし、現地での実践・演習や海外インターンシップを通して国際力を備えた人材
- 国際社会が求める技術者像、研究者像を自覚し、海外大学、国際機関、産業界と連携し、得られた知見や研究成果を国際学会等で広く展開する情報発信力を備えた人材

そして、具体的な学修目標（ディプロマポリシー）を以下のとおり設定する。

【学修目標】

- 将来のあるべき都市・建築像を想定して、それに向けた新しい研究分野を開拓し、その実現に必要な都市・建築政策への提言を行うための知識と技術
- 都市・建築環境を世界的な循環システムとして捉え、総合的に環境負荷を評価して管理するための知識と技術
- 建築物が周辺環境に与える影響を包括的に評価し、管理するための知識と技術

上記の目標を達成し、本専攻所定の修了要件を満たした者に対して、博士(工学)の学位(Ph. D.)を、九州大学と釜山大学校より共同で授与する。

(5) 修了後の進路、社会の人材需要の見通し

本専攻の目的は、都市・建築の環境保全に関する広範な技術や方策を理解して、それらを適切に総合化できる高度専門人材（研究者及び技術者）の育成である。このことは SDGs（持続可能な開発目標）の「6. 安全な水とトイレを世界中に」、「7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「13. 気候変動に具体的な対策を」の取組にも寄与する。

都市・建築の環境保全に関する知識を有し、研究開発、政策立案、社会実装などに携わることができる人材は世界的に不足している。地球温暖化等の環境対策は全世界的な課題であるため、グローバルな視点を有する研究者及び技術者の需要は拡大することが予想され、国際的に活躍できる場への進路はより一層開けるものと期待される。また、我が国においても国策として脱炭素社会や超スマート社会の実現を目指しており、将来的にも需要が高いものと判断される。

具体的には、次のような進路・人材像を想定している。

- 国内及び海外の大学において「アジア都市問題を解くハビタット工学教育」を先導する教育者及び研究者
- 国土技術政策総合研究所や建築研究所などの国立研究機関
- 国土交通省などの行政機関における総合政策部局や都市・建築部局
- ゼネコンなどの都市・建築に関連する民間企業の研究組織
- 上記業種に関連するシンクタンク・コンサルタント会社におけるアナリスト 等

(6) 釜山大学校の教員との教育研究上の目的等の共有方法

九州大学と釜山大学校は、IAU (International Association of Universities) において WHED (World Higher Education Database) に掲載される世界的に優れた水準の高等教育機関であり、2017 年度から大学院修士課程を対象に DDP を設置し、アジア都市・建築環境の発展的持続化を牽引する人材育成のための協働教育を実施している。前述のとおり、この度、その取組を大学院博士後期課程に拡張し、地球環境に配慮した循環型社会や環境負荷の少ない脱炭素社会の構築など、国際的な環境問題を解決できる高度専門人材の養成を目的として JDP を開設する。

都市・建築は、資源・エネルギー需要の増大、都市温暖化、大気汚染といった環境問題の根源となっている。特に、アジアは深刻な都市・建築環境問題を抱えており、アジアの持続的な発展がなければ世界の持続性は確保できない。しかも、アジアは歴史・文化に基づく地域社会固有の問題を有するため、“Think globally, act locally” を念頭に国際基準に準拠したローカルな実践が要求される。

そこで、両大学は環境教育のための国際協働教育プログラムを確立することにより、都市・建築分野はもとより、周辺領域まで幅広く俯瞰し、生活の実態や社会・文化などの背景を認識しながら、環境保全に関する広範な技術や方策を理解して、それらを適切に総合化できる「都市・建築環境問題を解決するための施策・実践に向けて俯瞰力・実践力・国際力・発信力を兼備した高度専門人材（厳しい国際ステージで先導的に活躍できる人材）」の育成を教育研究上の目的として共有しており、国際連携専攻に係る協定書に記載のとおり合意している。

都市・建築学における専門性の追究と幅広い総合性の修得の両立を目指して、「建築物が周辺環境に与える影響を包括的に評価し、管理するための知識と技術」、「都市・建築環境を世界的な循環システムとして捉え、総合的に環境負荷を評価して管理するための知識と技術」、「将来のあるべき都市・建築像を想定して、それに向けた新しい研究分野を開拓し、その実現に必要な都市・建築政策への提言を行うための知識と技術」について教育研究することが共通した目標である。つまり、工学的思考のみではなく、生活の豊かさと環境負荷との関わりを総合的に捉え、成長著しいアジア諸国の社会動態に応じた脱炭素社会の実現と都市・建築環境の発展的持続化に貢献できるグローバル人材の養成が重要であると共通認識している。

両大学は、DDP のために教員が相互に実渡航して協働教育を実施しているが、2019 年度以降は新型コロナウイルス感染症に対処するため、情報通信技術ツールによる遠隔講義や教育手法の

開発にも努めており、オンライン国際協働学習 COIL (Collaborative Online International Learning) を推進している。本専攻の教育研究指導にも COIL 型教育を導入する。双方向の遠隔会議システムを活用して、両大学の主・副指導教員と当該学生が議論を行う場を設け、実際の留学期間に限定されずに教育研究指導ができるよう、実渡航とオンラインを併用したハイブリッド型交流を構築する。実渡航の留学による対面指導を原則とするが、新型コロナウイルスの感染拡大などにより実渡航が困難な場合は、オンライン国際協働学習 COIL を積極的に活用して共同作業の時間を十分に確保するとともに、両大学の主・副指導教員と当該学生の積極的なコミュニケーションにより教育研究上の目的等に関する認識を共有する。

2. 専攻の特色

アジア諸国の多くの都市は、急激な成長により資源・エネルギー需要の増大、地球温暖化、大気汚染など、都市・建築環境の悪化という国境を跨ぐ国際的な問題に直面するとともに、歴史や文化に基づく地域社会固有の問題を抱えている。そのため、地球規模の環境問題を地域から解決するため、グローバルな視点に立脚した教育と国際基準に準拠したローカルな教育に基づいて、知識の社会実装を実践できる人材育成が急務と考えられている。

九州大学大学院人間環境学研究院は、都市・建築学分野“Architecture / Built Environment”において、特に DX 技術開発とそれを活用した環境デザインに関して世界をリードしている。一方、釜山大学校はアジアやヨーロッパを始めとした世界各国の大学と共同した都市再開発計画に関して豊富な経験と実績があり、実務に優れている。両大学が共同して本専攻を設置することで、相互補完的かつ単一大学では成し得ない「理論的学知」と「実践的学知」が連関する質の高い教育研究を推進し、両大学の研究力並びに教育力の国際的評価の獲得と、大学の国際発信力及び競争力の向上を図ることが期待できる。

本専攻の特色は、以下の特色 1～特色 3 に示すとおり、生活の質を向上し、かつ持続的な都市・建築を創り上げるために、生活の実態や社会的・文化的背景を認識した上で、個々の技術や方策を総合化し、実践に結び付けられる俯瞰力、実践力、国際力、発信力を高度に兼備した専門人材の育成にある。

特色 1：都市・建築の全体を周辺領域まで含めて俯瞰することができ、その包括的な視点から都市・建築環境に係わる問題を理解し、イノベーションを通じて都市・建築の持続的発展に向けた実践的な課題解決ができる国際的な人材を育成する教育（実際に行う、意見を出す、情報を整理する、応用する、適切に判断する、解決策を提案するなど、体験に基づいて主体的に問題を発見し、解を見出していくアクティブラーニング）を行う。

特色 2：深刻な都市・建築環境問題を抱えるアジアにおいて持続的な発展方法を示すことが世界の持続性の確保に繋がることから、本教育プログラムはアジアをフィールドとして、両大学の学術ネットワークを活用し、現地での実践・演習や海外インターンシップを通して都市・建築環境に係わる実務に長けた高度専門人材を育成する。

特色3：国連ハビタット等の国際機関や産業界と連携し、国際社会が求める技術者像、研究者像を明確にした上で、都市・建築の持続化に関する実践的、かつ先端的な専門教育を実施し、その過程で得られた知見や研究成果を国際学会や国際ワークショップ等において国内外に広く発表することで、高い専門知識とともに優れた情報発信能力を修得させる。

3. 専攻の名称及び学位の名称

(1) 専攻の名称

九州大学大学院人間環境学府と釜山大学校工科大学院 (College of Engineering) が協働して進める JDP の専攻名称は、以下のとおりとする。専攻名は、専攻設置の目的でもある持続循環型社会の実現を目標の1つとした専攻であり (詳細は2. 専攻の特色を参照)、都市・建築分野においてそれを解決する方策を思考する学問領域であることを明確に示すとともに、両大学が JDP として取り組むことを表現するものとした。本専攻名は、釜山大学校との協議の上で決定しており、JDP の協定書においても明記されている (別添1：協定書)。

専攻名：九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻

Kyushu-Pusan International Joint Department of Architecture and Built Environment

本専攻の名称は、国際共同研究に基づく大学院教育課程 (詳細は8. 入学者選抜の概要を参照) であること、都市・建築学を専門領域とすることを表現するため、日本語には専門領域に国際連携専攻を加えた名称とした。また、英語に関しては、“Architecture and Built Environment” を専門領域名称とし、さらに国際協働による JDP であることを示すため “Kyushu-Pusan International Joint Department” と表記した。

(2) 学位の名称

本専攻で授与する学位は、博士 (工学)、Doctor of Philosophy とする。これは釜山大学校との協定書にも明記している。Ph. D. は、都市・建築学を含む工学分野において世界的に標準的な学位名称で、我が国でも韓国でもこの点は共通している。また、学位記には上記の専攻名称が併せて記載されるため、学問分野を判断することが可能である。なお、学位記は英語、日本語及び韓国語の3か国語で作成し、両大学で単一の学位を授与することから、学位記には両大学の総長が署名する (別添2：学位記)。

(3) 釜山大学校の学位授与実績

釜山大学校は、2022年1月時点で教員2,448名、学生33,500名 (うち博士課程の学生数1,639名) を擁する国立総合大学であり、大学全体での2023年までの学位授与者数は9,155名 (博士のみ) となっている。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成方針

本専攻に入学する学生は、九州大学と釜山大学校の両大学に学籍を置き、研究指導を中心として編成されたカリキュラムを履修する。なお、以降では、入学手続きを行い、また授業料を支払う大学を「主大学」、他方の大学を「連携大学」とする。

九州大学大学院人間環境学府と釜山大学校は、修士課程における DDP を実施しており、両大学の修士学位を取得可能な環境にある。DDP において、既に学生は双方の教員から指導を受けられる環境にあったが、修士課程の主体はコースワーク型のカリキュラムであるため、両大学の教育資源の活用により高度な知識を修得可能である反面、殊に研究活動については、主大学の指導教員による研究指導が先行する状況にある。これに対し、本専攻で進める JDP では、持続循環型社会の実現を両大学の共通テーマに、両大学の教員が対等な立場で研究を遂行する共同研究体制の下、リサーチワーク型プログラムとしてカリキュラムを構築する。深刻な環境問題を抱え、また多様な歴史・文化・伝統が複雑に混在するアジアを拠点とする両大学は、個々のローカルな実状を踏まえて実践的な国際共同研究を担う人材、及びグローバルな視点に立脚し、今後の都市・建築分野の研究を牽引できる人材の育成を目指している（詳細は「1. 設置の趣旨及び必要性」を参照）。これらを大きな目標として、先述の教育研究上の目的を達成するために、本専攻の教育課程では、下記の3点をカリキュラムポリシーとし、主大学・連携大学のそれぞれで研究企画力を養う科目「Research Planning I・II」と研究手法を直接学ぶ科目「Research Methodology I・II」（各1単位、合計4単位）を開講し、加えて国際共同研究を実施する共同開設科目「Doctoral Thesis Research I～III」（各2単位、合計6単位）を用意する。

【カリキュラムポリシー】

- 研究企画力の養成：将来のあるべき都市・建築像を想定し、それに向けた新しい研究分野を開拓する研究課題の企画力を養うため、研究グループ内に限らず、様々な研究グループとのディスカッションの機会を設ける教育研究体制を構築する。
- 多角的な視点の獲得：都市・建築環境を世界的な循環システムとして捉える多角的な視点を修得するため、社会的背景の異なる研究フィールドを有する複数の教員から指導を受けられる環境を整備する。
- 専門分野の研究手法の修得：参画する共同研究を通して、専門領域に限らず建築物が周辺環境に与える影響を包括的に評価する手法等を修得するため、研究グループにおいて当該学生が担当する研究手法を精査する指導体制を整える。

(2) 教育課程の特色

上記の方針に従い、本専攻の教育課程は、国際共同研究を前提としたリサーチワーク型のカリキュラムとする点に特色があり、さらにカリキュラムポリシーを満足する上でいくつかの特徴的なプログラムを用意している。本専攻の博士後期課程は、博士論文の研究の着手条件でもある

中間審査を境に、大きく前半と後半に分けられる（詳細は6. 教育方法、履修指導方法、研究指導体制及び修了要件を参照）。以降、項目（2-1）～（2-3）では、本専攻の特色である研究企画・立案を行う博士後期課程・前半から、具体的な研究を推進する博士後期課程・後半に至るリサーチワーク型の教育研究内容について記載する。

（2-1）研究企画力の養成

両大学間における国際共同研究とその枠組み、及び当該学生が遂行する研究を構想する段階において用意するプログラムを、都市・建築学を構成する分野の1つである環境・設備分野を例に述べる。環境・設備分野では、環境負荷を低減・管理する方法を、「緩和 (Mitigation)」と「適応 (Adaptation)」の2種類としている。「緩和」は建築性能の向上等によりエネルギー消費量を削減し、温室効果ガスの排出を抑制する直接的な方法、「適応」は緩和を実施しても環境の影響が避けられない場合に、その影響に対して自然や人間行動により調整する間接的な方法である。これら緩和と適応による省エネルギーからは、健康・快適な都市・建築の構築を目指した様々な国際共同研究が構想される。以下にいくつかの研究課題を例示する。

[例-1] 居住者の健康性・快適性と建築性能の予測・設計手法

全ての人が豊かに生活する基盤として、国連と世界保健機関（WHO）が健康建築について提言している。地球温暖化により、最近是我が国でも危険な暑さに見舞われることが多くなっている。生活を営む器となる建築には、厳しい気象条件下でも健康・快適な日常生活を送れる性能が要求される。そのためには、適切な温熱環境、適度な睡眠環境、清浄な空気環境、安全・安心な造りなど、居住者に優しい建築が必要となる。ウィズ/ポストコロナ社会では、これまで以上に建物内で過ごす時間が長くなり室内環境の重要性が増すと想定されるため、建築環境シミュレーションツールと BDE (Building Data Exchange)・ネットワークツールを利用して、計画段階において建築性能を正確に予測する設計手法を確立する。

[例-2] 脱炭素化性能を満たす建築のエネルギー・マネジメント

建築のエネルギー・マネジメントの方法には、a) 断熱気密や日射調整などの建築的工夫によるエネルギー負荷の低減、b) 太陽光・風力・地熱などの再生可能エネルギーの活用、c) 高効率な設備計画や最適運転制御によるエネルギーの有効利用がある。健康・快適で省エネルギーに優れた建築空間を構成するためには、これら複数の方法を組み合わせて外皮（ファサード）で熱・湿気・光・空気などの環境要素をパッシブに調整し、さらに設備によってアクティブに制御する必要がある。人間生活や住まいの目的用途に対応して、建築内外の環境要素と設備機器を一体化し、最小限の機械制御により生活の利便性を向上させる空間システムの構築と、そのガイドラインとなる建築機能デザインの普及が課題と言える。これからは、パッシブデザインとアクティブコントロールの統合がエネルギー自立循環型建築の核心的コンテンツとなる。それを追求するために、精緻でありながら建築設計者に優しい建築環境シミュレーションツールを開発する。

[例－3] BEMS/HEMS によるエネルギー消費量の情報収集と AI によるビッグデータ分析

エネルギーのゼロカーボン化とその供給形態や居住スタイルの変化等の未来予想とともに、ライフスタイルに応じた最適なエネルギーの使い方を考えることも重要である。これまで平均的な家庭部門のエネルギー消費は、暖冷房、給湯、照明が大部分を占めていたが、外皮性能の向上と住宅設備の高効率化に伴い、これらのエネルギー消費量は減少し、代わって家電製品やその他エネルギーの消費割合が高くなっている。今後、AV 家電や情報家電はスマートフォン等の個人デバイスに集約されてエネルギー消費量の低減が見込める。一方、浴室乾燥、内食化、在宅介護など、ライフスタイルの変化によってこれまでにないエネルギーの使用が想定される。居住者が賢い電力の使い方を選択し、個人に適する省エネルギーを達成できるように、BEMS/HEMS による建築環境やエネルギー消費量の情報収集、及び AI を活用したビッグデータの分析により、省エネルギー行動をアシストする情報提供システムを開発する。

[例－4] 居住者の行動変容による環境適応

居住者が環境への適応意識を持ち、自らの意思で窓の開閉、日射調整、省エネ温度に配慮した空調などの環境調節行動を実践すると、少ないエネルギーでも快適性や満足感が得られることが知られている。しかし、思い込みによる間違った環境調節行動は却ってエネルギー消費量を増大させるため、前述[例－3]の AI による情報提供システムを利用して、過去の生活環境の実測データを基に省エネルギーに資する行動変容を正しくアシストする。

以上に例示したように、共通の方向性、すなわち「持続循環型社会の実現」という専攻全体の方向性を環境・設備分野で解釈し、「省エネルギー」という共通認識を定めることで多様な共同研究の可能性がある、そのうちの1つについて当該学生が自発的に取り組むカリキュラムを編成する。具体的には、学生本人の研究企画力を養うため、両大学教員の緊密な連携を通して、複数の研究グループからなる比較的大きな枠組みの共同研究体制を構築し、本専攻入学後から1年次後半までその中の複数の研究グループに所属させる。これにより、横断的な知識の獲得とともに、各グループ内でのディスカッションの経験を通して研究の企画・立案プロセスを学ぶことができ、その結果、自身の研究課題を定める能力が養成される。都市・建築学の他の専門分野でも同様に多様な共同研究が想定され、各分野において高度に思考されたプログラムを編成することができる。

(2-2) 多角的な視点の獲得

博士後期課程における研究課題を確定した後、その縦横の専門性をさらに広く深く結びつけ、多角的な視点を獲得することを目的にカリキュラムを編成する。具体的には、当該学生を中心に研究課題に即して複数の教員・研究者からなる研究グループを立ち上げる。研究グループは、学生の主大学の指導教員（第一主指導教員）と連携大学の指導教員（第二主指導教員）を中心に据え、さらに両大学の専攻担当教員より各1名以上の副指導教員を選定し、チーム型の研究指導

体制を構築する。このようなチーム型の研究指導体制は、次の特徴を有する。

- 学生が第一主指導教員及び第二主指導教員と同じ分野に軸足を置きながらも、2名の副指導教員他、研究グループを構成する異なる分野の研究者とディスカッションが可能な環境を形成することで、自身の研究の進捗状況や水準を俯瞰する意識を身につけ、また異なる観点から自らの課題を深く考察する能力を養うことができる。
- 研究グループの各教員は、「持続循環型社会の実現」という一種の学際性を有するテーマを共通項に、具体的かつ実践的な専門性を有している。既存分野の多くの博士後期課程の教育は、仮に学際性が重視されたとしても、こうした共通項を持つ環境は稀である。本研究指導体制は、従来のリサーチワーク型の問題といえる縦型の専門化・思考の硬直化を排除し、研究者としての思考の深淵性、創造性、柔軟性を育成し、俯瞰力を養成する。

(2-3) 専門分野の研究手法の修得

九州大学と釜山大学校における国際共同研究は、上記のとおり都市・建築学を専門分野とする両大学の教員で構成された複数の研究グループにより遂行されるものであるが、同じ分野であっても各教員の研究内容・手法は異なる。複数の研究グループへの参画を通して得られる横断的プロセスは、標準的な博士後期課程の学生より多くの研究手法を修得することが期待される。

(3) 連携大学における学生の指導

連携大学で修学する学生への指導については、以下の3通りを想定している。本専攻の設置背景のとおり実践的な課題に取り組むことが主体となるため、複数の教員が参加する講評会で学習の成果を評価し、それをセキュリティ管理されたオンライン上に保管することで透明性・客観性の高い成績の評価と管理を実現する。また、学習成果は教員・学生の同意の下で学内外に積極的に発信し、本プログラムの普及啓蒙と国際交流の更なる発展に努める。

(3-1) 実渡航による指導と交流

実渡航による教育・交流は、研究対象地の実測・踏査や実験設備の利用など、オンラインによる教育では実施不可能な取組を中心に実施する。特に、本専攻へ入学した学生が連携大学に渡航している期間は、研究室のゼミや研究会へも積極的に参加できる機会を提供する。

(3-2) オンラインによる指導と交流

本専攻のリサーチワークにおいては、必要に応じてオンラインによる研究指導を行う体制を導入する。これにより、場所や時間の制約を受けない指導体制を整備することができる。

なお、オンラインによる指導は、実渡航と比較して教員と学生が場所を共有していないため、日常的な研究指導の機会が確保しづらく、かつ教育の質の保証に留意する必要がある等の課題がある。

しかし、九州大学大学院人間環境学府が展開する教育活動では、既に双方向通信やオンラインホワイトボードなどの情報通信技術ツールを活用した研究指導 DX システムを導入しており、指導の過程についてもオンライン上に記録を残し、学生が後日参照可能な情報を提供する対応を行うなどの実績がある。なお、この方式は、コロナ禍の 2020 年度と 2021 年度に本学で開催した国際ワークショップでも高い教育成果をあげているため、この仕組みを本専攻にも導入する。

(3-3) 実渡航とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の指導と交流

実渡航とオンラインの交流を組み合わせて学習効果を最大化するため、各大学の教員の英語講義を収録したレクチャーライブラリの充実を積極的に実施し、実渡航による交流と実践科目に必要となる知識をオンデマンド講義により自主学習できる教育指導 DX システムを構築する。新型コロナウイルスの感染拡大などにより実渡航が困難となった場合は、参加型国際ワークショップや実践科目の一部をオンライン国際協働学習 COIL に切り替え、実体験を要する実践学知については、VR 等の三次元データや双方向通信を活用した仮想空間技術により模擬体験させ、実際に近い学習効果を得られるように工夫する。

(4) 共同開設科目

本専攻のカリキュラムは、博士論文の研究着手条件となる中間審査を境に前半と後半に大別される。国際共同研究を進める各大学の主指導教員（第一主指導教員及び第二主指導教員）を中心に研究グループを形成し、博士後期課程・前半は、研究企画力を養う科目「Research Planning I・II」と研究手法を直接学ぶ科目「Research Methodology I・II」を履修する。博士後期課程・後半は、学位論文の研究計画に即して研究を遂行する科目「Doctoral Thesis Research I～III」を履修し、主・副指導教員と研究グループから必要な研究指導を直接受ける。これらが科目履修に係る博士後期課程の修了要件となる。



さらに、Ph. D. の学位に相応しい、科学的根拠に基づく研究方法・研究成果の考察を踏まえて学位論文を執筆し、学位審査に合格することで学位が授与される（詳細は 6. 教育方法、履修指導方法、研究指導體制及び修了要件を参照）。

共同開設科目は、このうち後者の研究遂行に対応する科目「Doctoral Thesis Research I～III」である。両大学の研究グループによる国際共同研究のための指導であることから、共同開設以外の方法はない。研究グループによる研究指導は早期から行われる場合もあるが、共同開設科目を博士論文に対する直接的な研究指導と位置付けるため、「Doctoral Thesis Research I～III」は、それぞれ Semester 科目として博士後期課程・後半に最低で合計 1.5 年の履修期間を義務付ける。単位は、両大学とも各 Semester（半期 0.5 年）で 2 単位として、合計 6 単位を修得する構成であり、この点は両大学の標準的な修了要件と大きく相違ない。この共同開設科目は、研究グループにより開講されるもので、当然ながら共通言語である英語での指導が原則となる。共同開設科目には両大学から専門分野の異なる研究者も参画していることから、単独の大学では成し得ない教育資源の活用にも繋がる。「Doctoral Thesis Research I～III」は Semester 毎の審査を設けており、その結果が成績評価となる。審査は、その段階での成績を研究グループの全ての教員の協議により決定するもので、学位の取得には「Doctoral Thesis Research I～III」の進行に伴う 3 回の審査と最終的な学位論文審査に合格する必要がある。（詳細は 6. 教育方法、履修指導方法、研究指導體制及び修了要件を参照）。

なお、協定書に記すとおり、共同開設科目に対して両大学が提供する一般的な教育資源（パソコンやプリンター等の利用）に関しては金銭の授受は発生しない。しかし、研究に関わる実験等に多額の費用を要する場合は、その経費を都度協議するものとする。すなわち、研究活動において経費が発生する場合は、教育活動の経費とは分けて、両大学が協議して相応に実費精算する枠組みとする。

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成の考え方

本専攻は、国際協働教育による持続循環型環境都市を牽引する人材育成を目的としている。本専攻の学生は、持続循環型社会の実現に向けた深い知識と豊かな経験を持つ九州大学及び釜山大学校の教員より、学位取得という目標の下で、国際性豊かな環境において都市・建築学に関わる高度な体系的専門教育や研究指導を受けられることが特色の一つである。

このような目標を達成するために、九州大学は研究指導教員 5 名（教授 3 名、准教授 2 名）、研究指導補助教員 2 名（いずれも助教）、並びに釜山大学校との調整にあたる専任教員 1 名（准教授）を配置する。また、大学院人間環境学研究院都市・建築学部門に所属する教員のうち、(2) に示す 18 名の教員が本専攻を兼任する。一方、釜山大学校は Architecture/Architectural Engineering を専門とする工科大学院（College of Engineering）の教員を本専攻の教員として配置する。

このように、都市・建築学に関する高度な専門知識と大学院博士後期課程で豊かな教育研究経

験を有する教員を両大学から配置する組織とする。

この他、学生に対する教育研究活動の調整は、九州大学及び釜山大学校の専任教員と兼任教員が行う。各大学の教員3名以上（総員6名以上）から成る JDP 運営委員会を構成し、必要に応じてオンライン会議を開催し、個々の学生の状況に応じたきめ細やかな指導体制を構築する。

学生の指導は、両大学から主指導教員（各1名）及び副指導教員（各1名）を選定し、合計4名の指導教員から構成されるチーム型の研究指導体制を構築する（詳細は4. 教育課程の編成の考え方及び特色を参照）。学位審査は、JDP 運営委員会にて選出された論文調査委員（九州大学及び釜山大学校の教授または准教授（釜山大学校の Assistant Professor（助教授：日本における准教授と助教の間に相当する職位）を含む）から各大学2名と両大学または他大学から関連分野の教授または准教授（釜山大学校の Assistant Professor を含む）1名の計5名以上）による論文審査と発表会形式の公開試験により、厳格性、透明性を担保する。本専攻の審査体制は、論文指導、学位審査を単一大学で行う場合よりも多くの専門家が関わるため、質の高い学位授与を保証する観点から、研究内容の向上、指導体制の向上、評価の妥当性など多くの利点がある。

（2）教員配置計画

本専攻の九州大学の教員は、上記の専任教員8名の他、大学院人間環境学研究院都市・建築学部門に所属する教員のうち、都市・建築学を専門とする兼任教員17名（教授7名、准教授6名、助教4名）を配置する。一方、釜山大学校は Architecture を専門とする College of Engineering の教員のうち大学院生の研究指導が認められている教員12名（教授8名、副教授（Associate Professor：日本における准教授）1名、助教授3名）を配置する。入学定員、開設授業科目及び教育研究分野（都市・建築学）を考慮すると、本専攻の教育課程を実施するに十分な教員組織となっている。

教員の定年年齢は、九州大学及び釜山大学校ともに65歳である。教員の退職があった場合は速やかに後任補充を行うとともに、退職する教員が学生の指導教員である場合は、適切に指導教員の変更を行い、学生の教育・研究に支障のないよう配慮する。

（3）連携外国大学との調整を行う専任教員

釜山大学校との調整を行う専任教員には、現在、人間環境学府修士課程国際コースを担当している教員を充てる。同教員は、既に修士課程を対象に釜山大学校と実施している DDP において中心的な役割を担っており、国際協働教育に豊富な経験を有することから、博士後期課程 JDP の調整を行う専任教員として適任である。なお、当該専任教員は自らの教育研究活動の他、釜山大学校との調整に専念できるよう学内における委員会委員等の業務を一部免除するとともに、日常的な連絡事務は日本語と英語に長けたテクニカルスタッフ及び事務職員が補助する体制を整える。また、釜山大学校においても、これまで九州大学との DDP を担当してきた教員を JDP 調整役の教員として配置する。

(4) 本専攻の長の選任方法

本専攻に置く専攻長は、九州大学の専任教員の中から互選により定める。選任手続き等の詳細については、国際連携専攻会議で定める。専攻長は、専攻の責任者として本専攻の管理運営並びに教育研究活動の調整を統括する。

6. 教育方法、履修指導方法、研究指導体制及び修了要件

本専攻の教育・研究の指導方法については、4.(1)で述べたカリキュラムポリシーに従い、以下のように(1)教育方法と履修指導、(2)研究指導と役割分担、(3)修了要件、(4)学位論文の審査体制及び公表方法、(5)学位論文の提出資格等を運用・規定する。

(1) 教育方法と履修指導

九州大学大学院人間環境学府と釜山大学校は、修士課程を対象としたDDPにおいて英語を共通言語として教育研究を実践しており、本専攻でもそれを踏襲して英語による教育研究を基本とする。また、教員間のコミュニケーションやCOIL型教育のために、両大学ともに複数のオンライン会議システムを整えており、国際共同研究に関わるグループミーティングや連携大学の学生へのオンライン個別指導など、様々な形態で教育及び研究の指導が可能である。学生はいずれの大学で研究活動していても、他方の大学の指導教員からも容易に研究指導を受けられる環境が整備されている。

本専攻の教育方法は、博士論文研究の着手条件となる中間審査(1年次後期末または2年次前期末に実施)を境に大きく異なるため、標準修了年限である3年間を前半(最低1年)と後半(最低1.5年)に分け、それぞれ博士後期課程・前半と博士後期課程・後半と称して具体的な教育方法と履修指導方法について説明する。この枠組みと開講科目の対応は下図のとおりである(4.教育課程の編成の考え方及び特色と同一の図)。



(1-1) 博士後期課程・前半：入学から博士論文に関する研究着手までの教育・指導

博士後期課程・前半は、国際共同研究の枠組みに即して独自の研究課題を設定し、質の高い研究計画を立案する能力を獲得することを目的に、主大学の第一主指導教員と連携大学の第二主指導教員の監督の下、学生を複数の研究グループに参画させて協働教育する。当該期間には、各国に最低6ヶ月は滞在することを義務付けており、ここでは学生自身の専門分野、すなわち両大学に置く主指導教員の研究手法の他、それとは専門が異なる分野の研究手法を両大学の副指導教員等より学ぶ。この研究手法の修得科目「Research Methodology I・II」は両大学において開講され、各大学で1単位、合計2単位を修得することになる。これに加えて、研究グループで研究企画力を養う科目「Research Planning I・II」を設けている。この科目も各大学で1単位、合計2単位を修得する必要がある、これらが続く博士論文に関する研究開始の条件（博士後期課程・後半に進む条件）となる。

具体的には、入学後直ちに学生と第一主指導教員及び第二主指導教員とのディスカッションにより、個別の研究内容と達成目標を作成する。これは、各学生が研究テーマや目的、さらに詳細な研究内容・方法及びスケジュール等を計画するもので、ここでの協議を基に参画する研究グループが選定される。この研究計画の策定は、後述するように両大学合同のJDP運営委員会の承認を要する。このことは、原則3年間という時間的な制約の中で、両大学を往復しながら効率的で適確な研究指導を受けられること、質保証を伴う教育研究を進められることを意図している。

博士論文に関する研究課題を決定した後は、次項(1-2)で説明する博士後期課程・後半の指導となるが、その段階に入る前に中間審査を受けることを義務付けている。この審査は「持続可能な社会の実現」に向けた都市・建築分野の研究として、十分に独創性と科学的妥当性を有し、さらに実施可能な研究計画を立案していることを客観的に評価するもので、両大学の様々な分野の教員で構成されたJDP運営委員会にて協議される。なお、博士後期課程・後半では最低1.5年が必要となるため、標準的にはこの中間審査は1年次後期末あるいは2年次前期末に行われる。

(1-2) 博士後期課程・後半：博士論文の研究期間の教育・指導

博士後期課程・後半は、国際共同研究を目的とした研究グループによる研究指導が主体となる。この研究指導体制は前述のとおり各大学に配置する主指導教員(各1名)及び副指導教員(各1名)の合計4名から構成されており、上記のとおり標準的には2年次前期末、早い場合でも1年次後期末に中間審査に合格し、その後1.5年間の博士後期課程・後半の研究指導となる。研究指導科目「Doctoral Thesis Research I～III」により合計6単位を修得するが、半期6ヶ月のセメスターを1つの区切りとして、セメスター毎に発表会を開催し、各段階における研究状況を基に当該科目の成績を評価する。科目履修のスケジュールは、九州大学及び釜山大学校の標準的なもので、単位認定を含めて協定書に合意されている。なお、博士学位取得に必須の論文審査については、項目(4)に詳述する。

(2) 研究指導と役割分担

本専攻の教育は、一貫してリサーチワーク型の教育であるが、博士後期課程・前半と後半で指導体制や目的が異なる。この点を踏まえ、本項目でも博士後期課程を中間審査の前後に分けて、博士後期課程・前半と後半のそれぞれについて研究指導と各大学の役割分担を整理する。

(2-1) 博士後期課程・前半：両大学の複数のプロジェクトでの活動と研究手法の修得

博士後期課程・前半は、多角的な視点を得ることを目的に国際共同研究における複数の研究グループ及びプロジェクトに参加する他、主大学の第一主指導教員と第一副指導教員及び連携大学の第一主指導教員と第二副指導教員等より幅広く研究手法を学ぶ。学生を受け入れる研究グループは、両大学の主指導教員が協議して決定する。研究プロジェクトを基にした教育研究 PBL (Project Based Learning) の科目が「Research Planning I・II」であり、ディスカッション、ディベート、グループワークなどの観点から研究グループの教員が協議して成績評価を行う。研究課題・内容に関しては、上記 PBL において第一・第二副指導教員等からも指導を受ける。アクティブラーニングによる研究手法の修得科目が「Research Methodology I・II」であり、これも研究グループの教員から指導を受けて協議により成績評価を行う。これらの科目は、主大学において「I」、連携大学において「II」を履修する。

(2-2) 博士後期課程・後半：博士論文の研究課題に対する指導と各大学の役割

博士後期課程・後半は、博士論文の研究を第一義的な目的に据え、両大学の共同指導体制でリサーチワーク型の指導を行う。両大学の負担と責任は、博士論文の研究課題に応じて協議して決定するものとし、研究に要する経費等も併せて検討する。これに対応する科目「Doctoral Thesis Research I～III」の成績評価は、セメスター毎にグループ内にて実施する発表会の内容に基づいて、研究グループを構成する両大学の教員が協議して行う。

(3) 修了要件

本専攻の修了要件は、本専攻に原則として3年以上在籍し、以下に示す履修方法に従って10単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。なお、学位授与に関しては、別途、以下(4)に記す学位論文審査に合格する必要がある。

【履修方法】

博士後期課程・前半における「Research Planning I・II」と「Research Methodology I・II」(各1単位、合計4単位)、及び博士後期課程・後半における研究グループによりセメスター(半期6ヶ月)毎に評価される「Doctoral Thesis Research I～III」(半期毎に2単位、合計6単位)の総計10単位を修得する。

<九州大学大学院人間環境学府の修了要件>

博士後期課程に原則3年以上在籍し、博士論文研究を含む10単位以上（1単位につき45時間学習）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

<韓国の修了要件>

韓国における博士後期課程の修了要件は、「高等教育法」で以下のとおり規定されている。

- ・博士課程の修業年数は2年以上。
- ・学則に定める大学院の課程を修了した者に対し当該課程の博士の学位を授与する。

<釜山大学校工科大学院 (College of Engineering) の修了要件>

釜山大学校工科大学院では、博士後期課程の修了要件を以下のとおり定めている。

- ①博士課程に原則として2年以上在籍すること。
- ②12科目36単位以上を修得すること。
*1単位当たりの修学時間は15時間。36単位の修学時間は540時間。
- ③2編以上の査読付き論文が学術誌に掲載されること。
- ④Dissertation Defenseに3回以上合格すること。
- ⑤大学院が課す修了試験に合格すること。ただし、ダブルディグリープログラム (DDP) 生は修了試験を免除する。

本専攻の修了要件との対応表は次のとおりであり、韓国及び釜山大学校の修了要件を満たしている。

釜山大学校の修了要件 (A)	本専攻の状況 (B)	AとBの整合性
①原則として2年以上在籍	原則として3年以上在籍	釜山大の修了要件を満たしている
②12科目36単位以上を修得 (修学時間：540時間)	7科目10単位を修得 (1単位当たりの修学時間は45時間/10単位の修学時間は450時間)	釜山大で検討した結果、本専攻の修学時間を満たすことを修了要件とすることに合意
③2編以上の査読付き論文の学術誌への掲載	JDP運営委員会が定めた学術雑誌 (トップ10%ジャーナル及び同等の学術論文誌) に第一著者として2編以上掲載されているか、または掲載予定 (学位論文提出資格)	釜山大の修了要件を満たしている
④Dissertation Defenseに3回以上合格	Doctoral Thesis Research I～IIIに合格	釜山大の修了要件を満たしている

⑤大学院が課す修了試験に合格。ただし、DDP 生は修了試験を免除	修了試験は課さない	釜山大で検討した結果、DDP 生と同様に JDP 生も修了試験が免除することに合意
----------------------------------	-----------	---

(4) 学位論文の審査体制及び公表方法

学位論文と関連する審査は、合計3段階を設定している。

- ①中間審査：1年次後期末または2年次前期末（博士後期課程・前半終了時）に行う博士後期課程の研究計画に関する審査。評価項目は、研究課題の社会的価値の他、標準的な研究期間の間に適切な研究手法により実施可能であることなど、一般的な外部資金の獲得と同等の視点からその実効性を審査する。
- ②事前審査：中間審査後、研究グループによる指導体制に移行し、半年毎の中間発表を経て、論文提出のおおよそ半年前に実施する審査。事前審査では、既に博士論文を構成する多くの要素で研究業績が出来上がっていることを審査するもので、主に(5)に述べる提出資格を有することを審査する。
- ③学位論文審査：提出された博士論文に対する審査。JDP 運営委員会にて選出された論文調査委員（九州大学及び釜山大学校の教授または准教授（釜山大学校の Assistant Professor を含む）から各大学2名と両大学または他大学から関連分野の教授または准教授（釜山大学校の Assistant Professor を含む）1名の計5名以上）が、広範な専門的見地より研究内容の新規性・妥当性など一般的な学位論文審査の項目に加え、本専攻の目的との整合性について評価する。なお、各大学が平等に負担と責任を負うため、論文調査委員には両大学からほぼ同数の教員が選ばれるものとする。

各審査は、全て2段階となっており、最終的な審査結果の判定は JDP 運営委員会が行う。当該委員会への附議は、中間審査は主指導教員と副指導教員による審査結果、事前審査は研究グループによる審査、学位論文審査は主査及び副査による審査結果に基づくもので、全て主指導教員と副指導教員の連名により行われる。研究の具体的な内容は、1段階目の審査で精査され、2段階目の JDP 運営委員会では、主に本専攻の設置目的である「持続循環型社会の実現」を牽引する研究者となり得るかという観点を重視する。

(5) 学位論文の提出資格等

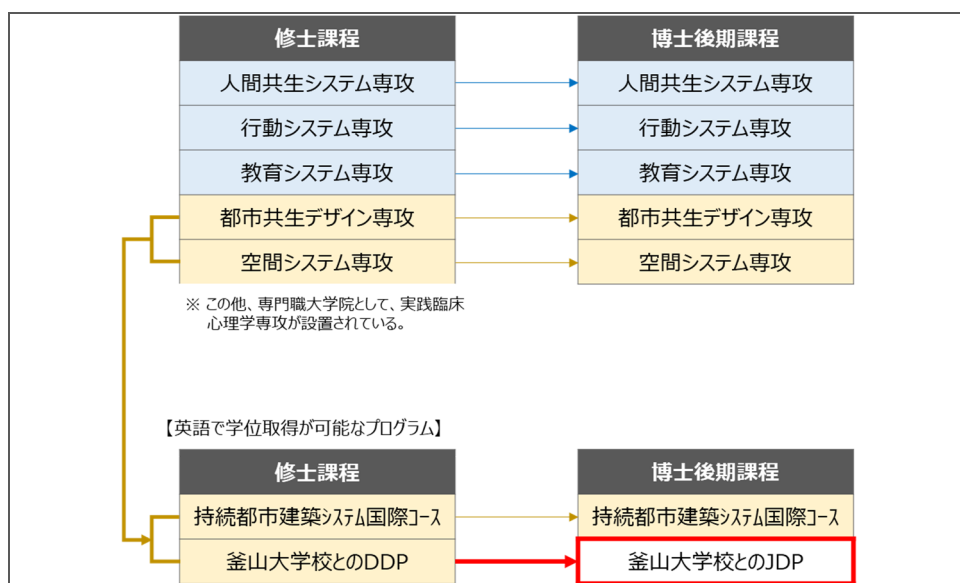
学位論文の提出にあたり、論文の提出の可否を判断する事前審査において、次の要件を満たしていることを審査する。

- 博士後期課程の修了要件を満足していること。
- 当該学生が独自に行った研究の成果であり、それが JDP 運営委員会が定めた学術雑誌（トップ 10%ジャーナル及び同等の学術論文誌）に第一著者として2編以上掲載されているか、または掲載予定であること。

7. 基礎となる修士課程との関係

九州大学大学院人間環境学府には、以下に示すとおり、修士課程 5 専攻及び博士後期課程 5 専攻が置かれている。また、英語で学位取得が可能なプログラムとして、都市共生デザイン専攻及び空間システムデザイン専攻の修士課程・博士後期課程を母体に、持続都市建築システム国際コースが置かれ、2018 年 1 月からは修士課程において釜山大学校との間でダブルディグリープログラム（DDP）を開始している。

本専攻は、釜山大学校との間で実施している修士課程の DDP から接続する形で、新たに設置するものである。



8. 研究の実施についての考え方、体制、取組

「4. 教育課程の編成の考え方及び特色」にも記したとおり、本専攻では、国際共同研究を前提としたリサーチワーク型のカリキュラムを構成している。博士論文の研究の着手条件でもある中間審査を境に前半と後半に区分され、博士後期課程・前半では研究企画・立案、そして博士後期課程・後半では具体的な研究を推進しながら、俯瞰力、実践力、国際力、発信力を兼備した高度専門人材を育成していく。

これを実現するため、博士後期課程における研究課題を確定した後、当該学生に加え、研究課題に即して主大学の指導教員（第一主指導教員）と連携大学の指導教員（第二主指導教員）を中心に、両大学の専攻担当教員より各 1 名以上の副指導教員を選定し、チーム型研究グループによる研究指導体制を構築する。

このような研究指導体制を構築することで、学生が第一主指導教員及び第二主指導教員と同じ分野に軸足を置きながらも、2 名の副指導教員他、研究グループを構成する異なる分野の研究者とディスカッションが可能な環境を形成することで、自身の研究の進捗状況や水準を俯瞰する意識を身につけ、また異なる観点から自らの課題を深く考察する能力を養うことができる。

9. 施設、設備等の整備計画

本専攻の教育研究の実施に必要な施設・設備は、両大学の既存の校地、校舎及び設備等を共同利用する。本専攻の規模は、既設の専攻等の規模と比較して著しく小さいことから、既設の専攻等の教育研究に支障はない。

(1) 九州大学

(1-1) 校地・校舎等の整備計画

本専攻を設置する九州大学大学院人間環境学府は、2018年に伊都キャンパス・イーストゾーンに整備された最新の施設・設備を有している。イーストゾーンには「優れた思索を涵養し、学問的対話を促し、豊かな人間性を培う、真理探究の場」に相応しい環境が形成されるよう、本学府の教育研究に必要な十分なスペースと施設・設備が配備されている。また、大学院人間環境学府には附属施設として、専用の環境実験棟、構造実験棟、IT室、製図室、工房も設置されており、建築環境シミュレーター、大型構造物試験システム、3Dプリンタ、レーザー加工機、CNC加工機などの先進機器が導入されている。また、教員室、研究室、講義室、実験・演習室等は、教員・学生が容易に相互交流できるように計画配置されている。

上記施設の他、当該ゾーンには本学のランドマークであり主要行事が行われる椎木講堂(3,000人収容可能)、国内大学では最大規模の中央図書館(蔵書冊数260万冊以上)、大講義室(500人収容可能)、語学・情報学習プラザ、キャンパスライフをサポートする事務機能、多数の自主学習スペース、ディスカッションや学習・交流のためのスペース、多様な空間利用が許容されるモジュールが整備されている。また、海外大学との連携を円滑に推進するため、オンライン国際協働学習COILに対応可能な遠隔講義システムやテレビ会議システムも備えられている。

(1-2) 図書等の資料及び図書館の整備計画

九州大学は、中央図書館、理系図書館、医学図書館、芸術工学図書館、筑紫図書館、記録資料館、別府病院図書室、教材開発センターを設置しており、それぞれの図書館等が分野に合わせた図書や雑誌を収集・整理・開発している。各図書館は、研究個室、演習室、グループ学習室、講習会スペース、アクティブラーニングスペースなどの快適な学習環境を備えており、学生はそれぞれの施設も自由に利用できる。紙媒体での学術情報の収集・組織化・管理・提供という従来からの図書館機能に加えて、学術情報の創造・発信と世界規模での情報共有という新たな機能の充実にも取り組んでいる。また、昨今の急激な電子化・ネットワーク化に対応して、リアルタイムで進展する科学技術系はもとより人文社会系の教育研究にも不可欠な電子ジャーナル、データベース、電子書籍等を学術インフラとして購読・利用できる環境を整備している。全学の蔵書冊数は約420万冊、受入雑誌種数は約8.3万種、利用できる電子ジャーナルは約19.5万種、電子ブックは約26万冊、所蔵する学術情報リポジトリは約3.2万件、デジタルアーカイブは約11.7万件に上る。これらの図書・雑誌、契約している電子ジャーナルや電子ブック、デジタル化した貴重資料、博士論文、QIR(九大研究者の研究成果)は、九州大学附属図書館のWebシステム「九

大コレクション」を利用して、簡単にキーワード入力（タイトル、著者名、探したいテーマに関する語等）により検索・入手できる。

（２）釜山大学校

（２－１）校地・校舎等の整備計画

釜山大学校建築学科の学部及び大学院課程の専門教育は、2010年10月に新築された建設館（釜山キャンパス）において行われている。建設館の教員室、大学院生室、講義室、実験・演習室などの主要施設は、教員と学生が円滑に相互交流できるように計画配置されている。現代的な施設設備を備えた快適な教育環境が形成されており、今後の教育環境の変化や学生数の増員にも能動的に対応できる施設基盤を整備している。

建設館は、設計教育の専門性を強化するため、講演、展示、イベントなどの複合的な機能はもとより、学生が共同して自律的に空間活用できるように計画されている。その施設には、スタジオ型設計室、VR実習室、デジタル作品制作室、模型制作スタジオ、コンピューター室（いずれも24時間利用可能）、建築環境・設備実験室、常設展示スペース、設計室廊下の展示空間、建設館1・2階間の多目的大型展示ラウンジ及び階段式イベントスペース（チャンウィ広場）などがある。

また、テレビ会議や遠隔講義システム、電子教卓などの設備を備えた先端講義室と階段式大型講義室（235人収容）、プロジェクト評価室、クリティックスペースなどが完備されている。さらに、学生活動の支援空間として、学生会室とサークル室、建設館の外部に多目的屋外デッキ、休憩ラウンジ、自然庭園を整備している。

（２－２）図書等の資料及び図書館の整備計画

釜山大学校の図書館は、1946年の開校とともに設立され、専門化された情報ニーズに応え、知識情報化社会に積極的に対応するため、1999年1月から主題図書館（Subject Library）システムを運用している。中央図書館、セビョクボル図書館、法学図書館、医生命科学図書館、ナノ生命科学図書館において、文学芸術、人文社会科学、科学技術、法学、医生命科学、ナノ生命科学など6つの主題専門サービスを提供しており、全学の蔵書冊数は250万冊以上、受入雑誌種数は約6,700種、電子ジャーナル約6.5万種、電子ブック約64.7万冊、所蔵する学術情報DBは約141万件に上る。その他、古文献資料室、iCOMMONS、北朝鮮資料室、外国学術支援センターなどの資料室、UN・EU・IMF資料、就職支援資料などの資料コーナーも整備している。なお、建築学科には建築専門図書（約7,000冊）を所蔵する建築情報センター（専用図書室）が設置されている。本センターは、中央図書館と連携して図書管理の一元化を行い、全学の主題図書館システムを活用して検索・入手等の学生への図書サービスを実施している。

10. 入学者選抜の概要

(1) アドミッションポリシー

本専攻では、上記1.～3.で述べたとおり、持続循環型社会の実現に向けて、「都市・建築環境問題を解決するための施策・実践に向けて俯瞰力、実践力、国際力、発信力を兼備した高度専門人材」の育成を目標としている。それに向けた入学者の選抜について、次のアドミッションポリシーを設けている。

- 国際社会で通用する人材の基礎能力として、高い語学能力、特に英語による円滑なコミュニケーションが可能であること
- 自身の根幹となる専門領域での深い知識と共に、より横断的な知識の獲得に前向きな姿勢が認められること
- 実践型の研究課題に取り組むことが可能であること

(2) 入学定員、出願資格と入学審査

入学定員は2名とし、九州大学及び釜山大学校から各1名の入学者を選抜する。

上記のアドミッションポリシーに基づき、本専攻への出願資格は、原則、九州大学と釜山大学校で実施している国際共同研究に参加している者のうち、①九州大学または釜山大学校の修士課程を修了見込みの者、または②修士課程を修了した者で、九州大学または釜山大学校に研究生等として在籍している者とする。これは、本JDPが前述の国際共同研究の下で実施されるもので、これに該当しない場合には学生の個別スケジュールの作成などが困難であるためである（詳細は6.教育方法、履修指導方法、研究指導体制及び修了要件を参照）。一方、門戸を狭くする意図はなく、教育研究の質が保証される場合には後述する転専攻等により、JDPに参加することも可能としている。

これらを満足する受験生に対し、入学者選抜では、TOEIC、TOEFL等の語学能力に関するスコアの提出を求める他、JDP運営委員会を主体とした2段階の試験が行われる。1次選考は主大学での学生への試験と、第一主指導教員に対するJDP運営委員会のヒアリングによる。この選考では、主にアドミッションポリシーの1点目と2点目を審査するもので、学生本人の語学力と当該分野での専門知識を口頭試験等で評価する。この選抜で特徴的な点は、アドミッションポリシーの2点目「横断的な知識の獲得に前向きな姿勢」の評価を、JDP運営委員会が学生本人ではなく、学生の第一主指導教員に対する面談によって評価する点にある。これまでの経験や日々の研究活動への姿勢は、時間の限られた口頭試験のみでは確認できないという観点から、このような方法で学生の資質を見極めることとしている。なお、本専攻は、釜山大学校との間で実施しているDDPを修了した学生が進学することを見込んでいるため、DDPの指導教員が本専攻の第一主指導教員となる。なお、本専攻の入学者がDDP修了者ではない場合は、出願資格にある「国際共同研究」の研究代表教員が第一主指導教員となる。

1次選考で選出された学生に対し、続く2次選考では、アドミッションポリシーの3点目にな

る実践的な課題に取り組む点を評価する。入学した場合に参画する予定の複数の研究グループを対象として、候補学生を実際のグループミーティングに参加させる。そこで論理的思考力や専門分野での見識をグループ内の教員が評価する。この結果を基に、最終的には1次選考と同じくJDP運営委員会により可否の判定が行われる。

(3) 入学時期

入学時期は、九州大学を主大学とする学生は4月または10月とし、釜山大学校を主大学とする学生は3月または9月とする。

(4) 入学希望者への情報提供

入学者の選抜方法、取得学位、教育内容・方法、学生納付金及び奨学金などの学生支援等の必要な情報については、九州大学大学院人間環境学府及び釜山大学校のホームページ上に公開することで積極的な情報提供を行う。また、上記(2)に記したとおり、本専攻の出願資格は、原則として九州大学と釜山大学校で実施している国際共同研究に参加している者としていることから、対象者に対する個別の案内や説明会を開催することで周知を図る。

1.1. 管理運営

(1) 学内の管理運営業務

九州大学では、大学院の各学府が適切に管理運営業務を遂行できるよう、各学府に教授会を設置している。本専攻を設置する大学院人間環境学府では、主として以下の事項を審議する教授会を原則毎月1回開催している。

- ① 学位授与に関する事項
- ② 教育課程に関する事項
- ③ 学生の身分に関する事項
- ④ 入学者選抜に関する事項
- ⑤ 授業及び研究指導の担当に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

本専攻の協議体制は、JDPの実務的な管理・運営を担うJDP運営委員会とJDP運営委員会に附議された諸々事項を協議・承認する国際連携専攻会議で構成される。

JDP運営委員会は、九州大学の専任教員及び兼任教員、そして釜山大学校の専任教員から選任された各大学3名以上の総計6名以上の委員が運営に当たる。一方、国際連携専攻会議は両大学の専任教員で構成される。

国際連携専攻会議で協議・承認された事項は、最終的には、九州大学では大学院人間環境学府教授会で審議・報告され、釜山大学校においても同様に工科大学院 (College of Engineering) の教授会で審議・報告されることになる。なお、JDP運営委員会及び国際連携専攻会議の協議事

項や議事要旨などは全て英語で文書を作成し、正確な情報伝達が可能な体制を整備する。

(2) 釜山大学校との調整

本専攻の専任教員1名を釜山大学校との調整にあたる担当教員とする。日常的な連絡調整は、英語対応のできる事務職員がサポートする体制を整えている。釜山大学校でも、九州大学との調整に担当教員と事務職員を配置しており、それぞれの窓口を一元化している。

(3) 事務体制

事務組織は各大学に置くこととし、九州大学では、調整を担当する教員と連携しながら人文社会科学系事務部が対応する。本専攻の運営母体となる JDP 運営委員会の庶務を行うなど両大学の事務組織が互いに連携して大学間の調整を行う。また、本専攻の学生は両大学に学籍を置くことになるため、両大学の事務職員は連携して、履修登録などの教務に関する事務や留学中の住居等の支援など、学生生活面の支援等を行う。各大学の事務が行う主な業務は、以下のとおりである。

- ① カリキュラム（履修登録、時間割作成等を含む）に関する事項
- ② 入学者選抜に関する事項
- ③ 学籍異動に関する事項
- ④ 就学状況の確認、生活状況の確認に関する事項
- ⑤ 学位論文審査及び授与に関する事項
- ⑥ 講義室の管理に関する事項
- ⑦ その他必要な事項

なお、事務作業の効率化を図るため、上記(2)に記したとおり、日常的な連絡調整は、英語対応可能な事務職員が対応する。

12. 自己点検・評価

(1) 全学実施体制

九州大学では、教員自らが教育研究等の状況を点検・評価し、教育研究の質向上を目指すために、教員の教育研究等活動の状況を把握し、評価結果を将来構想の検討や教員の研究支援等のための諸施策に活用している。具体的には、全学組織の大学評価委員会は、教員活動評価の全学的な方針の決定、評価結果の確定、教員への評価結果の通知及び総括の公表等を行う。また、大学評価委員会の下に教員活動評価委員会を置き、教員活動評価の全学的な企画・立案及び実施・調整を行っている。教員評価は、原則として教育研究等活動の基本的な要素である「教育」、「研究」、「国際交流」、「社会連携」、「管理運営」の各分野について行うこととしており、全学における自己点検・評価として取りまとめ、ウェブサイトなどを活用して公表している。

(2) 本専攻に係る教育研究活動の状況に関する評価

本専攻の最初の修了者が出た後、両大学は共同で自己点検・評価または外部評価を実施し、その後も適切な時期に継続的に自己点検・評価または外部評価を実施して報告書を作成し、両大学のホームページに公表する。また、主大学の第一主指導教員は毎年「研究指導報告書」を作成し、学生の学修状況を把握するとともに、入学者の選抜、専攻の管理運営状況などに問題がないかを検討し、両大学間で問題の把握と解決を図る。

1 3. 情報の公表

九州大学では、ホームページ、プレスリリース、定例記者会見、ソーシャルメディアなどにより大学の社会・産学連携情報、教育研究活動、社会貢献活動等の情報を内外に積極的に公開している。また、大学院のホームページ、キャンパス・アジアのホームページを通じても積極的な情報公開・発信を行っている。

一方、釜山大学校においても、ホームページ等を通じて、大学の概要や活動等の情報を内外に積極的に公表している。

(1) 九州大学

① 九州大学ホームページアドレス

<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/>

② 九州大学大学院人間環境学研究院ホームページアドレス

<https://www.hues.kyushu-u.ac.jp/>

③ 学校教育法施行規則に基づく公表（下記アドレスにて一括して閲覧可能）

<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/education>

ホーム > 九州大学について > 公表事項 > 教育情報の公表

- 大学の教育研究上の目的に関すること
 - ・ 学部
 - ・ 学府（大学院）
 - ・ 3ポリシー
- 教育研究上の基本組織に関すること
 - ・ 学部・学府（大学院）の紹介
 - ・ 教育研究組織（学部・学府）
- 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - ・ 教員組織
 - ・ 学則
 - ・ 学府・研究院制度
 - ・ 教員組織（年齢構成）
 - ・ 教員数

- ・ 教職員数
- ・ 専任教員数
- ・ 教員の学位及び業績
- ・ 研究者情報
- ・ 研究者情報（英語）
- ・ (Academic Staff Educational and Research Activities Database)
- 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - ・ 入学者受入方針・入学者数、収容定員在学学生数
 - ・ アドミッションポリシー
 - ・ 入学者選抜情報
 - ・ 定員及び在籍学生数
 - ・ 編入学
 - ・ 卒業（修了）者数・進学者数・就職者数・就職状況
- 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - ・ 学部通則
 - ・ 大学院通則
 - ・ 教育課程の概要
 - ・ シラバス
- 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
 - ・ 各学部・学府規則
 - ・ 修士課程・博士課程における学位論文に係る評価基準
 - ・ 専門職大学院における修了認定基準
 - ・ 各学府の学位審査体制等について
 - ・ Thesis Examination Committee at each graduate school etc.
- 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - ・ アクセス・キャンパスマップ
 - ・ 伊都キャンパス情報
 - ・ 学生関係施設
 - ・ 学生寄宿舍
 - ・ 課外活動
 - ・ 図書館
- 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - ・ 学生納付金
 - ・ 入学料免除・入学料領収猶予・授業料免除

- 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
 - ・ 生活支援
 - ・ 経済支援
 - ・ 健康支援
 - ・ 就職支援
 - ・ 海外留学情報
- ④ 学則等各種規定
<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule>
 ホーム > 九州大学について > 基本情報 > 規則・制度等
- ⑤ 大学概要、各種広報誌
<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publicity/publications>
 ホーム > 九州大学について > 広報 > 刊行物
- ⑥ キャンパス・アジアホームページ
<http://suae-casia.arch.kyushu-u.ac.jp/jp>
- ⑦ 九州大学 次世代研究者挑戦的研究プログラム：未来創造コース
<https://k-spring.kyushu-u.ac.jp/>

(2) 釜山大学校

- ① 釜山大学校ホームページアドレス
<https://www.pusan.ac.kr/eng/Main.do>(英語)
- ② 釜山大学校建築学科ホームページアドレス
<https://archi.pusan.ac.kr/archieng/index...do>(英語)
- ③ 大学情報
 - 歴史
<https://www.pusan.ac.kr/eng/CMS/Contents/Contents.do?mCode=MN073>
 PNU > About PNU > Overview > History
 - 建学歴史
<https://www.pusan.ac.kr/eng/CMS/Contents/Contents.do?mCode=MN099>
 PNU > About PNU > Overview > Founding Story
 - シンボルとアイデンティティー
<https://www.pusan.ac.kr/eng/CMS/Contents/Contents.do?mCode=MN074>
 PNU > About PNU > Overview > Symbol & Identity
 - 精神とビジョン
<https://www.pusan.ac.kr/eng/CMS/Contents/Contents.do?mCode=MN072>
 PNU > About PNU > Overview > Spirit & Vision

- 組織図
<https://www.pusan.ac.kr/eng/CMS/Contents/Contents.do?mCode=MN011>
 PNU > About PNU > Organization
- 学位取得者数
<https://www.pusan.ac.kr/eng/CMS/Contents/Contents.do?mCode=MN073>
 PNU > About PNU > Overview > History (2020年までの学士・修士・博士の学位取得者数)
- 大学院の入学者に対する受入方針等
<https://www.pusan.ac.kr/eng/CMS/Contents/Contents.do?mCode=MN014>
 ⇒ <https://go.pusan.ac.kr/graduate/grad/mojib.asp?p=84>
 PNU > Admissions > Graduate & Professional School > Admission Guide (View)
- 費用に関する情報
 - ・ 釜山大学奨学金
<https://www.pusan.ac.kr/eng/CMS/Contents/Contents.do?mCode=MN016>
 PNU > Admissions > Scholarships > PNU Scholarship Programs
 - ・ 外部奨学金
<https://www.pusan.ac.kr/eng/CMS/Contents/Contents.do?mCode=MN017>
 PNU > Admissions > Scholarships > External Scholarship Programs
 - ・ 国家奨学金
<https://www.pusan.ac.kr/eng/CMS/Contents/Contents.do?mCode=MN018>
 PNU > Admissions > Scholarships > National Scholarship Programs
- 学生支援に関する情報
 - ・ 福祉施設
<https://www.pusan.ac.kr/eng/CMS/Contents/Contents.do?mCode=MN062>
 PNU > Life At PNU > Life & Welfare > Welfare Facilities
 - ・ 学生クラブ
<https://www.pusan.ac.kr/eng/CMS/Contents/Contents.do?mCode=MN063>
 PNU > Life At PNU > Life & Welfare > Student Clubs
 - ・ 図書館
<https://www.pusan.ac.kr/eng/CMS/Contents/Contents.do?mCode=MN058>
 PNU > Life At PNU > Life & Welfare > Library
 - ・ 情報化本部
<https://www.pusan.ac.kr/eng/CMS/Contents/Contents.do?mCode=MN059>
 PNU > Life At PNU > Life & Welfare > Office of Information Technology & Services

- ・ 学生寮

<https://www.pusan.ac.kr/eng/CMS/Contents/Contents.do?mCode=MN060>

PNU > Life At PNU > Life & Welfare > PNU Dormitory

- ・ 就業戦略課

<https://www.pusan.ac.kr/eng/CMS/Contents/Contents.do?mCode=MN061>

PNU > Life At PNU > Life & Welfare > Career & Work

- 施設・設備、教育環境などに関する情報

<https://www.pusan.ac.kr/eng/CMS/Contents/Contents.do?mCode=MN083>

PNU > About PNU > PNU – MEDIA > PNU Brochure

<https://www.pusan.ac.kr/eng/CMS/Contents/Contents.do?mCode=MN085>

PNU > About PNU > PNU – MEDIA > Study Abroad at PNU

<https://www.pusan.ac.kr/eng/CMS/Contents/Contents.do?mCode=MN068>

About PNU > Visit PNU > Campus map

④ 建築学科に関する情報

- 紹介

<https://archi.pusan.ac.kr/archieng/19665/subview.do>

Department of Architecture > Faculty > Introduction

- 歴史

<https://archi.pusan.ac.kr/archieng/19659/subview.do>

Department of Architecture > Introduction > History

- 教育目標

<https://archi.pusan.ac.kr/archieng/19660/subview.do>

Department of Architecture > Introduction > Aims

- 学科内規

<https://archi.pusan.ac.kr/archieng/19661/subview.do>

Department of Architecture > Introduction > Bylaw

- 入学者に対する受入方針等

<https://archi.pusan.ac.kr/archieng/19677/subview.do>

Department of Architecture > Admissions > Admissions

- 学位制度に関する情報等

- ・ 学位制度

<https://archi.pusan.ac.kr/archieng/19673/subview.do>

Department of Architecture > Programs > Degree System

- ・ 建築学

<https://archi.pusan.ac.kr/archieng/19674/subview.do>

Department of Architecture > Programs > Architecture

- ・カリキュラム

<https://archi.pusan.ac.kr/archieng/19675/subview.do>

Department of Architecture > Programs > Curriculum

- 施設・設備、教育環境などに関する情報

- ・学科事務室

<https://archi.pusan.ac.kr/archieng/19680/subview.do>

Department of Architecture > Facilities > Office

- ・図書室

<https://archi.pusan.ac.kr/archieng/19681/subview.do>

Department of Architecture > Facilities > Library

- ・コンピューター室

<https://archi.pusan.ac.kr/archieng/19682/subview.do>

Department of Architecture > Facilities > Computer room

- ・講義室

<https://archi.pusan.ac.kr/archieng/19683/subview.do>

Department of Architecture > Facilities > Classroom

- ・環境・設備実験室

<https://archi.pusan.ac.kr/archieng/19684/subview.do>

Department of Architecture > Facilities > Lab

1 4. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 学内の取組

九州大学では、学修者本位の教育を推進する全学指針として、平成 30 年度に「九州大学教学マネジメント枠組み」を策定し、各学部・学府における教育の高度化を支援する環境整備を行うとともに、教育改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（以下、FD）を組織的に実施している。

これに基づき人間環境学研究院・学府では、FD 委員会を設け、大学院教育の内容・方法を改善し向上するための組織的な取組を推進している。全学の学習支援システムや教育方法・教材開発等のセミナーへの協力・参加とともに、部局の教育課題に対応したセミナーやワークショップの企画・開催を行っている。

(2) 本専攻の取組

本専攻における教育内容の改善のための組織的な取組は、九州大学、釜山大学校の教育評価・FD 活動等の取組と密接な関係を保ちながら推進する。

本専攻の教育方針に基づき、優れた人材を育成するために教員の資質を向上させるとともに、カリキュラムの改善を進める。具体的には、学生による授業評価を定期的に行い、評価結果を活

用し、教育内容の質的向上や双方向的な研究指導の活性化を図る。また、この成果を各教員にフィードバックするセミナーを開催する。

15. 連携外国大学について

釜山大学校は、1946年、地域住民の献金で設立された韓国初の国立総合大学であり、韓国の近・現代史で産業化と民主化を導いてきた代表的な国家拠点国立大学である。

(1) 韓国と釜山大学校の国際共同学位制度（国際連携教育課程）

韓国における大学及び大学院の国際連携教育課程は、政府（教育部）所管の「高等教育法施行令（Enforcement Decree Of The Higher Education Act）」第13条（国内大学及び外国大学との教育課程共同運営）により、制度的に認められている。

「高等教育法施行令（Enforcement Decree Of The Higher Education Act）」

第13条（国内大学及び外国大学との教育課程共同運営）

① 大学、産業大学、教育大学、専門大学、技術大学と放送大学・通信大学・放送通信大学及びサイバー大学（以下、「遠隔大学」という）、法第59条第4項により教育部長官の指定を受けた各種学校は、法第21条第1項端緒書により教育課程を運営する場合、他の国内大学や外国大学（該当外国または外国が公認する評価認定機構の評価認定を受けた外国大学に限る）と共同で次の各号の課程を運営することができる。

② 第1項による教育課程の共同運営に伴う各学校別の学位の授与は、法第35条・第50条（法第59条第4項で準用する場合を含む）、第50条の2、第50条の3、第50条の4、第54条及び第58条に従う。ただし、必要な場合、国内大学と教育課程を共同運営する他の国内大学または外国大学の共同名義で学位を授与することができる。

釜山大学校は、教育部の高等教育法施行令に基づき整備した「釜山大学校と国内外大学間の共同・複数学位課程運営規定」に基づき、国際連携教育課程の施行を制度的に裏付けている。

(2) 韓国の質保証制度に基づく釜山大学校の評価

釜山大学校は、韓国的高等教育機関評価認証認定機関である韓国大学教育協議会併設韓国大学評価院（Korean Council for University Education、Korean University Accreditation Institute）から「認証大学」と評価されており、最近2019年に更新（期間5年）した。

16. 協議及び協定について

(1) 協議体制

(1-1) JDP 運営委員会

本専攻の管理・運営の実務や教育研究に関わる日常の学術活動等の事項は、九州大学の専任教員及び兼任教員、そして釜山大学校の専任教員から各大学3名以上の委員を選出し、総員6名以上で構成されるJDP運営委員会において協議される。本委員会は、テレビ会議システムを活用して随時開催する。本委員会で協議された案件は、それぞれの大学が定める手続きに従って国際連携専攻会議や学府教授会等で審議し、学内で必要な承認を得る。

(1-2) 国際連携専攻会議

本専攻の管理・運営に関わる事項は、九州大学と釜山大学校の専任教員の過半数が出席する国際連携専攻会議を定期的で開催して審議する。本会議の主な審議事項は、以下のとおりである。

- ① 入学者選抜に関する事項
- ② 学生の身分（在籍の管理）及び安全に関する事項
- ③ 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- ④ カリキュラムの編成及び実施に関する事項
- ⑤ 教育組織の編成に関する事項
- ⑥ 成績評価の方針に関する事項
- ⑦ 研究指導教員の選定に関する事項
- ⑧ 学位調査委員会の設置に関する事項
- ⑨ 学位授与及び課程修了に関する事項
- ⑩ 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- ⑪ その他両大学が必要と認めた事項

なお、国際連携専攻会議の議決事項は、九州大学人間環境学府の教授会に報告し、協議される。

(2) 連絡体制

緊急時・災害時に備えて、九州大学危機管理マニュアル及び九州大学災害対策マニュアルに従って連絡体制を整え、両大学に配置する連絡担当教員、所属担当事務職員及び危機管理総合担当を介して連絡を行う。九州大学から学生が渡航する際には、渡航中の事件・事故や病気・ケガに対する危機管理のため、本学で定めている海外渡航危機管理ハンドブックに則り、治安等の渡航に関する情報や日本大使館・総領事館の情報の収集、安全な渡航計画の立案、「在留届」の提出、外務省海外旅行登録（「たびレジ」の登録）、学研災付帯海外留学保険及び海外旅行保険の加入を義務付ける。また、釜山大学校からの留学生に対しても同様の危機管理対応を義務付ける。

(3) 協定書の締結者

九州大学と釜山大学校は、既に2017年に両部局長名（九州大学大学院人間環境学府長、釜山

大学校工科大学院長)で学術交流協定と学生交流協定を締結している。本専攻に係る協定については、意思決定の最高責任者である両大学の総長が署名する予定である。

(4) 協定書の内容

別添1：協定書のとおりである。

17. 学生への経済的支援に関する取組

学生は両大学に入学して二重に学籍を持つことになるため、それぞれの大学が定める授業料等を納付する必要があるが、九州大学で入学手続きを行う学生(九州大学を主大学とする学生)に対しては、釜山大学校の入学検定料、入学料及び授業料は徴収しないこととする。同様に、釜山大学校で入学手続きを行う学生(釜山大学校を主大学とする学生)に対しては、九州大学の入学検定料、入学料及び授業料は徴収しないこととする。

学生への経済的支援としては、両大学とも内外に奨学金制度があるため、それらを積極的に活用できるよう学生への紹介等を行う。特に九州大学においては、博士後期課程向けの「九州大学次世代研究者挑戦的研究プログラム：未来創造コース(生活費20万円/月、研究費最大50万円/年の支援)」を開始したばかりであり、採用されれば十分な支援が受けられる。

この他、派遣側大学が派遣学生の旅費を、受入側大学が受入学生の滞在費の支援を可能な範囲で行う。さらに、両大学は、在留資格やビザ申請の支援、宿舍の予約や外国語対応可能な民間住居の紹介・斡旋、その他種々の生活情報の提供を行い、学生の経済的負担の軽減に努める。

18. 外国の大学と連携した教育研究を継続することが困難となる場合の計画の策定

不測の事態により本専攻の運営及び学位授与が困難となった場合、または学生がやむを得ない事情により本専攻の履修を断念した場合は、国際連携専攻会議で協議を行い、在籍中の学生に不利益が生じないよう主大学が置く既設専攻への転専攻を認める。なお、九州大学を主大学とする学生にあつては、転専攻先は人間環境学府都市共生デザイン専攻または空間システム専攻とする。

学生の確保の見通し等を記載した書類（目次）

1. 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況	
ア. 専攻を設置する大学等の現状把握・分析	・・・P. 2
イ. 地域・社会的動向等の現状把握・分析	・・・P. 2
ウ. 新設専攻の趣旨目的、教育内容、定員設定等	・・・P. 3
エ. 学生確保の見通し	・・・P. 7
オ. 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	・・・P.10
2. 人材需要の動向等社会の要請	
①人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的	・・・P.10
②社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえた客観的な根拠	・・・P.11
資料 1.大学院人間環境学府九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻(博士後期課程)のニーズ調査結果	・・・P.13

学生の確保の見通し等を記載した書類

1. 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

ア. 専攻を設置する大学等の現状把握・分析

九州大学が創設（1911年）された九州・福岡の地は、約2000年に亘りアジア・世界に開かれた地として大陸との文化や人の交流拠点として栄え、明治維新における体制改革や石炭・鉄によるアジア初の産業革命で日本社会の仕組みを大きく変える原動力となってきた。このイノベーションを起こし続けてきた歴史や気質、風土や文化が本学のDNAであり、発展の屋台骨である。また、平成の一時代をかけたキャンパス統合移転事業で2018年秋に完成した「伊都キャンパス」では、人文社会科学系から理学、工学、農学の研究拠点が集う総合知を生み出す環境が整い、国内最大規模の実証実験キャンパスとして社会実装を見据えた取組が展開されている。

これらを背景に、九州大学は指定国立大学法人として、自然科学系と人文社会科学系の知の融合による「総合知」によって、社会的課題の解決とそれによる社会・経済システムの変革に貢献する「総合知で社会変革を牽引する大学」となることを目指しており、最高水準の研究教育を展開する大学への改革を断行しているところである。この改革により、秀逸な人材と社会の関心を惹きつける求心力を生み出し、福岡・九州から、日本、アジアそして世界へと緊密に繋がりながら、総合知によって直面する社会的課題を解決して持続可能な社会の発展と人々の多様な幸せ（=well-being）を実現できる社会を作り出すことに貢献し、世界の有力大学と伍する大学へと生まれ変わることを目指している。

こうした目標を実現するにあたっての教育、研究面の課題として、新専攻の立ち上げに関連するものをここに挙げる。

教育面では、総合知によりグローバルに活躍できる価値創造人材、課題解決型人材を育成するための教育プログラムの実施が一部の部局に留まっていること、大学院生を中心とした研究留学や研究滞在数の増加が鈍化しており、国際頭脳循環拠点となるための国際協働の拡大・強化が課題である。

研究面では、本学全体が知のプラットフォームとして機能し、世界的な研究教育拠点となるために不可欠な国際頭脳循環を実現するため、国際競争力を有する研究分野の国際協働強化を進めることが課題である。

イ. 地域・社会的動向等の現状把握・分析

九州大学では、総長のガバナンスとマネジメントの下、自然科学から人文社会科学に至る広範な学問分野を結集して、倫理・法制的な面も考慮した社会的課題の解決に貢献し、社会・経済システムの変革を促すための基盤の構築を目指している。その基盤として、「未来社会デザイン統括本部」と「データ駆動イノベーション推進本部」を総長直轄組織として設置し、

両本部が連携して取組を展開している。「未来社会デザイン統括本部」は、多様なステークホルダーが参画し、本学の強み・特色を生かして取り組むべき社会的課題の提案から、「総合知」の創出・活用による社会的課題の解決、未来社会デザインの研究体制等（文理融合の研究ユニット）の整備など、全体マネジメントを行う。また、多層的な地域との協働と地域・経済の成長を後押しする「九大版地域連携プラットフォーム」における橋渡しの役割も担う。「データ駆動イノベーション推進本部」は、サイバー空間とフィジカル空間の融合による新たな価値創造を基に「あるべき社会の姿」を研究し、DX 推進人材の育成や、データ駆動型の教育・研究・医療の展開、社会的課題の解決や、社会・経済システムの変革を支える信頼性のあるデータの利活用など、本学の DX 戦略策定から取組の実行までの全体マネジメントを担っている。

こうした体制で取り組む中核的テーマの一つに、「脱炭素への貢献」がある。国が掲げる 2050 年までの社会の脱炭素化を実現するには、従来の研究や技術の単なる延長や最適化だけではなく、社会全体の脱炭素化を可能にする革新技术の創出と、あるべき未来社会の姿や社会デザインの提示が必要である。本学が、脱炭素化の取組が進む福岡・九州地域と連携したグリーンイノベーションハブとなり、革新技术の創出をはじめ、地域成長戦略や脱炭素社会モデル構築などの政策の提言や、イノベーションを牽引する高度人材の育成に貢献することを目指している。この他、「医療・健康」「環境・食料」をテーマに総合知による社会変革をもたらすべく取り組んでいる。

こうした取組における連携先の一つが福岡市である。福岡市はアジアのリーダー都市として、天神ビッグバンや Fukuoka Smart East などの取組を進めており、都市における脱炭素と DX は重要なテーマである。福岡市との連携も強化しながら、研究知を社会実装する実践の場として、課題解決に取り組み、世界へと広げていくことを目指している。

ウ. 新設専攻の趣旨目的、教育内容、定員設定等

都市・建築分野では、地球環境に配慮した循環型社会や環境負荷の少ない脱炭素社会の構築など、国際的な環境問題を解決するために、グローバルな視点に立脚した高度専門教育の推進が喫緊の課題である。一方で、社会基盤や生活様式に基づく地域社会固有の問題もあるため、国際基準に準拠したローカルな実践的教育が要求される。特に、多様な歴史・文化・伝統が複雑に混在し、都市・建築に係る深刻な環境問題を抱えるアジアにおいて持続的な発展を図るには、都市・建築の全体を周辺領域まで俯瞰して、生活環境の実態や社会的・文化的背景の理解に基づいて個々の技術や政策を総合化し、環境施策を実践する人材育成が必要である。

このような背景を踏まえ、この度、九州大学大学院人間環境学府九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻（博士後期課程）（以下、「本専攻」という。）を設置する。本専攻の目的である国際協働教育による持続循環型環境都市を牽引する人材育成の取組は、上記に加え、SDGs（持続可能な開発目標）の取組とも合致しており、今日の社会にはこうした間

題に適切に対応し、自律的かつ持続可能な発展を先導する人材が求められている。

釜山大学校との間で設置する本専攻は、生活の質を向上し、かつ持続的な都市・建築を創り上げるため、自身が専門とする都市・建築分野はもとより、周辺領域まで幅広く俯瞰し、生活の実態や社会・文化などの背景を認識しながら環境保全に関する広範な技術や方策を理解して、それらを適切に総合化できる「都市・建築環境問題を解決するための施策・実践に向けて俯瞰力、実践力、国際力、発信力を兼備した高度専門人材」の育成を目的としている。九州大学が位置する福岡と釜山大学校が位置する釜山は古くから世界への玄関口となる港湾都市として栄え、両大学は日本と韓国を代表する地域拠点大学として長い歴史を有する。釜山大学校は、九州大学が先導する「アジア都市問題を解くハビタット工学教育」の2010年以来のパートナー校であり、両大学ともにアジアはもとより、ヨーロッパやアメリカなどの大学と広範な国際交流基盤を構築している。さらに、九州大学人間環境学研究院は、都市・建築学分野“Architecture / Built Environment”において、特にDX技術開発とそれを活用した環境デザインに関して世界をリードしている。一方、釜山大学校はアジアやヨーロッパの大学と共同した都市再開発計画に関して豊富な経験と実績があり、実務に優れている。両大学が共同することで相互補完的かつ単一大学では成し得ない「理論的学知」と「実践的学知」が往還する質の高い研究教育を推進し、両大学の研究力ならびに教育力の国際的評価の獲得と、大学の国際的発信力及び競争力の向上が図られる。また、学生を長期間に亘り海外の学術環境、生活環境の中で教育し、合同で博士学位を審査することで、学位の国際的質保証を担保するとともに、異文化適応能力を備えた国際的人材を養成できる。これにより、都市・建築学分野における国際人としてのキャリアパスを後押しする。

本専攻の取組は「ア. 専攻を設置する大学等の現状把握・分析」に示した総合知によりグローバルに活躍できる価値創造人材、課題解決型人材を育成すること、国際頭脳循環拠点となるための国際協働の拡大・強化など、九州大学が抱える課題の解決に寄与するものである。

また、本専攻は、「イ. 地域・社会的動向等の現状把握・分析」で示した「脱炭素への貢献」や研究知の社会実装を都市や建築を題材に進めるものであり、本専攻の設置は社会ニーズが非常に高いものといえる。脱炭素社会の実現も含めSDGsの取組は喫緊の課題であり、我が国のみでは解決できない国際社会と協働して進めるべき課題である。大学の研究知を国際的に社会実装していく本専攻の人材育成は、早急に始めるべき取組である。

本専攻の入学定員は、「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」に則り、研究知の社会実装に取り組み、自律的かつ持続可能な発展を先導する人材を育成するための手厚い指導体制を構築することを考慮して、教員・研究体制の規模から2名とした。本専攻は、本学の既設専攻である人間環境学府都市共生デザイン専攻及び空間システム専攻を母体専攻とするものであり、過去の母体専攻への入学者の就職状況からも2名が適当であると判断している。その根拠として2010年以降の修了生一覧（単位取得退学者を含む）を表1に示す。また、表1を基にまとめた修了生（単位取得退学者を含む）の就職先の内訳を図

1に示す。本専攻は、アジアの都市における諸問題を解決できるグローバル人材の輩出を目指すものである。修了生の就職先のうちアジアの企業や大学に就職した割合は、23%である。該当者が取り組んでいた研究課題を見ると、本専攻が取り組むテーマと関連が深い都市問題やエネルギー問題の解決を目指すものばかりである。これまでは本専攻のようなアジアの国際課題を主にした専攻がなかったため、これらの学生は母体専攻である都市共生デザイン専攻及び空間システム専攻に入学していた状況である。しかし、本専攻を立ち上げれば、アジアでの都市問題やエネルギー問題などに取り組みたいこれらの学生のニーズに対して本専攻が受け皿となることができる。したがって、これらの学生と同様の思考や社会からのニーズを持つ学生が、本専攻に入学する対象者であると想定できる。母体専攻である2専攻の入学定員は12名であり、その23%が2.76名であることから、定員を充足するという点で考え、定員は2名が適当である。

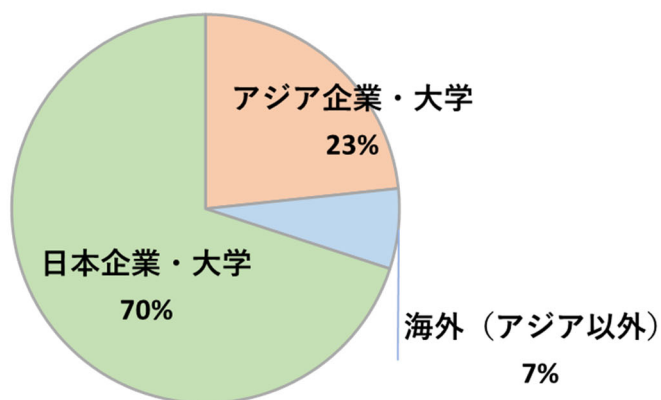


図1 修了者の就職先の割合

なお、定員数が少数であることから、短スパンで見れば本学と連携する釜山大学校のそれぞれから参加する学生数に偏りが生じることも考えられるが、本専攻の目的は持続循環型環境都市を牽引する人材の長期的・継続的な育成であることから、一時的に偏りが生じても教育上の支障は無い。

入学料・授業料については、入学手続きを行う大学において徴収し、連携大学の入学料・授業料は納付を免除する。なお、本学の学生納付金は817,800円（入学料：282,000円、授業料年額：535,800円）であり、「国立大学等の授業料その他費用に関する省令」第二条に定める標準額と同額に設定している。

表1 2010年以降の修了生一覧（単位取得退学者を含む）

番号	専攻	コース	入学日	異動種別	学位	学位授与日	博士論文タイトル	就職先等	就職先分類
1	空間システム専攻	空間システムコース	2010/4/1	卒業	博士(人間環境学)	2013/9/24	北部九州戦国期城館の平面構造に関する研究	九州歴史資料館	日本企業・大学
2	空間システム専攻	持続都市建築システム国際コース	2010/10/1	卒業	博士(工学)	2013/9/24	STRUCTURAL IN-PLANE BEHAVIOR OF MASONRY WALLS EXTERNALLY RETROFITTED WITH FIBER REINFORCED MATERIALS	Islamic Azad University (イラン)	海外(アジア以外)
3	空間システム専攻	持続都市建築システム国際コース	2010/10/1	卒業	博士(工学)	2013/9/24	EVALUATION OF SEISMIC-RESISTANT CAPACITY OF EXISTING HIGH-RISE BUILDINGS UNDER EXTREMELY STRONG EARTHQUAKE EXCITATIONS TAKING VARIOUS DETERIORATION EFFECTS	京大工学防災研究所	日本企業・大学
4	都市共生デザイン専攻	持続都市建築システム国際コース	2010/10/1	単位取得退学	博士(工学)	2013/11/30	送電用鉄塔の電線張力荷重に及ぼす吹上風の影響に関する研究	株式会社アイヴィス東方システムズ	日本企業・大学
5	空間システム専攻	持続都市建築システム国際コース	2011/4/1	卒業	博士(工学)	2015/2/28	AIR-CONDITIONING SYSTEM WITH SIMULTANEOUS CONTROL OF SENSIBLE AND LATENT HEAT FOR BUILDING ENERGY CONSERVATION IN MALAYSIA	UNIVERSITI MALAYSIA PAHANG (マレーシア)	アジア企業・大学
6	空間システム専攻	持続都市建築システム国際コース	2012/10/1	卒業	博士(工学)	2015/9/25	A STUDY ON IMPACT RESISTANT CAPACITY OF CONCRETE FILLED STEEL TUBULAR MEMBERS AGAINST TSUNAMI FLOTSAM COLLISION	Universitas Nsgeri Semarang (インドネシア)	アジア企業・大学
7	空間システム専攻	空間システムコース	2013/4/1	卒業	博士(工学)	2015/9/25	鋼材とコンクリートのずれ止めの開発とその応用に関する研究	福岡大学	日本企業・大学
8	都市共生デザイン専攻	都市共生デザインコース	2012/4/1	卒業	博士(工学)	2016/3/25	道路ネットワーク解析に基づく日本都市の歴史地区の街路空間構成に関する研究	北京工業大学(中国)	アジア企業・大学
9	空間システム専攻	持続都市建築システム国際コース	2012/4/1	卒業	博士(工学)	2016/3/25	空調システムにおける配管・ポンプの省エネルギー設計法の開発	九州大学	日本企業・大学
10	都市共生デザイン専攻	都市共生デザインコース	2014/4/1	卒業	博士(工学)	2016/3/25	風速急変場での切妻屋根建物に作用する非定常風力の発達過程に関する研究	株式会社風工学研究所	日本企業・大学
11	都市共生デザイン専攻	持続都市建築システム国際コース	2013/10/1	卒業	博士(工学)	2016/9/26	Driving Forces and Future Directions of Informal Urban Expansion in Greater Cairo Metropolitan Region.	CairoUniversity(エジプト)進学	海外(アジア以外)
12	都市共生デザイン専攻	都市共生デザインコース	2012/10/1	卒業	博士(工学)	2017/9/25	19世紀末遠山県岳島の空間構成と住民属性に関する復元的考察	九州大学	日本企業・大学
13	都市共生デザイン専攻	都市共生デザインコース	2013/4/1	卒業	博士(工学)	2017/9/25	住宅生活協同組合の住宅団地供給と住民による共同性の生成	九州大学	日本企業・大学
14	空間システム専攻	空間システムコース	2013/10/1	単位取得退学	博士(工学)	2018/6/30	国内の酷暑環境下で施工される構造物コンクリートの品質管理に関する研究	九州大学	日本企業・大学
15	空間システム専攻	空間システムコース	2015/4/1	単位取得退学	博士(工学)	2020/9/25	設計基準強度300N/mm ² 級 超高強度・高性能コンクリートの研究	株式会社竹中工務店	日本企業・大学
16	空間システム専攻	空間システムコース	2014/4/1	卒業	博士(人間環境学)	2018/9/25	中国都市部における高齢住宅団地の住環境改善手法に関する研究	九州大学	日本企業・大学
17	都市共生デザイン専攻	持続都市建築システム国際コース	2015/10/1	卒業	博士(工学)	2019/3/20	Research on Determinants of Transit Ridership - Taking Fukuoka, Japan as a Study Case -	江南工業大学(中国)	アジア企業・大学
18	空間システム専攻	空間システムコース	2016/4/1	卒業	博士(工学)	2019/3/20	建築熱環境シミュレーションとCFDの連成解析に関する研究	久留米工業大学	日本企業・大学
19	都市共生デザイン専攻	都市共生デザインコース	2015/4/1	単位取得退学	博士(工学)	2021/8/31	近代水車による水動カシステムを用いた工場計画における設計要件に関する研究	有限会社シンプレックス 一級建築士事務所	日本企業・大学
20	空間システム専攻	空間システムコース	2015/4/1	単位取得退学	博士(工学)	2019/12/31	Development of an Autonomous Facade System with Individually-Controllable Photovoltaic Louvers	九州大学	日本企業・大学
21	空間システム専攻	空間システムコース	2016/4/1	単位取得退学	博士(工学)	2022/8/31	スギ心持ち製材を積層した接合重ね材の曲げ強度の評価方法に関する研究	株式会社織本構造設計	日本企業・大学
22	都市共生デザイン専攻	都市共生デザインコース	2017/4/1	卒業	博士(工学)	2020/3/23	A Study on Spatial Distribution and Supply-Demand Relationship of Medical Facilities	愛知大学	日本企業・大学
23	空間システム専攻	空間システムコース	2017/4/1	卒業	博士(工学)	2020/3/23	Housing Intelligent Passive System Utilizing Renewable Energy for Hygrothermal Control	九州大学	日本企業・大学
24	都市共生デザイン専攻	都市共生デザインコース	2016/4/1	単位取得退学	博士(工学)	2023/2/28	農村部における災害復興の営みと空間的資源に関する研究－熊本地震により被災した西原村を事例として－	九州大学	日本企業・大学
25	空間システム専攻	空間システムコース	2017/4/1	卒業	博士(人間環境学)	2021/3/24	被災地における木造仮設住宅の転用に関する研究－平成28年熊本地震を事例として－	近畿大学	日本企業・大学
26	空間システム専攻	空間システムコース	2016/4/1	単位取得退学	博士(工学)	2021/5/31	帯水層蓄熱システムの効率的な運転方法に関する研究	九州大学	日本企業・大学
27	空間システム専攻	空間システムコース	2018/4/1	単位取得退学	博士(工学)	2022/3/23	ヘレニズム及び古代ローマの建築物・建築材料・測量道具における営みの可視化とその応用－オステイア・ポンペイ・ヘルクラナムを中心としたレーザー変調及び分析－	九州大学	日本企業・大学
28	都市共生デザイン専攻	都市共生デザインコース	2019/4/1	卒業	博士(工学)	2022/3/23	A Study of Land Development Patterns of Shinkansen Station Areas Based on Image Matching Algorithms	西南交通大学(中国)	アジア企業・大学
29	都市共生デザイン専攻	持続都市建築システム国際コース	2019/10/1	卒業	博士(工学)	2022/9/22	The Complexity in the Public Space with Street Vendors as Urban Actors in the Nonthaburi Pier, Bangkok Metropolitan Region	Chiang Mai University(タイ)	アジア企業・大学
30	都市共生デザイン専攻	持続都市建築システム国際コース	2019/10/1	卒業	博士(工学)	2022/9/22	A Study on Spatial Distribution and Efficiency Evaluation of Primary Medical Facilities	研究者(ポストドク)(中国)	アジア企業・大学

※本資料は、就職先等が明確な者のみ計上

エ. 学生確保の見通し

A. 学生確保の見通しの調査結果

令和4年2月～3月にかけて、本専攻への主な進学対象となる九州大学工学部建築学科に所属する学部4年生（以下、学部生と称す）、及び大学院人間環境学府に所属し博士後期課程への進学を検討している修士課程1・2年生（以下、大学院生と称す）を対象として、資料1のとおり「Q1.本専攻に対する興味・関心（大学院生に対しては進学の希望）」、「Q2.教育研究に関して期待すること」、「Q3.人材育成に関して期待すること」、「Q4.希望する将来の仕事」についてアンケート調査した。後述のとおり、アンケート結果から海外大学と協働する本専攻に興味・関心を持ち、国際的な教育研究に期待する学生が一定数いることが窺え、本専攻への入学に繋がるのが十分に見込まれる。

アンケート調査の具体的な結果は、資料1のとおりである。「Q1.本専攻に対する興味・関心（進学の希望）」に関しては、学部生は「興味・関心がある」と「少し興味・関心がある」の回答が合計40%となった。この割合は、既存専攻の博士後期課程への進学率を大幅に超えるものであり、本専攻への関心の高さがうかがえる。大学院生は「本専攻への進学を希望する」と「本専攻への進学を検討する」の回答が合計51%となった。特に、修士1年生（回答者10名）のうち、2名が本専攻への進学を希望し、3名が進学を検討していることから、本専攻の開設予定の令和6年度から定員（2名）以上の入学が見込まれる。

「Q2.教育研究に関して期待すること」に関しては、学部生と大学院生のいずれも「国際的な視野に立った自身の専門性の深化」と「国際的に活躍するための経験・キャリアアップ」の回答がそれぞれ30%以上の高い割合となった。また、「国際的な研究を行っていくための英語力を含めた基礎的知識の獲得」も25%以上の回答があり、国際的に質保証されるジョイント・ディグリー・プログラムへの高い期待が推察される。

「Q3.人材育成に関して期待すること」に関しては、学部生は「国際学会での発言能力の獲得」と「国際的な共同研究の実施能力の向上」の回答が33%と28%、大学院生は「国際的な共同研究の実施能力の向上」と「海外大学の教員・学生との交流」の回答が31%と29%と高い割合であるが、各学年ともに他項目についてもそれぞれ約20%の回答を得ている。本専攻を通じた海外経験が、国際的な研究成果の発表といったグローバルな活動に重要な役割を果たすことが理解されており、ジョイント・ディグリー・プログラムによる海外大学との高度専門的な国際交流への期待が大きい。

「Q4.希望する将来の仕事」に関しては、「日本の大学での教育研究」、「海外大学での教育研究」、「公的研究機関での研究開発」、「国際的な企業での研究開発」の順に、学部生の回答は29%、9%、17%、14%である。一方、大学院生の回答は16%、16%、16%、24%である。学年により希望順位は異なるもの、教育研究あるいは研究開発を希望する割合は約70%にもなる。

以上の調査から、本専攻への期待は高く、定員を上回る十分なニーズのあることが推測される。また、複数名の大学院生が本専攻への進学を希望していることから、開設予定の令和

6年度から定員が充足される見込みであり、今後社会の国際化が進むにつれて、ニーズは更に高まると予想される。このように、本専攻には、毎年、定員（2名）以上の入学希望者があると予測できるが、入学対象者に対してガイダンスやホームページを介して日本語と英語により積極的に情報提供し、質の高い学生の確保と入学希望者の増加に努める。

B. 新設専攻の分野の動向

本専攻の目的は国際協働教育による持続循環型環境都市を牽引する人材育成であり、先述のとおり、これはSDGsと合致している。SDGsは世界共通の課題であり、非常に関心が高いものである。本専攻は、SDGsに都市・建築の分野から、国際的視点で、社会実装を念頭に取り組むものであり、他の大学では取り組まれていないユニークな専攻であると言え、近隣大学で同様の人材を育成している大学はない。SDGsへの関心の高まりや国際的視点を持った課題解決型人材へのニーズの高さを踏まえると、定員は十分に充足できると考えられる。

C. 中長期的な18歳人口の全国的、地域的動向等

国立社会保障・人口問題研究所の予測では、我が国の18歳人口は1992年以降右肩下がり続け、2009年から2018年までほぼ横ばいで推移している。2018年以降再び減少局面に突入しており、今後、2032年には初めて100万人を割って約98万人となり、さらに2040年には約88万人にまで減少すると推計されている。10年で12%程度の減少である。一方、日本全体で見た博士後期課程の入学者数は、平成30年度の14,903名から令和4年度には14,382名となっており、5年間で3.5%の減少である。単純には比較できないが、18歳人口の減少幅に比べ、博士後期課程の入学者の減少幅は小さい。本専攻への主な進学対象となる九州大学人間環境学府都市共生デザイン専攻及び空間システム専攻の修士課程は、学部（工学部建築学科：定員60名）からの進学率が70%程度と高く、修士課程進学者が多い。「A. 学生確保の見通しの調査結果」でも示したとおり、学生の関心も高いことから、両専攻の修士課程から本専攻へ進学する進学者が期待できる。

D. 競合校の状況

先述のとおり、本専攻は、SDGsに都市・建築の分野から、国際的視点で、社会実装を念頭に取り組むものであり、他の国内大学では取り組まれていないユニークな専攻であるといえる。そのため、他大学と競合することなく、人材の確保が行いやすい。SDGsへの関心の高まりや国際的視点を持った課題解決型人材へのニーズの高さを踏まえると定員は十分に充足できると考えられる。

E. 既設学部等の学生確保の状況

既設専攻である都市共生デザイン専攻及び空間システム専攻の博士後期課程の入学者数等を表2に示す。表に示すとおり、年度によるばらつきがあり、定員を充足していない年度

もあるが、令和4年度は充足率が向上している。その背景には、先導的人材育成フェロシップ事業や次世代研究者挑戦的研究プログラムなど、博士後期課程学生への奨学金制度の充実がある。これらの奨学金は新設する本専攻でも活用できるものであり、継続的な博士後期課程学生の確保が期待できる。先導的人材育成フェロシップ事業及び次世代研究者挑戦的研究プログラムの概要を以下に示す。

【先導的人材育成フェロシップ事業】

九州大学は、文部科学省「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業」の実施機関として採択された。令和3年度から九州大学『先導的人材育成フェロシップ事業』として、将来、情報・AI、量子、マテリアル、グリーンイノベーション分野を先導することが見込まれる優秀な研究者を育成することを目的として、本学の博士後期課程進学者を対象にフェロシップ(奨学金)として、研究専念支援金及び研究費を支給。また、あわせて研究力向上とキャリアパスの支援・確保に取り組んでいる。

【次世代研究者挑戦的研究プログラム】

九州大学は、『未来を拓く博士人材育成のためのオープンプラットフォーム型教育システムの構築』がJST「次世代研究者挑戦的研究プログラム～博士後期課程学生支援プロジェクト～」に採択された。優れた博士課程学生が主体的に融合的研究に専念できる環境を整備し、高い研究能力に加えて俯瞰力、学際性、国際性や幅広く高度なトランスファラブルスキルを育むとともに、キャリアパスの拡大に向けた支援の提供に一体的に取り組んでいる。

表2 博士後期課程入学者数の推移

【都市共生デザイン専攻博士後期課程】 ※社会人、内部進学者の数は内数

	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
入学定員(A)	5	社会人	内部進学者	5	社会人	内部進学者	5	社会人	内部進学者	5	社会人	内部進学者	5	社会人	内部進学者
志願者数	1	0	0	5	0	1	2	0	1	3	0	1	7	1	2
受験者数	1	0	0	5	0	1	2	0	1	3	0	1	7	1	2
合格者数	1	0	0	5	0	1	2	0	1	3	0	1	7	1	2
入学者数(B)	1	0	0	5	0	1	2	0	1	3	0	1	7	1	2
充足率(B/A)	20			100			40			60			140		

【空間システム専攻 博士後期課程】 ※社会人、内部進学者の数は内数

	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
入学定員(A)	7	社会人	内部進学者	7	社会人	内部進学者	7	社会人	内部進学者	7	社会人	内部進学者	7	社会人	内部進学者
志願者数	3	0	2	5	2	1	2	0	1	3	0	2	9	2	7
受験者数	3	0	2	5	2	1	2	0	1	3	0	2	9	2	7
合格者数	3	0	2	5	2	1	2	0	1	3	0	2	9	2	7
入学者数(B)	3	0	2	5	2	1	2	0	1	3	0	2	9	2	7
充足率(B/A)	42.9			71.4			28.6			42.9			128.6		

F. その他、申請者において検討・分析した事項

既設専攻である都市共生デザイン専攻及び空間システム専攻では、修士課程の国際コースにおいて、釜山大学校とのダブル・ディグリー・プログラムに取り組んでいる。表3にダ

ブル・ディグリー・プログラムへの入学者数を示す。新型コロナウイルス感染症による渡航制限等の影響で令和2年度より入学者が減少しているが、それ以前はコンスタントに入学者がおり、また、短期での交流事業参加者も多数であった。両大学で協働した教育プログラムには実績があること、今後、新型コロナウイルス感染症による海外渡航制限の影響も限定的になると考えられることから定員が確保できると考えられる。

表3 ダブル・ディグリー・プログラムへの入学者数

入学大学	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
九州大学	1	2	0	0	0
釜山大学校	5	3	4	2	1

オ. 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

本専攻では、質の高い学生を確保するため、以下の取組を行う。

- 両大学のホームページへの本専攻案内の掲載や本専攻を紹介するパンフレット等を作成して在學生に配布するなどの広報を行い、本専攻の情報を積極的に配信する。
- 両大学が共同して毎年開催している修士課程の学生を対象とした「Sustainable Design Camp」や2018年から実施している「ダブル・ディグリー・プログラム」を通じて学生等への周知・広報を行い、両大学で学生確保のための連携体制を構築する。
- 本専攻が開催する国際フォーラムや研究発表会において、広く周知・広報を行う。

2. 人材需要の動向等社会の要請

①人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

都市・建築分野は、ローカルな実践に関与しながらもグローバルな視点が重要なため、アジア産業界からの要望も鑑みて、“Think globally, act locally”を念頭に、国内学生に限らず海外留学生を受け入れながら、厳しい国際ステージで先導的に活躍できる人材を育成する必要がある。本専攻は、以下に示すとおり、自身が専門とする都市・建築分野はもとより、周辺領域まで幅広く俯瞰し、生活の実態や社会・文化などの背景を認識しながら環境保全に関する広範な技術や方策を理解して、それらを適切に総合化できる「都市・建築環境問題を解決するための施策・実践に向けて俯瞰力、実践力、国際力、発信力を兼備した高度専門家」の養成を目的とする。

- 都市・建築の全体を周辺領域まで含めて俯瞰することができ、その包括的な視点から都市・建築環境に係わる問題を理解し、イノベーションを通じて都市・建築の持続的発展に向けた実践的な課題解決ができる国際的な人材
- 深刻な都市・建築環境問題を抱えるアジアをフィールドとし、現地での実践・演習や海外インターンシップを通して国際力を備えた人材

- 国際社会が求める技術者像、研究者像を自覚し、海外大学、国際機関、産業界と連携し、得られた知見や研究成果を国際学会等で広く展開する情報発信力を備えた人材

具体的な研究教育の観点からは、都市・建築学における専門性の追究と幅広い総合性の学習の両立を目標として、以下の知識と技術を修得した人材を養成する。

- 将来のあるべき都市・建築像を想定して、それに向けた新しい研究分野を開拓し、その実現に必要な都市・建築政策への提言を行うための知識と技術
- 都市・建築環境を世界的な循環システムとして捉え、総合的に環境負荷を評価して管理するための知識と技術
- 建築物が周辺環境に与える影響を包括的に評価し、管理するための知識と技術

②社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえた客観的な根拠

人間活動の飛躍的な拡大は、資源・エネルギー需要の増大、二酸化炭素濃度の上昇、地球温暖化、大気汚染など、世界規模でネガティブインパクトをもたらしている。特に、急激な成長都市を抱えるアジア諸国では、都市・建築環境の悪化が国境を跨ぐ国際的な問題となっている。国際エネルギー機関（IEA）は、2035年までの経済成長の65%はOECD非加盟国のアジアで起こると予想しており、アジアの環境問題はますます逼迫した状況になると予想される。国連の2030アジェンダはSDGs（持続可能な開発目標）を中核としているが、アジアにおけるSDGsの達成は困難なことが想像される。本専攻の目的である国際協働教育による持続循環型環境都市を牽引する人材育成の取組はSDGsと合致しており、今日の社会にはこうした問題に適切に対応し、自律的かつ持続可能な発展を先導する人材が求められている。

都市・建築分野では、地球環境に配慮した循環型社会や環境負荷の少ない脱炭素社会の構築など、国際的な環境問題を解決するために、グローバルな視点に立脚した高度専門教育の推進が喫緊の課題である。一方で、社会基盤や生活様式に基づく地域社会固有の問題もあるため、国際基準に準拠したローカルな実践的教育が要求される。特に、多様な歴史・文化・伝統が複雑に混在し、都市・建築に係る深刻な環境問題を抱えるアジアにおいて持続的な発展を図るには、都市・建築の全体を周辺領域まで俯瞰して、生活環境の実態や社会的・文化的背景の理解に基づいて個々の技術や政策を総合化し、環境施策を実践する人材育成が必要である。

そのためには、現地で課題を把握・考察し、解決策を導き出し、実践して学ばせること（実践学知の経験）が極めて有効となる。つまり、国境を越えた学びの場を提供し、アジア都市・建築の多様性を共有しながら、教育の質を保証した教育プログラムを国際的に広く普及させることが重要になる。

一方、今日のテクノロジーや科学の進歩は、サイバー空間（仮想的データ空間）とフィジカル空間（現実空間）の融合を進めており、そこに生きる私たちの生活そのものを世界規模

で根本的に変えようとしている。政府策定の「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（2021 年～2025 年）」では、こうした情報ネットワークや IoT の活用を通じた「超スマート社会（スーパーシティ構想）」を未来の姿として共有し、その実現に向けて「Society5.0」の強力な推進を提唱している。人々に豊かさをもたらす超スマート社会を実現するには、都市・建築における「サービスプラットフォームに必要となる技術」や「新たな価値創出のコアとなる強みを有する技術」の戦略的強化が求められる。こうした状況を鑑みて、SDGs と Society5.0 を相互連動するものとして将来構想し、それを実現すべく社会実装を押し進めることは、近未来の人間の生活と環境に関わる重要な課題と位置付けられる。

都市・建築の環境保全に関する知識を有し、研究開発、政策立案、社会実装などに携わることができる人材は世界的に不足している。地球温暖化等の環境対策は全世界的な課題であるため、グローバルな視点を有する研究者及び技術者の需要は拡大することが予想され、国際的に活躍できる場への進路はより一層開けるものと推察される。また、我が国においても国策として脱炭素社会や超スマート社会の実現を目指しており、将来的にも需要が高いものと判断される。

このような社会的、地域的な人材需要の動向等も踏まえ、本専攻で養成する人材像を設定している。

資料 1. 大学院人間環境学府九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻（博士後期課程）のニーズ調査結果

調査概要

【内 容】 アンケート調査

【実施時期】 2023年2月～3月

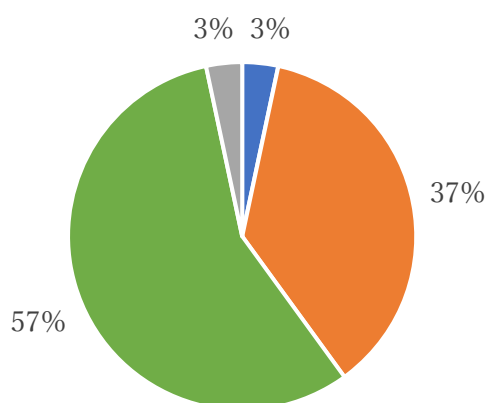
【対 象】 九州大学工学部建築学科4年生30名

九州大学大学院人間環境学府博士後期課程への進学を検討している同学府修士1・2年生18名

Q1. 現在設置の準備を進めている人間環境学府都市・建築学国際連携専攻（博士後期課程）について当てはまるものを、以下の項目からお答えください（回答は1つのみ）。

1. 興味・関心がある（本専攻への進学を希望する）
2. 少し興味・関心がある（本専攻への進学を検討する）
3. 興味・関心がない
4. その他（ ）

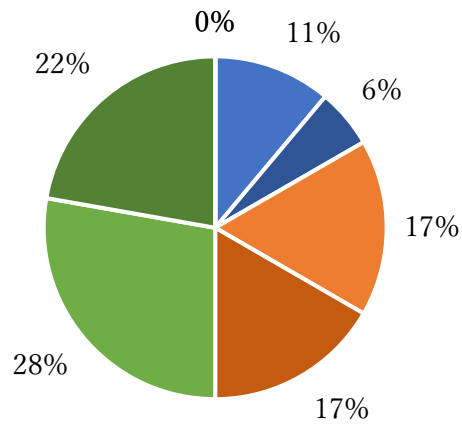
Q1. 興味・関心



- 興味・関心がある
- 少し興味・関心がある
- 興味・関心がない
- その他

学部生：有効回答数 30

Q1. 興味・関心（進学希望）



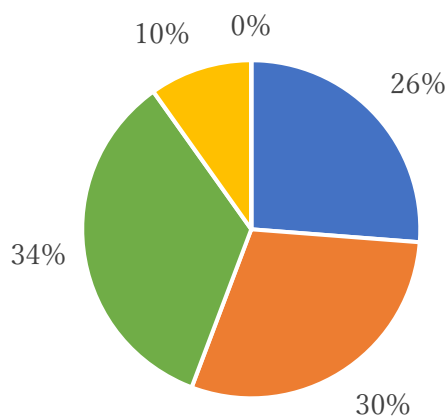
- 興味・関心がある（進学を希望する）（修士1年）
- 〃（修士2年）
- 少し興味・関心がある（進学を検討する）（修士1年）
- 〃（修士2年）
- 興味・関心がない（修士1年）
- 〃（修士2年）
- その他（修士1年）
- 〃（修士2年）

大学院生：有効回答数 18

Q2. 都市・建築学国際連携専攻における教育研究に関して期待することを、以下の項目からお答えください（3つまで回答可）。

1. 国際的な研究を行っていくための英語力を含めた基礎的知識の獲得
2. 国際的な視野に立った自身の専門性の深化
3. 国際的に活躍するための経験・キャリアアップ
4. 国際的に通用するリーダーシップの涵養
5. その他（

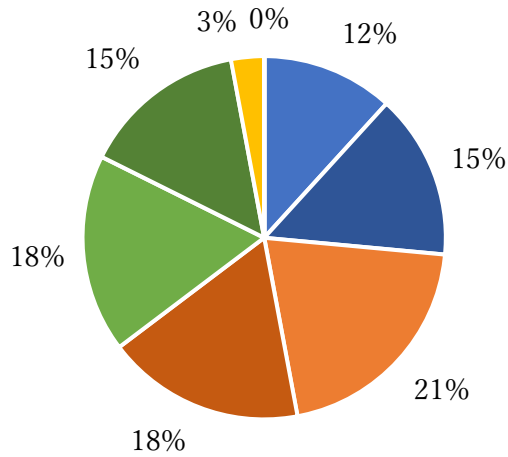
Q2. 教育研究に関して期待すること



- 国際的な研究を行っていくための英語力を含めた基礎的知識の獲得
- 国際的な視野に立った自身の専門性の深化
- 国際的に活躍するための経験・キャリアアップ
- 国際的に通用するリーダーシップの涵養
- その他

学部生：有効回答数 61

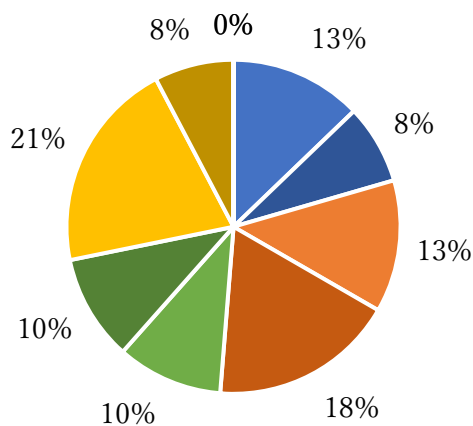
Q2. 教育研究に関して期待すること



- 国際的な研究を行うための英語力を含めた基礎的知識の獲得 (修士1年)
- 〃 (修士2年)
- 国際的な視野に立った自身の専門性の深化 (修士1年)
- 〃 (修士2年)
- 国際的に活躍するための経験・キャリアアップ (修士1年)
- 〃 (修士2年)
- 国際的に通用するリーダーシップの涵養 (修士1年)
- 〃 (修士2年)
- その他 (修士1年)
- 〃 (修士2年)

大学院生：有効回答数 34

Q3. 国際社会での人材育成に関する期待



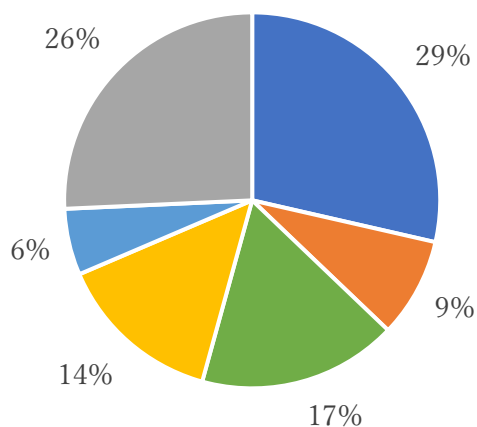
- 国際学会での発言能力の獲得 (修士1年)
- 〃 (修士2年)
- 国際的な共同研究の実施能力の向上 (修士1年)
- 〃 (修士2年)
- 海外大学との共同研究 (修士1年)
- 〃 (修士2年)
- 海外大学の教員・学生との交流 (修士1年)
- 〃 (修士2年)
- その他 (修士1年)
- 〃 (修士2年)

大学院生：有効回答数 39

Q4. 将来の仕事として希望するものを、以下の項目からお答えください（複数回答可）。

1. 日本の大学での教育研究
2. 海外の大学での教育研究
3. 公的研究機関での研究開発
4. 国際的な企業での研究開発
5. 産官学における国際的なプロジェクトの計画実施
6. その他（ ）

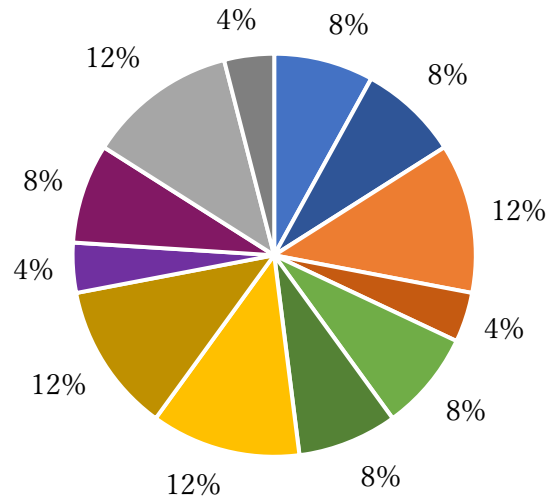
Q4. 将来の仕事として希望するもの



- 日本の大学での教育研究
- 海外の大学での教育研究
- 公的研究機関での研究開発
- 国際的な企業での研究開発
- 産官学における国際的なプロジェクトの計画実施
- その他

学部生：有効回答数 35

Q4. 将来の仕事として希望するもの



- 日本の大学での教育研究 (修士1年)
- 〃 (修士2年)
- 海外の大学での教育研究 (修士1年)
- 〃 (修士2年)
- 公的研究機関での研究開発 (修士1年)
- 〃 (修士2年)
- 国際的な企業での研究開発 (修士1年)
- 〃 (修士2年)
- 産官学における国際的なプロジェクトの計画実施 (修士1年)
- 〃 (修士2年)
- その他 (修士1年)
- 〃 (修士2年)

大学院生：有効回答数 25

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	イバシ タツロウ 石橋 達朗 <令和3年4月>		医学博士		九州大学学長 (令和2年10月～令和8年9月)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。

教 員 の 氏 名 等													
(人間環境学府 九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻) (九州大学)													
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年	当 次	担 単 位 数	年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
1	専	教授 (専攻長)	オザキアキヒト 尾崎 明仁 <令和6年4月>		工学 博士		Research Planning I Research Methodology I Doctral Thesis Research I Doctral Thesis Research II Doctral Thesis Research III	1前・後 1前・後 2後 3前 3後		1 1 2 2 2	1 1 1 1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 教授(平 26.3)	5日
2	専	教授	サカイタケル 坂井 猛 <令和6年4月>		博士 (工学)		Research Planning I Research Methodology I Doctral Thesis Research I Doctral Thesis Research II Doctral Thesis Research III	1前・後 1前・後 2後 3前 3後		1 1 2 2 2	1 1 1 1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 教授(平 19.9)	5日
3	専	教授	ヤマグチケンタロウ 山口 謙太郎 <令和6年4月>		博士 (工学)		Research Planning I Research Methodology I Doctral Thesis Research I Doctral Thesis Research II Doctral Thesis Research III	1前・後 1前・後 2後 3前 3後		1 1 2 2 2	1 1 1 1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 教授(平 30.8)	5日
4	専	准教授	シガツトム 志賀 勉 <令和6年4月>		博士 (人間環 境学)		Research Planning I Research Methodology I Doctral Thesis Research I Doctral Thesis Research II Doctral Thesis Research III	1前・後 1前・後 2後 3前 3後		1 1 2 2 2	1 1 1 1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 准教授(平 24.12)	5日
5	専	准教授	ツルサキナオキ 鶴崎 直樹 <令和6年4月>		博士 (人間環 境学)		Research Planning I Research Methodology I Doctral Thesis Research I Doctral Thesis Research II Doctral Thesis Research III	1前・後 1前・後 2後 3前 3後		1 1 2 2 2	1 1 1 1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 准教授(平 19.7)	5日
6	専 (調)	准教授	ブラサンナ デイビガルビ テイヤ Prasanna Divigalpititiya <令和6年4月>		博士 (工学)		Research Planning I Research Methodology I Doctral Thesis Research I Doctral Thesis Research II Doctral Thesis Research III	1前・後 1前・後 2後 3前 3後		1 1 2 2 2	1 1 1 1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 准教授(令 3.4)	5日
7	専	助教	キジマタカユキ 木島 孝之 <令和6年4月>		博士 (工学)		Research Planning I Research Methodology I	1前・後 1前・後		1 1	1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 助教(平 19.7)	5日
8	専	助教	アリマユウスケ 有馬 雄祐 <令和6年4月>		博士 (工学)		Research Planning I Research Methodology I	1前・後 1前・後		1 1	1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 助教(令4.4)	5日
9	兼任	教授	スエヒロカオル 末廣 香織 <令和6年4月>		Master of Archite cture (オラ ンダ)		Research Planning I Research Methodology I	1前・後 1前・後		1 1	1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 教授(令4.4)	
10	兼任	教授	ニナカワトシヒコ 嶋川 利彦 <令和6年4月>		博士 (人間環 境学)		Research Planning I Research Methodology I	1前・後 1前・後		1 1	1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 教授(平 21.4)	
11	兼任	教授	ホリヨシキ 堀 賀貴 <令和6年4月>		博士 (工学)		Research Planning I Research Methodology I	1前・後 1前・後		1 1	1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 教授(平 19.7)	
12	兼任	教授	チョウセイシン 趙 世晨 <令和6年4月>		博士 (工学)		Research Planning I Research Methodology I	1前・後 1前・後		1 1	1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 教授(平 29.4)	
13	兼任	教授	カンノタツオ 神野 達夫 <令和6年4月>		博士 (工学)		Research Planning I Research Methodology I	1前・後 1前・後		1 1	1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 教授(平 24.4)	
14	兼任	教授	スミヨンダイスケ 住吉 大輔 <令和6年4月>		博士 (工学)		Research Planning I Research Methodology I	1前・後 1前・後		1 1	1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 教授(令3.9)	

15	兼担	教授	クロセタケフミ 黒瀬 武史 <令和6年4月>		博士 (工学)		Research Planning I Research Methodology I	1前・後 1前・後	1 1	1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 教授(令3.4)
16	兼担	准教授	コガヤスコ 古賀 靖子 <令和6年4月>		博士 (工学)		Research Planning I Research Methodology I	1前・後 1前・後	1 1	1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 准教授(平 19.7)
17	兼担	准教授	コヤマトモユキ 小山 智幸 <令和6年4月>		博士 (工学)		Research Planning I Research Methodology I	1前・後 1前・後	1 1	1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 准教授(平 19.7)
18	兼担	准教授	マツオシンタロウ 松尾 真太郎 <令和6年4月>		博士 (工学)		Research Planning I Research Methodology I	1前・後 1前・後	1 1	1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 准教授(平 26.10)
19	兼担	准教授	サトウトシアキ 佐藤 利昭 <令和6年4月>		博士 (工学)		Research Planning I Research Methodology I	1前・後 1前・後	1 1	1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 准教授(平 28.4)
20	兼担	准教授	ショウコウジロウ 蕭 耕偉郎 <令和6年4月>		博士 (工学)		Research Planning I Research Methodology I	1前・後 1前・後	1 1	1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 准教授(令 3.10)
21	兼担	准教授	スギヤマタカシ 杉山 高志 <令和6年4月>		博士 (情報 学)		Research Planning I Research Methodology I	1前・後 1前・後	1 1	1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 准教授(令 5.4)
22	兼担	助教	ミノウラエイコ 箕浦 永子 <令和6年4月>		博士 (工学)		Research Planning I Research Methodology I	1前・後 1前・後	1 1	1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 助教(平 22.4)
23	兼担	助教	シワフミヒコ 志波 文彦 <令和6年4月>		博士 (工学)		Research Planning I Research Methodology I	1前・後 1前・後	1 1	1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 助教(平 22.4)
24	兼担	助教	シゲフジミチコ 重藤 迪子 <令和6年4月>		博士 (工学)		Research Planning I Research Methodology I	1前・後 1前・後	1 1	1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 助教(平 28.4)
25	兼担	助教	ナンブヤスヒロ 南部 恭広 <令和6年4月>		博士 (工学)		Research Planning I Research Methodology I	1前・後 1前・後	1 1	1 1	九州大学大学院 人間環境学研究 院 助教(平 29.4)

(注)

- 1 教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校に収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合又は大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 「申請に係る学部等に従事する週当たりの平均日数」の欄は、専任教員のみ記載すること。

教 員 の 氏 名 等													
(人間環境学府 九州大学・釜山大学校都市・建築学国際連携専攻) (釜山大学校)													
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年	当 次	担 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
1	外国 (調)	准教授相当 Associate Professor (早교수)	Chung, Jae-hoon	-	PhD	-	Research Planning II Research Methodology II Doctral Thesis Research I Doctral Thesis Research II Doctral Thesis Research III	1後・2前 1後・2前 2後 3前 3後		-	-	Associate Professor of Department of Architecture, Pusan National University	-
2	外国	教授相当 Professor (교수)	Lee, In-hee	-	PhD	-	Research Planning II Research Methodology II Doctral Thesis Research I Doctral Thesis Research II Doctral Thesis Research III	1後・2前 1後・2前 2後 3前 3後		-	-	Professor of Department of Architecture, Pusan National University	-
3	外国	教授相当 Professor (교수)	Woo, Shin-koo	-	PhD	-	Research Planning II Research Methodology II Doctral Thesis Research I Doctral Thesis Research II Doctral Thesis Research III	1後・2前 1後・2前 2後 3前 3後		-	-	Professor of Department of Architecture, Pusan National University	-
4	外国	教授相当 Professor (교수)	Yoo, Jae-woo	-	PhD	-	Research Planning II Research Methodology II Doctral Thesis Research I Doctral Thesis Research II Doctral Thesis Research III	1後・2前 1後・2前 2後 3前 3後		-	-	Professor of Department of Architecture, Pusan National University	-
5	外国	教授相当 Professor (교수)	Yoon, Seong-hwan	-	PhD	-	Research Planning II Research Methodology II Doctral Thesis Research I Doctral Thesis Research II Doctral Thesis Research III	1後・2前 1後・2前 2後 3前 3後		-	-	Professor of Department of Architecture, Pusan National University	-
6	外国	教授相当 Professor (교수)	Park, Changbae	-	PhD	-	Research Planning II Research Methodology II Doctral Thesis Research I Doctral Thesis Research II Doctral Thesis Research III	1後・2前 1後・2前 2後 3前 3後		-	-	Professor of Department of Architecture, Pusan National University	-
7	外国	教授相当 Professor (교수)	Lawrence B. Kim	-	Master	-	Research Planning II Research Methodology II	1後・2前 1後・2前		-	-	Professor of Department of Architecture, Pusan National University	-
8	外国	助教相当 Assistant Professor (조교)	Jin, Keo-jin	-	Master	-	Research Planning II Research Methodology II	1後・2前 1後・2前		-	-	Assistant Professor of Department of Architecture, Pusan National University	-
9	外国	助教相当 Assistant Professor (조교)	Paek, Seunghan	-	PhD	-	Research Planning II Research Methodology II Doctral Thesis Research I Doctral Thesis Research II Doctral Thesis Research III	1後・2前 1後・2前 2後 3前 3後		-	-	Assistant Professor of Department of Architecture, Pusan National University	-
10	外国	教授相当 Professor (교수)	Lee, Sang-ho	-	PhD	-	Research Planning II Research Methodology II Doctral Thesis Research I Doctral Thesis Research II Doctral Thesis Research III	1後・2前 1後・2前 2後 3前 3後		-	-	Professor of Department of Architecture Engineering, Pusan National University	-

11	外国	教授相当 Professor (교수)	Oh, Sang-hoon	-	PhD	-	Research Planning II Research Methodology II Doctral Thesis Research I Doctral Thesis Research II Doctral Thesis Research III	1後・2前 1後・2前 2後 3前 3後	-	-	Professor of Department of Architecture Engineering, Pusan National University	-
12	外国	助教相当 Assistant Professor (조교)	Shin, Dong-hyeon	-	PhD	-	Research Planning II Research Methodology II Doctral Thesis Research I Doctral Thesis Research II Doctral Thesis Research III	1後・2前 1後・2前 2後 3前 3後	-	-	Assistant Professor of Department of Architecture Engineering, Pusan National University	-

(注)

- 1 教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合又は大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 「申請に係る学部等に従事する週当たりの平均日数」の欄は、専任教員のみ記載すること。

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	-	-	-	1人	2人	-	-	3人	申請大学の 教員の 状況
	修 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	学 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	短 期 大 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	
准 教 授	博 士	-	-	-	1人	2人	-	-	3人	申請大学の 教員の 状況
	修 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	学 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	短 期 大 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	
講 師	博 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	修 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	学 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	短 期 大 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	
助 教	博 士	-	1人	-	-	1人	-	-	2人	申請大学の 教員の 状況
	修 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	学 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	短 期 大 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	博 士	-	1人	-	2人	5人	-	-	8人	申請大学の 教員の 状況
	修 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	学 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	短 期 大 士	-	-	-	-	-	-	-	-	
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注)

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度（以下「完成年度」という。）における状況を記載すること。
- 4 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。